令和2年第2回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

令和2年第2回伊仙町議会定例会会期日程表

令和2年6月9日開会~6月12日閉会 会期4日間

月	日	曜	会議別	日程	備	考
			全員協議会	○全員協議会		
6	9	火	本会議	 ○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 (1) 諸般の報告(議長の動静) (2) 行政報告(町長) ○陳情 1件(陳情第4号 総文厚常任委員会へ付託) ○報告 1件(報告~質疑で終結) ○同意 1件(提案理由~採決) ○議案 12件 ○現地調査(町内小中学校)午後3時半より 		
IJ	10	水	本会議	○一般質問(牧議員・美島議員・佐田議員・福留議員4名)○総務文教厚生常任委員会(陳情審査)		
IJ	11	木	本会議	○一般質問(前議員・永田議員・西議員・清議員 3名)		
IJ	12	金	本会議	○議案 12件(補足説明~質疑~討論~採決)○陳情審査報告 2件(報告~質疑~討論~採決)○意見書発議(報告~質疑~討論~採決)○閉会中の継続審査・所管事務調査(議運・総文厚・経建常任委員会)○閉会		

令和2年第2回伊仙町議会定例会

第 1 日

令和2年6月9日

令和2年第2回伊仙町議会定例会議事日程(第1号) 令和2年6月9日(火曜日) 午前10時 開議

1. 議事日程(第1号)

- ○開会の宣言
- ○開議の宣言
- ○日程第1 会議録署名議員の指名
- ○日程第2 会期の決定
- ○日程第3 諸報告
- ○日程第4 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、 2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について(総務文教厚生常 任委員会へ付託)
- ○日程第5 報告第1号 令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告(提案理由~ 補足説明~質疑~終結)
- ○日程第6 同意第1号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意(提案理由〜補足説明〜質疑〜討論〜採決)
- ○日程第7 議案第37号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更(提案理由のみ)
- ○日程第8 議案第38号 伊仙町辺地総合計画の一部変更(提案理由のみ)
- ○日程第9 議案第39号 伊仙町税条例の一部を改正する条例(提案理由のみ)
- ○日程第10 議案第40号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(提 案理由のみ)
- ○日程第11 議案第41号 伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(提案理由 のみ)
- ○日程第12 議案第42号 伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例(提案理由のみ)
- ○日程第13 議案第43号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(提案理由のみ)
- ○日程第14 議案第44号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例(提案理由のみ)
- ○日程第15 議案第45号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)(提案理由のみ)
- ○日程第16 議案第46号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(提案理由 のみ)
- ○日程第17 議案第47号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(提案 理由のみ)
- ○日程第18 議案第48号 令和2年度徳之島交流ひろば「は一らい館」特別会計補正予算(第1号) (提案理由のみ)

1. 出席議員(14名)

名 議席番号 氏 名 議席番号 氏 1番 杉山 肇 君 2番 牧本和英君 彦 二 3番 西 君 4番 佐 田 元 君 5番 清 平 君 6番 畄 林 剛 也 君 7番 牧 徳 久 君 8番 上 木 千恵造 君 9番 永 田 誠君 10番 福 留 達 也 君 11番 徹 志 君 12番 明 石 秀 雄君 前 一 君 13番 樺山 14番 美島 盛秀君

1. 欠席議員(0名)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長稲田良和君

事務局書記 元 原 克 也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

名 氏 職 名 氏 名 職 名 町 長 大久保 町 長 稲 明君 副 隆仁君 総務課長久保 等 君 未来創生課長 松 田 博樹 君 くらし支援課長 名 古 健 二 君 子育て支援課長 稲 君 泉 喜博 地域福祉課長 大 山 拳 君 経 済 課 長 仲 島 君 正敏 耕地課 長 穂 建設課長福島隆 也 君 浩 一 君 きゅらまち観光課長 久 保 修 水道課長徳 正大 次 君 永 君 農委事務局長 豊 島 克 仁 君 教 育 長大 Ш 惣二郎 君 教委総務課長 上 木 正 人 君 社会教育課長 伊藤 晋 吾 君 健康增進課長 澤 学校給セ所長 水 本 斉 君 佐和子 君 選挙管理委員会書記長 重 村 浩 次 君 総務課長補佐 寶 永 英 樹 君

△開 会(開議) 午前10時00分

〇議長 (明石秀雄君)

ただいまから、令和2年第2回伊仙町議会定例会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長 (明石秀雄君)

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、岡林剛也君、牧 徳久君、予備署名議員を、 上木千恵造君、永田 誠君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

〇議長 (明石秀雄君)

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月12日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 9 日から 6 月 12 日までの 4 日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸報告

〇議長 (明石秀雄君)

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より令和2年第1回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

4月7日、第53回戦艦大和を旗艦とする特攻艦隊戦没将士慰霊祭、神事のみ犬田布岬において行いました。

23日、防犯組合連絡協議会会計監査を徳之島警察署で行いました。

24日、瀬田海の海開き。これも神事のみでしたけれども瀬田海公園で行いました。

5月7日、令和2年第2回臨時議会告示。

11日、令和2年第2回臨時議会を当議事堂にて行いました。

6月1日、令和2年第2回定例会告示。

4日、議会運営委員会、第2回定例会議事日程等を委員会室で行いました。

9日、本日であります、定例会の会議でございます。

その他の会議や研修会等、総会等については全て中止になりました。

以上で、議長の動静についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和2年5月分までの例月出納検査の結果、事務事業については、おおむ ね適正であるが改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。また、閲覧を希望 される方は事務局に常備していますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

〇町長 (大久保明君)

3月議会以降の主な行事について報告申し上げます。

まず、今回のコロナ感染症において、12月末から始まりまして世界中でパンデミックな状況になった中で、伊仙町においては町民の方々の厳しい自粛に耐えたということと、町内に東京、関西などから来る人たちを制限したこともあって感染者が発生しませんでした。改めて町民の方々に感謝申し上げます。ありがとうございます。

なお、終息はまだまだ見通せない状況の中で、緊急事態宣言は解除されましたけれども、まだまだ3密を避けるなど厳しい状況は続いていくと思いますので、町民一体となって乗り越えてまいりたいと思っております。

3月28日に、延期になっておりました広域連合令和2年度定例議会がありまして、広域議会の予算が成立いたしました。

3月30日において、徳之島ダムを中心とした徳之島用水の土地改良区の理事会役員会がございまして、この中で最年少理事である伊仙町出身の宮永 誠さんが理事長ということで選出されました。 挨拶の中で、島全体これから若い人たちが中心となって農業をやっていくと、そしてダムの水を 最大限に有効に使っていくことが使命だというふうな挨拶がございました。

4月13日にトライアスロン徳之島大会の総会がありまして、11月15日に延期ということで結論が 出ましたけれども、最終判断はまだまだこれから9月頃に行うということでありました。

4月16日には緊急校長会がありまして、前日に全国一斉の緊急事態宣言があった中で、4月20日 以降の伊仙町内における小中学校の休校ということの決定をいたしました。

また、20日には商工会の方々が来庁いたしまして、いろいろな飲食店等の休業補償についての要望がございました。

これに載っていませんけれども、4月27日に町婦人連盟より手作りのマスク700枚が小中学生用に 寄贈されました。

4月28日において、懸案でありました徳之島農業高校の跡地で義名山周辺、そして農業高校の東側を含めて早急に伊仙町のほうに譲渡していただくように要望しまして、その後、着々と話が進んでいる状況であります。

4月から私は広域連合の連合長になったことで朝礼と安全パトロールが毎月始まりました。第

2回目において、特にこれからごみのリサイクルを中心とした施設として推進していく中で、燃えないごみの分別が非常に劣悪であるということで、伊仙町の回収日に合わせて町婦連の会長さん、そして区長会の代表の方々と視察を行いまして、今後とも、この生ごみだけではなくて燃えないごみの分別を徹底してく必要があるというふうに感じました。

それから、5月11日は、先ほどありましたように第2回の伊仙町議会の臨時会がございまして、 専決処分の承認を提案したところでございます。

5月12日には、徳之島建設業協会のほうから2,000枚のマスクの寄贈がございました。

5月15日には、鹿児島大学と徳之島3町の包括連携協定をオンラインによる画像で締結式を行いました。

その日に、日本マルコの所長さんが来庁いたしまして、4月から採用で5人の新しい職員を採用 したということで、今後さらに年内に10人ほどを採用したいという話でありました。

5月22日に、長年の課題でありました平家を中心とした修復の予算が通りまして、阿権集落住民 との打合わせを行いました。

5月29日に、先ほど申し上げた徳之島農業高校の跡地の第1回の利用計画検討会がございました。 5月30日には、これは徳之島3町の有志の方々、そして島の島唄の方々が中心となって、とくの しまからよーにうがめーらという形で、オンラインでユーチューブで全国に発信いたしまして、翌 日には約5,000以上のつながりがあったということでありました。

6月1日には、町内の業者のほうから検温器の贈呈がありまして、これは小中学校に全て検温器 を寄贈していただきました。

6月5日に区長会がございまして、この中でがんばる集落交付金を生かして、下検福の区長さんが6月7日に農産物の市場を開催したいということで、かなりの熱弁を振るっていただきまして、 検福の県道沿いにバレイショの集荷所の跡地を活用して観光バスも来れるような市場を開拓しておりました。

今後、この各集落のがんばる集落交付金を生かして、各集落が自分たち自らで集落作りをやって いこうということに対しましては、町としても全力で協力をしてまいりたいと思っております。 以上でございます。

〇議長 (明石秀雄君)

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第4号 「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を 図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請につ いて」

〇議長 (明石秀雄君)

日程第4 陳情第4号、「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、

2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について」を議題といたします。

令和2年第1回定例会後、これまで受理した陳情書は1件です。したがって、お手元にお配りした陳情文書一覧のとおり、陳情第4号につきましては所管する総務文教厚生常任委員会に付託しましたので、報告します。

△ 日程第5 報告第1号 令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

〇議長 (明石秀雄君)

日程第5 報告第1号、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について議題と します。

提案理由の説明を求めます。

〇町長 (大久保明君)

令和2年度第2回伊仙町議会定例会に提案いたしました報告第1号について、提案理由の説明を いたします。

報告第1号は、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行 令第146条第2項の規定により報告するものであります。

よろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

報告第1号、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明があれば、これを許します。

〇総務課長(久保 等君)

報告第1号、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、補足説明いたします。

繰越計算書をお開きください。

令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費計算書をご参照ください。

5 款農林水産業費1項農業費、事業名、液肥散布車購入事業、事業費1,804万円、翌年度繰越金1,804万円、財源内訳、地方債1,780万円、一般財源24万円でございます。

同款項、事業名、産地パワーアップ事業、事業費 1 億2,452万5,000円、翌年度繰越金 1 億1,880万円、財源内訳、全額が国庫支出金 1 億1,880万円であります。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名、過疎対策道路整備事業、事業費921万7,000円、翌年度繰越 金841万8,000円、財源内訳、地方債830万円、一般財源11万8,000円であります。

同款項、事業名、社会資本整備総合交付金事業、事業費5,899万2,000円、翌年度繰越金2,539万6,000円、財源内訳、国庫支出金1,580万9,000円、地方債660万円、一般財源298万7,000円であります。

同じく同款項、事業名、防災安全社会資本整備交付金事業、事業費2億3,784万2,000円、翌年度 繰越金2,228万8,000円、財源内訳、国庫支出金1,557万4,000円、地方債650万円、一般財源21万4,000 円であります。

7款土木費5項公園費、事業名、特定地方公園整備事業、事業費4,115万円、翌年度繰越金3,560万円、財源内訳、国庫支出金1,780万円、地方債1,780万円であります。

続きまして、8 款消防費 1 項消防費、事業名、避難所施設改修事業、事業費3,400万円、翌年度繰越金3,400万円、財源内訳としまして、国庫支出金2,040万円、地方債1,360万円であります。

続きまして、9 款教育費 1 項教育総務費、事業名、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、 事業費 1 億1,651万8,000円、翌年度繰越金 1 億1,651万8,000円、財源内訳、国庫支出金4,811万円、 地方債6,700万円、一般財源140万8,000円であります。

同款項、事業名、伊仙中学校10号棟耐震補強大規模改造事業、事業費7,583万5,000円、翌年度繰越金7,373万1,000円、財源内訳、国庫支出金2,616万6,000円、地方債4,000万円、一般財源756万5,000円であります。

事業費合計 7億1,611万9,000円、翌年度繰越合計 4億5,279万1,000円、財源内訳の総額、国庫支出金合計 2億6,265万9,000円、地方債合計 1億7,760万円、一般財源の合計1,253万2,000円でございます。

以上で、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に関する補足説明を終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

報告第1号について、質疑を行います。

〇13番(樺山 一君)

令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑をします。 款5、7、8、9、繰越明許費がございますが、この全体の進捗状況を報告願います。

〇経済課長 (仲島正敏君)

5 款農林水産事業費のうち1項農業費、液肥散布車購入事業につきましては、今年度4月上旬のほうに納車を受けまして、完成検査及び引渡しを受け、現在、液肥センターのほうで稼働いたしております。

その下の、産地パワーアップ事業につきましては、3月議会で申しましたとおり製糖期終了後ということで始まっておりまして、ただいま入札が終わりまして次期製糖期までに完成するように、今、進めているということでございます。

〇建設課長(福島隆也君)

7款土木費について補足説明いたします。

明許繰越費進捗状況についてですが、各繰越費の工事費について、年度替わりに伴い経費の変更、 見積りの取り直し、県土木事務所の審査等がありますので、審査が終わり次第、6月末日には発注 できるものと思います。

過疎対策事業費については、木之香生活就労施設の進捗状況を見ながら発注になります。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

公園費の特定地区公園整備工事についてですが、こちらは義名山公園の管理等改修で、現在工事中であります。工期を7月3日まで予定しております。

〇総務課長(久保 等君)

8 款消防費の避難所施設改修事業でありますが、これにつきましては2 施設の保健福祉会館を予定していまして、6 月末に設計委託が発注できるように、今、準備を進めているところであります。

〇教委総務課長(上木正人君)

教育費、教育総務費、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業につきましては、ネットワーク整備の調査は既に終わってございます。来月頃に報告書のほうが届く予定になってございます。 次の伊仙中学校10号棟耐震補強大規模改造事業につきましては、5月25日に入札を行いまして29日に契約をいたしました。校区分けが1校区から3校区、あと管理業務委託のほうでございます。 工期のほうが5月29日から10月2日、127日間でございます。

〇13番(樺山 一君)

繰越しされた分に関して順調に事業が進んでいるようには見受けられます。ぜひ、特にこの7款 土木費に関しては国も施工の平準化というのを進めておりますので、やはり、今、伊仙町内で県の 工事をしている方は仕事をしていますが、県の工事をしていない、伊仙町だけで工事をされる方は 工事をしていません。

ぜひ、4月、5月、6月に前倒しをして、繰越しをするのではなく前倒しをして発注できるような形で、今、平準化率というのも国が厳しく指導していると思いますので、前倒しをして発注できるような状態にしていただきたい。

補正予算で12月頃についた予算は別にして、当初から計画されている予算に関しては、ぜひ前倒 しをして発注できるように、そして、また繰越しをしないような形でしていただきたいと思います。 以上です。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇14番(美島盛秀君)

令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書について、質疑をいたします。

繰越金額の総額が7億1,611万9,000円、これに対して繰越額が4億5,279万1,000円と、今の樺山 議員に関連しますけれども、前金額よりも繰越額が多いと、4億5,279万1,000円も繰越しをしているということは、半分以上繰越しをしているということになります。

明許繰越でありますので、年度末に事業の予算が承認されたとかいろいろと事情があると思いますけれども、30年度の冷房空調設備設置工事事業で翌年度に繰越された事業について、1年間の余裕もあったのに遅れて、工期を心配しながら入札があったという例がありました。このことについて、私は一般質問を通告してあるわけなんですけれども、こういうような事等で事業の遅れ、ある

いは突貫工事、こういうことが心配をされます。

ですから、今後はこういう明許繰越事業については、4月からきちんと精査をして事業ができるように努力をしていただきたいことをお願いいたしますとともに、こういうようなことで今の伊仙町の財政状況を見てみますと、これは国や県の補助金を含め、あるいは地方債が大分入っております、僅か一般財源は1,250万円程度と、これで行財政改革が進んでいると思われるのか、お尋ねをいたします。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

この予算のうち12月に計上されたもの等もありまして、全てが当初ではなかったわけなんですが、 用地の関係等も絡んで、あと奄振の前倒し、この辺の事業費も入っていますので、事務の遅れとか、 それは4月に繰越しでありますので4月から適正な事務の執行ということであるんですが、その辺 においては今回委託とかそういうのもコロナウイルスで島内に入れなかったとか、そういうことも ありますので事務の執行について遅れているという感覚はなく、またそれは指導をちゃんと進めて いるところであります。

〇14番(美島盛秀君)

説明を聞いて私も理解はできますよ。ところが地方債が1億7,760万円、これだけの地方債が入っています。この地方債の償還、あるいは金利等を含めてどれぐらいを見積もっているのかお尋ねをいたします。1億7,700万円の起債の。今、答えられなかったら後でいいですよ。

そういうこと等もきちんと精査をして、どれぐらいの金利があって、どれぐらいの財政に影響、 関係があるということも説明を今後していただきたい。これは町民の税金ですから、そういうよう なこと等、僅かな、一般財源の少ない町でありますので、ほとんどが起債、借金です。

ですから、そういうことも考えながら、町長が施政方針でも言っていました、財政面をしっかり と検討していきながら事業を進めていくということを言っておりますので、そういうことを含めて、 今後、十分説明ができるようにお願いをして終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇3番(西 彦二君)

7款土木費、また公園費についてお尋ねします。

公園整備事業でテニスコートの改修も入っていますか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

テニスコートの改修は今年度になります。公園に改修する予定です。

〇3番(西 彦二君)

今、テニスコートの中に工事用の残土が入っていると、今、住民からきているんですが、どうなっているのかと思って、またよろしくお願いします。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号、令和元年度伊仙町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これで終結します。

△ 日程第6 同意第1号 伊仙町農業委員会委員の任命の同意

〇議長 (明石秀雄君)

日程第6 同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

〇町長 (大久保明君)

同意第1号は、伊仙町農業委員会の委員14名を任命する件につきまして、農業委員会等に関する 法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について、補足説明があれば、これを許します。

〇農委事務局長(豊島克仁君)

同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命について、補足説明をいたします。

伊仙町農業委員会の委員の任命の件について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に 基づいて、議会の同意を求めることといたします。

任命する者について、まず、住所、大島郡伊仙町目手久1743番地3、氏名、義山太志、生年月日、昭和52年12月15日。大島郡伊仙町喜念115番地、政岡廣子、昭和22年3月9日生まれ。大島郡伊仙町伊仙1517番地、樺山哲博、昭和36年11月24日生まれ。大島郡伊仙町伊仙2290番地2、福山宣太、昭和55年3月13日生まれ。大島郡伊仙町伊仙2592番地、平山純一郎、昭和34年5月20日生まれ。大島郡伊仙町古里198番地、藤島正廣、昭和19年3月1日生まれ。大島郡伊仙町目手久349番地1、宮永誠、昭和54年8月8日生まれ。大島郡伊仙町崎原1192番地21、基山美奈子、昭和43年4月20日生まれ。大島郡伊仙町目手久1806番地、富本太地、昭和55年1月18日生まれ。大島郡伊仙町伊仙345番地、森三江子、昭和42年2月3日生まれ。大島郡伊仙町阿権24番地1、重原明美、昭和35年3月27日生まれ。大島郡伊仙町馬根543番地、稲村英治、昭和42年8月14日生まれ。大島郡伊仙町伊仙3481番地、田中秀樹、昭和52年11月9日生まれ。大島郡伊仙町大田布444番地、實 穣二、昭和31年11月25日生まれ。

以上、14名の方を任命したいと思いますので、ご審議賜り同意いただけますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

同意第1号について、質疑を行います。

〇14番(美島盛秀君)

同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について、質疑をいたします。

今、事務局のほうから説明がありました14名について、この14名は前回と同じメンバーであると 思いますけれども、どうでしょうか。

〇農委事務局長 (豊島克仁君)

前回と同じ農業委員でございます。

〇14番(美島盛秀君)

このメンバー14人の中を見てみますと、農業委員としてはどういうものかなと、本当にほとんど が農業振興に関わり農業関係者だと思いますけれども、どうかなと思う方もいらっしゃるのではな いかなと思っております。

この任命については、これ以外にも農業委員になりたい、伊仙町の農業推進を頑張ってみたいという人はたくさんいると思います。そういう応募方法について、この14名をどういうふうに選任したのか、お尋ねをいたします。

〇農委事務局長(豊島克仁君)

応募方法については、農業委員だより等、広報誌によって募集をいたしまして、今年の1月6日から2月28日にかけて募集をいたしました。そこで16名の応募がありました。

〇14番(美島盛秀君)

今の説明で、広報誌で応募を募ったということでありますけれども、この14名は全員が応募したと、そして、これ以外には応募はなかったということでよろしいですか。

〇農委事務局長 (豊島克仁君)

定数が14名で16名の応募がありました。

〇14番(美島盛秀君)

その2名ができなかった、どういう関係か知りませんけれども、先ほど言いました、あまり農業 に関係のなさそうな人が私はこの名簿の中にはいると思いますけれども、その2人の人は農業従事 者であるのかないのか、そういう内容等について分かっていますか。

〇農委事務局長(豊島克仁君)

お二人とも農業をされています。

〇14番(美島盛秀君)

これで終わりますから、ぜひ、私は一般質問にもこういう委員とかいろいろな任命、選任についての通告もしてありますけれども、こういう大事な、今日、農業振興計画の名簿も策定されて渡されましたけれども、非常にこれからの農業が大事な時期を迎えておりますので、農業委員会の果たす役割というのは非常に大きいわけでありますので、この農業委員会に選任された方々には、しっ

かりとまた伊仙町の農業の方向性等を理解していただいて、今後、努力をしていただけるように、 農業振興に協力を強制的にお願いができるような形で頑張っていただきたいということをお願いし て、質疑を終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意について、討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、同意第1号、伊仙町農業委員会委員の任命の同意は同意することに 決定しました。

Δ	2	日程第7	議案第37号	伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更
_	2	日程第8	議案第38号	伊仙町辺地総合整備計画の一部変更
_	2	日程第9	議案第39号	伊仙町税条例の一部を改正する条例
Δ	2	日程第10	議案第40号	伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正す
				る条例
Δ	2	日程第11	議案第41号	伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
_	7	日程第12	議案第42号	伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例
Δ	2	日程第13	議案第43号	伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
_	7	日程第14	議案第44号	伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例
_	2	日程第15	議案第45号	令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)
Δ	2	日程第16	議案第46号	令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

△ 日程第17 議案第47号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) △ 日程第18 議案第48号 令和2年度徳之島交流ひろば「は一らい館」特別会計補正予

算(第1号)

〇議長 (明石秀雄君)

日程第7 議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、日程第8 議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更、日程第9 議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例、日程第10 議案第40号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第41号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第44号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第15 議案第45号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)、日程第16 議案第46号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第17 議案第47号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第18 議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号)の12件を一括して議題とします。

提案者より、提案理由の説明を一括して求めます。

〇町長 (大久保明君)

議案第37号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、議案第38号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更につきまして、地方自治法第96条第1項第15号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例、議案第40号は、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第41号は、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号は、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第43号は、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第44号は、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案しております。

議案第45号は、令和2年度伊仙町一般会計、議案第46号は、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第47号は、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第48号は、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計の規定の予算に変更が生じましたので、地方自治法第218条第1項の規定により、提案しております。

以上、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(明石秀雄君)

これで、議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更から、議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号)までの12件の審議を中止します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、6月10日水曜日、午前10時より開会いたします。日程は一般質問です。

なお、本日、午後2時より現地調査を行いますので、1時45分までに議会委員会室にご参集をいただきたいと思います。お疲れさまでした。

令和2年第2回伊仙町議会定例会

第 2 日

令和2年6月10日

令和2年第2回伊仙町議会定例会議事日程(第2号) 令和2年6月10日(水曜日) 午前10時 開議

- 1. 議事日程(第2号)
- ○日程第1 一般質問 (牧 徳久議員、美島盛秀議員)2名

1. 出席議員(14名)

氏 名 議席番号 名 議席番号 氏 1番 杉山 肇 君 2番 牧本和英君 彦 3番 西 君 4番 佐 田 元 君 5番 清 平 君 6番 尚 林 剛 也 君 7番 牧 徳 久 君 8番 上 木 千恵造 君 9番 永 田 誠 君 10番 福 留 達 也 君 11番 徹 志 君 12番 明 石 秀 雄 君 前 君 13番 樺山 14番 美島 盛秀君

1. 欠席議員(0名)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲 田 良 和 君

事務局書記 元 原 克 也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

名 氏 職 名 氏 名 職 名 長 稲 町 長 大久保 町 明君 副 隆仁君 総務課長久保 等 君 未来創生課長 松 田 博樹 君 くらし支援課長 名 古 健 二君 子育て支援課長 稲 君 泉 喜 博 経済 課長 仲 地域福祉課長 大 山 拳 君 島 君 正 敏 建設課長福島 耕地課 長 穂 隆 也 君 浩 一 君 きゅらまち観光課長 久 保 修 水道課長徳 永 正大 次 君 君 農委事務局長 豊 島 克 仁 君 教 育 長大 Щ 惣二郎 君 教委総務課長 上 木 正 人 君 社会教育課長 伊 藤 晋 吾 君 健康增進課長 澤 学校給セ所長 水 本 斉 君 佐和子 君 選挙管理委員会書記長 重 村 浩 次 君 総務課長補佐 寶 永 英 樹 君

令和2年 第2回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質	問	Ø	要	引田	貿		問 手
		1. 農業振興につい	て							
		①さとうきび収穫 に係るハーベス ター利用料の助 成について	会及町予は了れる計上	牛について 第4里の上別で 第一年の上別で 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の 第一年の	列会に於い 示して戴 費の一部が、 産量も確う を支給する こ支給する	い き 令 も つ こ に し こ と で に し こ に に に に に に に に に に に に に	を年の製る分割で を1000を を1000で を100で で100で 000で 000で 000で 000で 000で 000で 000で 000で 000 00 000 00 000 00 000 0	町		長
	牧 徳久	②仔牛価格の暴落 に対する助成に ついて	価格が組	コロナウ/ 約10~ 2 が対策は ²	20万円和	星度下が、	っている	町		長
1	(議席番号7)	③闘牛飼養者への 支援について	開催され 大会もた 町指定	コロナウ/ れず、5月 きぶまれ、 文化財です うれないた	月大会が「 牛主は負 もあり何に	中止となり 同育大変	り 1 0 月 である。	町		長
		2. 観光振興につい	て							
		①小原開発について	例会、たる。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	中についてそのもんでいるというできる。 そのもを計している。 というではないできる。 からではないできる。 からできる。 もっと。 からできる。 からできる。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと	可回か一般 が提出さ まえ町でい してありる 生めて行っ こめ環境	股質問を行 れ採択さ は、当初 ますが、 く く のか、 省 な ど と と と と と と と と と と と と く と と と と と と	行い、ま されてで 等後 国本 ま き き き き き き き き き き き き き き き き き き	町		長
	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 町政及び町長 の政治姿勢につ いて	臨時交付	3 0年度に 付金で実施 空調設備記	をされた、	2 中学村	交・6小	教	育	長
2				割生推進る				町		長
			業での一正受給し代金が	2 9年度解 サメ、オコ していた作 支払われて こついて問	ニヒトデ!! 牛、又この て、釜が紹	駆除の補助 の交付金	助金を不 で釜購入	町		長

			④憲法で保障されている議会の地位である機能を無視する大久保町長の政治姿勢は、議会軽視と言うより町長の資質の問題であり、議会の果たす使命に町長は反目していると考えるがどうか問う。(1) 3月定例会の傍聴について町長の認識を問う。(2) 3月定例会で「独断専行」で「偏見的町政」ではないかと正した件での答弁について問う。	町		長
			(3) 伊仙町の委員会、駐在員、会計年度 任用職員の採用について問う。 (4) 職員の綱紀粛正について			
		1. 新庁舎建設計画について	①旧農業高校跡地から現庁舎裏に変更になった理由を問う。	町		長
			②進捗率と今後のスケジュールについて問う。	町		長
		2. 新型コロナウ イルス感染下の 振興について佐田 元 (議席番号4)	③新庁舎建設検討委員会は、何回開催しているのか問う。	町		長
			①過去のセリ価格と今月6月の本町の仔牛のセリ価格はどうであったか問う。	町		長
3			②価格低迷が町内の畜産農家に及ぼしている影響をどのように把握しているのか問う。	町		長
			③国の第2次補正予算で設けられた、支援 策の内容と本町の取り組みを問う。	町		長
			④地方創生臨時交付金を活用した、町独自 の支援策は検討しているのか問う。	町		長
		3. 小・中学校に 設置された空調	①各学校ごとに工事設計が違うのか問う。	教	育	長
		設備設置工事について	②完成検査は、いつ、だれが、どのような 方法で実施したの問う。	教	育	長
4	福留 達也 (議席番号10)	1. 災害の防止・ 危険個所除去の 取組みについて	①現在、防災工事の行われている、東伊仙 (義ノ津)の沢に関し、工事内容、工期、 予算について県・町それぞれについて問う。 また、町道や農道に関し、緊急に改善しな ければならない箇所はないのか問う。	町		長

			②土地改良工事に伴い、利便性が向上し反収向上に繋がっている反面、完成後ののり面が異常なほど高かったり、隣接宅地のブロック堀が傾くほどの危険な箇所が散見される。改良工事終了後、年月の経過と共に工事責任の主体がうやむやになり、放置されたままのようであるが、このような現状に今後どう対処するのか問う。	町		長
		2. 新型コロナ対策について	①町内で発生した場合の感染者やその家族 への対応策や、災害時の避難所における感 染防止策について問う。	町		長
			②現時点における定額給付金の給付実績と、他の支援制度に関しての相談件数と給付実績。その他、伊仙町独自の支援策があるのか問う。	町		長
			③長期の休校措置がとられた場合の、学力維持や生活指導等、教育現場における対応について問う。	教	育	長
		1. 水道行政につ いて	阿三集落の水道水は、雨天時に濁りがひ どくとても飲める状態ではないのが現状で あるが、水道課として認識をしているのか。 また、対策を講じる考えはないか問う。	町		長
		2. 農業政策について	県営畑総伊仙中部地区の農業用水 (スプリンクラー)が使用できない箇所があるが、 土地改良区として把握しているのか。把握 していれば今後の対応策を問う。	町		長
5	前 徹志 (議席番号11)	3. 町有財産の管理について	①畑総事業によって整備された町有地があると思われるがどのくらいあるのか。また、 今後の管理体制を問う。	町		長
			②現在、使用されていない建物が何件ほどあるのか。また、今後の管理体制を問う。	町		長
		4. 観光行政につて	①現在新型コロナの影響で闘牛大会が中止 なされているが、なくさみ館のある町とし て今後の対応を問う。	町		長
			②第二鹿浦橋の完成に伴って鹿浦港を中心 とした海浜公園、海釣り公園の整備をする 考えはないか問う。	町		長
6	永田 誠 (議席番号9)	1. 役場窓口業務 について	町営住宅入居申込み、保育園入所申込み や各課の事業等にて必要とされる納税証明 書の発行業務の簡素化ができないのか問 う。	町		長

		I				
		2. 伊仙町総合グラウンドの管理	①当グラウンド西側のトイレの管理状況に ついて問う。	町		長
		状況について	②令和2年度当初予算において計上されている「特定地区公園整備事業」の遊具設置についての進捗状況を問う。	町		長
		3. 町有地の管理 について	平成28年度建設された喜念団地に隣接 する町有地について、今後どのような土地 活用を行っていくのか問う。	町		净
		4. 喜念小学校の 建替えについて	老朽化に伴う喜念小学校の建替え計画に ついて、現在の進捗状況と今後の計画につ いて問う。	教	育	油
		1. 新型コロナウ イルス感染症対 応について	特別定額給付金給付事業についての、申請及び支給状況について問う。	町		長
		2. 農業政策について (糖業振興)	①令和1・2年期の製糖を終え、当初予定していた計画より下回った収穫量となったが、その原因と今後の課題について問う。	町		長
			②春植え作付面積の実績について問う。	町		長
7	西 彦二 (議席番号3)		③さとうきび生産継続支援事業給付金について、どのような形で農家への支援を行っていくのか問う。	町		長
		(畜産振興)	④新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、仔牛のセリ値が低迷しているが、町としてどのような支援や対応策を考えているのか問う。	町		長
		3. 教育行政につ いて	町内小中学校の学校給食無償化について 問う。	教	育	長
		1. 有害鳥獣対策 について	有害鳥獣被害の把握ができているのか。 また、年々増加している被害に対し対策は 考えているのか問う。	町		長
8	清 平二 (議席番号5)	2. 新型コロナウ イルス対策につ いて	伊仙町内の新型コロナウイルスによる被 害額は把握できているのか問う。	町		長
		3. 徳之島交流ひろば「農林水産物直売所百菜」について	令和元年第4回及び令和2年第1回定例会において予算計上された損失補填金の支払いはされたのか。また、令和2年度からの施設賃借料はどのような扱いとなっているのか問う。	町		沖

△開 会(開議) 午前10時00分

〇議長 (明石秀雄君)

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

〇議長 (明石秀雄君)

日程第1 一般質問を行います。 初めに牧 徳久君の一般質問を許します。

〇7番(牧 徳久君)

町民の皆さん、こんにちは。7番、牧 徳久でございます。令和2年第2回伊仙町議会定例会に おいて、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従いまして順次質 問をいたします。執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

政府の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受け、人の移動規制などであらゆる面で影響が 出ております。特に、飲食店や観光産業、ホテル業界では大打撃を受けていると思われます。また、 公共交通機関においても、客足の減少で赤字となり、我々離島住民唯一の移動手段でもある定期船 や航空機も乗客の減少で減便となり、大変厳しい状況に陥っております。

この新型コロナウイルスの終息が見えない中で、先般緊急事態宣言は政府により解除されましたが、これが元のように活気を取り戻すには少々時間がかかるような気がいたしております。

我々徳之島の、鹿児島の便に先ほどの減便でありますが、飛行機便においても今現在は夕方の7時発のプロペラ機1便という状況になっており、土曜日だけが昼の1時発のジェット1便という形で、 非常に客足が、観光客が少なくなっているような状況に陥っております。

それでは、通告してある質問に入ります。

1番目に、農業振興について。(1) さとうきび収穫に係るハーベスター利用料の助成について を申し上げます。

この件については、令和元年度第2回定例会並びに第4回定例会において質疑を行い、町当局は 温かい理解を示していただきました。令和2年度の、今年の当初予算でこの助成費の一部、約2,500 万円は予算計上されましたが、今期の製糖も終了し、各町別の生産量も確定していると思われます が、今後これらを精査し、不足分の予算を計上して早急に支給することで農家の負担軽減になると 思われますが、町長の見解をお伺いします。

この質問を出した後、今回の補正予算が告示になったということで、また2,500万追加で補正してありますが、さらに合計しますと5,000万になるわけですが、これでも足らない現状かと思われますので、見解をお願いします。

次に、2番目に、子牛価格の暴落に対する助成について。これも、新型コロナウイルスの影響を 受けまして、子牛価格が10万円から20万円程度下がっていると聞くが、対策は考えられないのかお 伺いします。

次に、3番目に、闘牛飼養者への支援について。新型コロナウイルスにより、徳之島の唯一の娯楽であります闘牛大会が開催されずに、5月大会も中止となり、10月大会においても危惧され、開催されるかまだ確定しておりません。牛主においては、飼育が大変であります。伊仙町においては、町の指定文化財にも指定してありますし、何らかの形でこの闘牛飼育者に対する支援策は考えられないのかお伺いします。

次に、大きな2番目に、観光振興について。小原開発についてをお伺い申し上げます。この件については、平成26年度第2回定例会、その後も何回か一般質問を行いまして、また議会へも住民代表から請願が提出されまして、これも議会の中では採択されております。これらを踏まえまして、町では当初予算で用地調査費を計上してありますが、今後具体的にどのように進めていくのか。また、国立公園第一種地域のため、環境省などともの協議も必要と思われますが、同時並行して進めているのかをお伺いしたいと思います。

以上の4項目について質疑をいたしますが、2回目からは自席のほうで質疑をいたしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

〇町長 (大久保明君)

今、牧議員から質問がございました。議員が話したとおり、過去2回にわたりまして牧議員、他の議員のほうからもこのサトウキビ産業を守るためにハーベスターの利用料金のトン当たり1,000円の助成ということでありました。

サトウキビはご存じのとおり、歴史的な作物であります。極端な言い方をすれば、近代日本、明 治維新の財政的な礎となったのはサトウキビから得た利益であるということが今、明らかになって きたというか、そのことが誰もが評価することになっております。

そういった作物を守っていこうということで、他のバレイショ、畜産もそうですけれども、特にこのことに関しましては歴史的に要請活動で多大な効果を、結果を出してきた中で、この30年ほど交付金も停滞しております。そして、いろんな資材等が平成の間だけでもかなり高くなってきたということで、またハーベスターの普及もあって、反収がなかなか上がらない状況が続いておりますので、伊仙町においては今回の2,500万も加えて5,000万という形で計上しております。

どのぐらいの、具体的な結果、数字が出るかを今後検討して確定次第、不足も含めて対応していきたいと考えております。

コロナの影響で、今日本ではこれからいろんな社会の仕組みも変わってくるだろうと言われております。そういった中で、農業の仕組みを変わっていくだろうと。特に、外国人労働者が非常に少なくなっていく中で、地域で地産地消も含めて、農家で国産自給を増やしていかなければならないという流れになるんじゃないかというふうな専門家の意見もございますので、そういうことの大きなきっかけになるためにも今回、このことを推進していきたいと考えております。

〇議長 (明石秀雄君)

町長、もうここらで、自席のほうでお願いします。

〇町長 (大久保明君)

あとはまた、自席のほうで答弁していきます。

〇経済課長 (仲島正敏君)

牧議員のサトウキビ収穫に係るハーベスター料の助成についての質問にお答えをいたします。 議員からありましたとおり、またただいま町長からありましたとおり、今回補正予算のほうで

2,500万、こちらのほうはサトウキビ生産継続支援事業という名目で予算のほうを計上させていただいております。

〇7番(牧 徳久君)

やっぱり、町当局も農業に対しては、大久保町政においては力を入れていくということであります。

やっぱり、サトウキビは町長がおっしゃいましたとおり、明治維新から砂糖で、西犬田布の砂糖の歴史もありますし、いろいろ考えてみますと我々もサトウキビでこんなに立派に大きくなったという自負をするぐらい、サトウキビは昔から徳之島の産業でありますので、このことを伊仙町が真っ先に3町に先立って考えてくれたというのは非常にありがたいことであります。

先ほど、経済課長もお話しました話にもあったとおり、今回も2,500万、当初予算においても2,500万、トータルで5,000万という形になりますが、この前の奄美新聞を拝見しますと、徳之島 3 町の生産量が15万7,773 t、このうち、徳之島町が 4 万6,934 t、天城町が 5 万9,407 t、伊仙町が 5 万1,432 t。トン当たり1,000円としますと、1,432 t分が不足という形になるわけですが、この不足分についてはどうされるのかお伺いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ただいまの質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、大型工場と小型、個人の製糖工場合わせての金額が5万1,432 t でございます。その中で、経済課のほうといたしましては、大型工場出荷分の県の徳之島支場の分であったりとか、南西サービスさんの分をまず除いたほうがいいのではないのかなというのを1つ、あくまでも案でございますけども思っております。

また、一応法人のみを該当としますけれども、上限を500 t で止めた場合とか、そうした場合、この5,000万の中で対応できないかなと思っておりますけれども、あくまでも予算でございますので、また検討していただければなと思っております。

あと、今回ハーベスターの収穫量ということなんですけれども、手狩りの農家に関しましても、 この5万1,432 t の中には手狩りが約1.4%だと思いますけれども、その分の人数も入っております のでご理解をお願いしたいと思います。

〇7番(牧 徳久君)

個人製糖、工場の分もこの中には入っているという説明でありましたが、今現在ハーベスター稼働率は伊仙町内では何%ぐらいですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

98.6%、大型工場、南西糖業の出荷分で98.6%というふうに報告を受けております。

〇7番(牧 徳久君)

南西糖業に出している分が98.7%ぐらいということでありまして、個人製糖工場に出しているのは、例えば犬田布の徳南製糖とかでありますが、これは必ずしも手狩りなわけでして、このハーベスターの助成には入らないわけですので、こういったのをいろいろ除いていきますと5,000万で足りるという計算でよろしいわけですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ハーベスターの利用料ということではございますけれども、片方ではまた農業の振興という部分 もございますので、できますれば手狩りのほうも入れていただいてどうにか予算のやりくりができ ないのかなというふうに思っております。

〇7番(牧 徳久君)

手狩りの人にも幾らか支給するということですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

手狩りの農家の方も含めまして、今回町単独事業と臨時交付金のほう、両方あるんですけど、そ このすみ分けをしながらどうにか支給ができないのかなと思っておりますし、また超える分につき ましては、また財務とも相談したいと思っております。

〇7番(牧 徳久君)

例えば、ハーベスターを頼んだ方、今Bで5,500円プラス、今年から150円ぐらい上がって、消費税か何か知らんけど上がって、5,650円か700円する、そのふきんなんです。トン当たりそれが引かれているということ。そうしたら、手狩りの方は、そのトン当たり5,000円、大体10 t ぐらい大型トラックに積むと思いますが、5万1,000円か2,000円ぐらいの、それを全然引かれていないということなんです、手狩りの人は。純益なわけです。

同じように支給するのか、お伺いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

現状で言うと、手狩り農家に対してはなかなかそういう助成とかという話もできない中なので、 できますれば、今現在経済課で考えているのは同じようにトン当たり1,000円ずつできないかなと思 っております。

〇7番(牧 徳久君)

名目が、やっぱりハーベスター利用料、ハーベスター利用料が高いから1,000円町が先行して助成する。将来的には、南西糖業が500円、農協が500円、ハーベスターの機械を持っている方々が500

円。引いてそれを考えますと3,500円、沖縄並みになるわけですが、将来的にはそういった方向に持っていくためには、手狩りとか考えずにやっぱりハーベスターの料金が高いから補助しなさいとかいろいろ言っておるわけですので、ぜひこれはハーベスターを使った方にだけ適用するようにお願いしたいと思います。

手狩りの人は、その経費は1円も使っていないわけですので、ハーベスターの利用料は取られていないわけですので、ハーベスターを使用した方だけがトン当たり5,000円ほど引かれているわけですので、それをぴしゃっと精査して考えて、もう一度考えていただきたいと思います。

それから、その予算は組だ、例えば今、コロナウイルスの支給10万円当たり、もう日本全国で始まっているわけですが、これに対しても非常に、口座の番号の聞き取りとか、往復の郵便で印鑑押して役場に提出したりとか、非常にプラスになっておりますので、今、サトウキビに対しては農協が主体となって個人個人の口座をつくって南西糖業と原料課とタイアップして、それで口座振替、口座に振り込んで、ハーベスター料なんかを差し引いて、肥料代とかを差し引いて口座に振り込まれるわけですので、ぜひこの振り込みについても、支給方法についても農協に委託というか、頼んだほうがベターじゃないかと思いますがどうでしょうか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ありがとうございます。今のお話のとおり、大型工場に出している分に関しましては、南西糖業さんからJAさんのほうにその業務のほうのお願いしております関係上、農協さんの口座ということになるかと思いますので、また生産量というのはその部分で把握する部分がございますので、振り込みというのは現実的な話、JAさんが主体になるのではないかなと課内では考えております。

〇7番(牧 徳久君)

ぜひ、そのようにしていただいて、今議会が6月議会定例会、この予算が可決しますと早急に農協にお願いして、農家にそのトン当たり1,000円の差額分が行き渡るようにお願いしたいと思います。 次に、2番目についてお願いします。

〇議長 (明石秀雄君)

町長、2個目は答えた。子牛の話。コロナの。

〇経済課長 (仲島正敏君)

牧議員の、子牛価格の暴落に対する助成についての質問にお答えをいたします。

4月、5月と徳之島市場におきましても、全国と変わらずコロナウイルスの影響ということで、 子牛の平均価格が急速に落ちていたんですけれども、先週ございました6月の平均は、4月並みに 戻しているという状況ではございます。まず、現状でございます。

そこで、対策ということなんですけれども、こちらのほう、2点ほど今の国というか団体でございます。まず、1つ目が肉用子牛生産者補給金制度という制度で、こちらは四半期ごとに農林水産大臣が告示する肉用子牛の全国平均の税込み価格が補償基準価格、現在は54万1,000円でございますけれども、こちらを下回った場合に交付される制度でございます。

こちらは、alic、独立行政法人の農畜産業振興機構のほうからお金のほうが流れる仕組みになっております。

もう1つは、今ちょうど国会のほうで2次補正といたしまして審議中の肉用子牛生産の奨励金の制度でございます。こちらは、まだ可決等はされていませんけれども、今流れてきている案では月ごとの全国平均の税込み価格が60万を下回った場合に1頭当たり1万円、また57万円を下回った場合に1頭当たり3万円という奨励金が、県の畜産協会を通じて農家のほうに振り込みをされるということで、今審議中でございます。

〇7番(牧 徳久君)

子牛価格については、先ほどのサトウキビに次ぐ、徳之島では基幹産業でありまして、最近では 畜産農家が若者を含めて伊仙町3町含めて非常に大型化して、Uターンして大規模化している現状 にありますが、昨日、私、競り市場で確認してきましたが、資料をもらってきましたが、昨年の5月 時点では平均価格が52万1,154円、昨年の5月から前年比しますと19万60円ほど、約20万低くなって いる。下がっている。5月時点です。6月においては、この前経済課長が少しばかり上がったとお っしゃいましたが、これにしても平均価格が59万5,295円。ちょうど、昨年の6月時点では、15万7,831 円マイナス。安くなっているという結果の資料をいただきました。

というのは、コロナウイルスからの影響で10万から20万程度は安くなっているということです。 それで、4、5月の平均ですが、65万8,991円となっておりますが、先ほどの補償制度についても 少しばかり尋ねてきましたが、この肉用牛の生産の、先ほどの国の補給金制度ですが、これについ てもこの54万1,000円というのは、これ全国平均ですから、徳之島だけではない。これに、全国平均 にした場合、徳之島が該当しないということを聞いたんです。農協、畜産課の担当から。そうした 場合、徳之島で価格が大幅に下がっても、この54万1,000円が平均価格ですから、これに当てはまら ないということになります。

だから、国の制度は、さっき経済課長が2つほどこういったのがありますとか、60万円以下1万、57万円以下が3万円とか、今検討中とかおっしゃいましたが、こういった国の制度ばかり当てにしても、全国平均で見る関係上、徳之島とか鹿児島県には当てはまらないという試算が出ているような言いぶりでしたので、町独自に何かいろいろな手当てとかは模索できないのか聞いてみたいと思います。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今の町独自ということでございますけれども、現在の段階では、先ほど申しましたような事業が あるということで、課内では検討はなされてはいません。

また、牛の価格につきましては、牛の血統であったりとか、その競りの当日の状態も価格に大き く影響いたしますし、また普段の手入れも含めてですので、一律の補助というのはなかなか難しい のではないかなと思われております。

また、この支援策を出す場合は、JA、両町含めてまた検討する必要があるのかなというふうに

も思っております。

〇7番(牧 徳久君)

ちょっと脱線しますが、この前の新聞に徳之島町が肥育を3農家に委託すると、2頭ずつ計6頭。 予算額にしては1,900万円。これが、石垣牛みたいに徳之島牛をすると。私、昔何回かこれについて 一般質問をしたことがありますが、伊仙町としては何ら対応がなかった。徳之島町ではこれを始め るということを、始めるということじゃなくてもう始めています。だから、こういったのを先行し て徳之島町はやっているわけですが、これを徳之島牛ですから徳之島町だけがするのはおかしいん じゃないですか。伊仙町と天城町も含んで、徳之島1つということで、徳之島牛ですから3町合わ せてこれを進めるのが妥当じゃないんでしょうか。町長にお伺いします。

〇町長 (大久保明君)

牧議員がその質問をした中で、伊仙町としてはやっていなかったんですけれども、この離島、特に南西諸島での肥育は石垣島を含めてチャレンジしたし、徳之島でも一度挑戦したことがあります。 気候的な問題で非常に厳しいんではないかというふうな判断だと思います。

今回、徳之島町が、私も新聞見ましたけれども、3農家に肥育を依頼すると。これを県の方々に、 そういうようなことを以前も申し上げたときに、この肥育技術というものが簡単には、これは個々 に独自の肥育をやっていくわけですので、少ない頭数では非常に経費的に利益を得ることは難しい んではないかというふうなことなどがあります。

しかし、島根県の隠岐の島では隠岐牛という形で肥育を行って、その牛を直接東京のほうまで搬送して、高価格で販売して成功している事例もありますので、この徳之島牛という銘柄をいかに評価してもらうかというハードルがあるわけですけれども、それは議員が話したように、3町一体となってやるほうがこれはより効果があるんではないかと考えておりますので、徳之島町のほうと天城町、今広域でいろんな政策は協力してやっている状況もありますので、話を打診をしていきたいと思います。

〇議長 (明石秀雄君)

これは通告外でありますので、ここで止めてください。

〇7番(牧 徳久君)

ぜひ、このことについての子牛価格を含めて、この子牛から生産、この子牛それから肥育牛に仕上がるまで徳之島牛として成り立つわけですので、今後3町連携を取って、3町長が心を一つにして徳之島牛が成功しますようにぜひ協力してやっていただきたいと思います。

次に、3番目についてお願いします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

闘牛飼養者への支援について、牧議員の質問にお答えいたします。

この件に関しましては、ただいま3町で闘牛飼養者への支援ができないか検討中であります。 今後の対応としまして、徳之島闘牛連合会伊仙支部とも協議を重ね、検討していきたいと考えて おります。

〇7番(牧 徳久君)

今、きゅらまち観光課長から答弁で、今後3町と伊仙町闘牛協会で話し合って方策を検討していくということでありますが、闘牛飼養者におきましては非常に、5月が闘牛大会が開催されずに、正月場所があったわけですが正月からもう半年以上、島口で言えばナーガマシしているわけですので、闘牛に関しましては運動もさせなきゃいかん、飼料も普通の雌牛よりも量が変わったのを与えなければいけないということから、非常に多額のお金を使うわけであります。

また、この闘牛こそが徳之島の若者の、今、島にいる若者が一番娯楽としてやっているのが闘牛でありまして、この闘牛がなくなると徳之島は何もないわけですので、ましてや伊仙町の文化財にも指定されております。伊仙町が先に、3町が話が通じなければ伊仙町独自にでもこの餌代とか飼料を支給するとかこういった補助でもできないのか、お伺いしたいところです。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

いろいろ大型の闘牛、まだ大会に出していない闘牛、雄牛といいますか、それがいるわけでありますが、それぞれ飼育の仕方とかそれもあるんでしょうが、これは徳之島全体、3町やっぱりそろってどうしていくかということを検討していかないと、伊仙町はしたのにあそこは何かせえみたいな話になる。徳之島が先でも伊仙町がそうなるわけなんですが、このコロナ対策に対しても3町同時にいろいろ協議を進めていく中で、3町同じ施策を取っていこうということで協議もしていますので、この件に関してもやっぱり3町で連携を図っていく必要があるだろうと思っていますので、このコロナウイルスが第2波というのも心配されている中、状況をいろいろ観察しながら対応を取っていきたいと考えております。

〇7番(牧 徳久君)

見通しとしては、私の考えでは、予想では県知事が昨日あたり国体もできないということをインタビューしていましたが、国体ができなければ、徳之島天城町でする国体のトライアスロンもないわけです。トライアスロン、天城町で開催されれば10月大会の闘牛については連合会主催で四大タイトルというのをやろうという連合会の決定もされていたわけですが、この国体がないとなると、これも無理じゃないかと思いますので、10月大会が無理となりますと、約1年間牛主は闘牛にも出場できない、本当にナーガマシなんです。これを考えた場合、このコロナウイルスの補助、県あたりが政府から一律出ていると思いますが、休業補償とか、例えば店とか飲食店の場合は休業補償とか出ているわけですが、闘牛も休業補償みたいな感じで出すのも一緒じゃないですか。

〇総務課長(久保 等君)

店舗の休業補償というのは実際、生活するためにまた営業しているわけなんですが、この闘牛に関してまだ、好きな人、闘牛、趣味でしている方と、また闘牛文化いかがなものかという両方ありまして、そのごちゃまぜで休業補償というていにはならないのかなという気がしますので、先ほど

申し上げたとおり、大事な文化ですので3町協議を進めてどうやったら取り組めるのかということ を前向きに検討していきたいと考えております。

〇7番(牧 徳久君)

ぜひ、今後国からこういった助成金、政府が進める助成金等があれば、伊仙町が真っ先に、3町が話を進めてもどっちかの町ができないとか何とかしたらできないですので、伊仙町が真っ先に、文化財も指定されているわけですので、1万円分ぐらい飼料を買ってあげるとか簡単なわけですので、その助成金を有効に、あった場合使うようにお願いして終わりたいと思います。

次、お願いします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

小原海岸の開発についてという、牧議員の質問にお答えいたします。

小原海岸の今後の計画については、平成29年3月に34番目の国立公園第1種地域に指定されており、自然に影響を及ぼす開発などの観点から、自然公園法に基づく申請、用地の調査などを今年度は環境省徳之島管理官事務所と協議を重ねながら進めております。

また、来年度令和3年度に観光拠点連携整備事業伊仙町小原海岸整備事業を奄美群島成長戦略推進交付金事業で要望しており、事業計画としまして令和3年6月から8月にかけて土木測量、建築設備設計、地盤調査を行い、令和3年9月から令和4年2月にかけて、休憩施設の整備を行う予定です。

〇7番(牧 徳久君)

この小原開発については、ここにも書いてありますとおり、度々質問しているわけでありまして、小島とおっしゃいます……小島じゃなくて犬田布岬から天城町にかけての西海岸は非常に絶壁で、夕日の眺めがすばらしい絶景の地でありまして、ここを、伊仙町に観光地はたくさんありますけど、この西部地区にしか観光地はないわけですので、ぜひこの小原海岸、昔からいろいろ湯治とか、群島内から何百人の人が宿泊して温泉につかりに来た場所でもありますし、ぜひここに下りる道。道がないからできないわけでありまして、この階段状の取り付け道路をしていただきたいわけですので、議会にもこの地元代表何人かが請願出しまして、これが採決、採択されているわけでありまして、町長としてはこの小原海岸はどのように捉えておりますか。お伺いします。

〇町長 (大久保明君)

今の久保きゅらまち観光課長から説明があったことに補足いたしまして説明いたします。

以前から、この小原は昭和40年代の岩井町長のときから計画書があり、図面もありましたけれど も、なかなか実現しなかったという経緯もありますけれども、今回は先ほど課長が話したように、 今、奄振のほうで今年計画を上げて来年度着工ということであります。

先ほど休憩所という話でしたけれども、私の理解では、休憩所プラス、この前初めて小島から出なくて上晴から下りましたけれども、そこは小島よりは下り口のほうが安全な状況ですので、そこに遊歩道をつくって、手すりをつくっていくという形は絶対必要ですので、そのこともまた、私は

入っていると思いましたけど、今要望に入っていないかもしれませんので、それは必ず入れなければいけないと考えております。

それから、昔からあったこの暗川が、この前BSでやっていましたけども、BSに地下に大きな鍾乳洞があって、そこには滝があるということで映像で見ていましたけれども、どう見ても水量は暗川のほうが多いような気がいたしましたので、あの景観というのは、これは今、天城のほうでもウンブキが世界的に注目されていますけれども、それ以上に実際に鍾乳洞の中に入ってみて、それで出口もある。この前、昔小原から登って暗川まで行ったという話を聞いておりますので、その辺一帯を将来的には周遊コースとしていけば、これは議員が話したように、このような有機石灰岩の大地の上に鍾乳洞がいっぱいあって、その途中から水が湧き出てきて滝があるとか、議員が撮影したこのような棚田のような景観。あれは、あれの大きいものは世界遺産にもなっておりますので、そこに価値がありますので、そのことを今後とも推進していきたいと思います。

環境省のほうと相談しましたら、遊歩道はコンクリートはあまり使わないで、木を中心にした自然に配慮したのであれば問題ないというふうには聞いておりますので、取り組んでまいりたいと思います。

〇7番(牧 徳久君)

来年度、奄振事業に乗せていきたいという、きゅらまち観光課の答弁でありましたので、それを 期待しております。

また、この町長がおっしゃいましたように、この小原開発を含めて、小島集落には今の暗川もありますので、これを含めた形で検討していただければなお幸いじゃないかと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

ここで、10分間休憩いたします。コロナ対策のために。11時から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時01分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、牧徳久君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

〇14番(美島盛秀君)

町民の皆さん、こんにちは。伊仙町議会議席番号14番、美島盛秀でございます。令和2年度6月 定例会での一般質問の許可が、ただいま議長から出ましたので質問をいたします。

質問の前に、新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられました方々、心からお悔やみを申し

上げますとともに、謹んで哀悼の意を表したいと思います。まだまだ終息の見えない厳しい状況が 続いておりますが、今後とも感染予防対策には、町民の皆さんと一緒になって努力をしてまいりた いと考えております。今後とも、議会に対するご理解とご指導、叱咤激励をお願いをいたします。

町長は、私の質問に対しまして、議会が二分していて厳しい意見等が出ていると、私も反省をした上でこれにしっかりと議論を進めていきたいというご答弁がございました。町長が、議会を二分しているという、自らのその言葉に疑問を感じているわけでありますけれども、我々は二分するためにいろいろ質問をしたりしているわけではありません。伊仙町の町政発展のために、町民福祉向上のために、全力を尽くして頑張っているところであります。

そういう意味を含めまして、これから質問をしてまいりたいと思います。

まず、町政全般についてと町長の政治姿勢を問うものであります。

まず、平成30年度ブロック・冷房設備対策臨時交付金で実施されました、2中学校、6小学校の空調設備設置工事についてお尋ねをいたします。

この件に関しましては、4月から課長が入れ替わりまして理解が難しいと思っておりまして、先日、現地調査を14名の議会でいたしております。その結果等を踏まえてしっかりと理解ができる明快な答弁をお願いいたしたいと思います。

次に、この2番目と3番目については、度々質問をしてきたわけでありますけれども、まず、地 方創生推進交付金多世代交流機能拡張備品購入事業の事後処理についてでございます。

次に、平成29年度離島漁業再生支援交付金事業でのサメ、オニヒトデ駆除の補助金を不正受給していた件で、またこの交付金で、夏魚祭り用の釜を購入して代金が支払われ、釜が納品されていないという件について問うものであります。

次に、憲法で保障されている議会の地位である機能を無視する大久保町長の政治姿勢は、議会軽視と言うより町長の資質の問題であり、議会の果たす使命に町長は反目していると考えられるがどうかお尋ねをいたします。

その中で、まず、3月定例会の傍聴について町長の認識をお尋ねいたします。

2つ目に、3月定例会での独断専行で偏見的町政ではないかとただした件の答弁について問うものであります。

3つ目に、伊仙町の各委員会や駐在員、会計年度任用職員などの採用についてお尋ねいたします。 4番目に、職員の綱紀粛正についてお尋ねをするものであります。

以上、通告してございますので、明快な答弁をお願いして自席からの質問をさせていただきます。

〇町長 (大久保明君)

では、美島議員の質問にお答えしてまいります。

その前に、各諸団体そして多くの方々から、最近は検温器そしてマスクをかなりの量をいただいております。この前、昨日発表するのを忘れまして、今ちょっと思い出したんですけれども、福高 弘さんが5,000枚、町にマスクを寄贈しております。心から感謝を申し上げます。 ブロック塀に関しましては、教育委員会から答弁をしていただきます。

オニヒトデの件も、担当から説明をしていただきます。

先般、私が美島議員の質問に関しまして、町長は独断専行であると、それから偏見的な町政をしているところに関しまして、そのときも私はそうでないというふうに答弁をしております。また、今日もまた同じような質問をいたしまして、同じように答弁をしていかなければなりませんけれども、この伊仙町は伊仙町議会が二分しているという表現を確かにしたと思いますけれども、それは私と美島議員との見解の相違ではないかと思います。

二分といいますか、これは国会でもありませんけれども、党派を組んでいるわけでもありませんけれども、正直申し上げますと、町長派とか反町長派というふうな表現は議会では出ませんけれども、町内ではそのようなことが通用しているような気がいたします。

私は、議員と同じように、これはあってはならないことだと考えております。各議員は、全て伊 仙町発展のために日々研鑽を積んで努力をしているのが間違いないし、14名の議員の方々に改めて 感謝を申し上げます。

この独断専行ということは、この前も、前回も答弁しましたけれども、それから私もこの前の議事録を見まして、よくよく考えました。これは、やはり町政は、トップリーダーは長期的に、そして大局的にものを判断することが最も重要であると思います。例えば、独断ということをどのように考えているか分かりませんけれども、町長のほうに、いろいろ議会のほうからも、そして多くの町民からもいろんな要望があるのは、これはどこでも同じであります。その中で、いろんな全ての意見を聞くことはできないわけでありますので……。

〇14番(美島盛秀君)

答弁は順番にして。その項目は下、順番に……。

〇町長 (大久保明君)

私はここでしか。後は自席でしますけれども、町長に答弁を求めたわけでありますから、3番から行きます。

そういうことでありますので、議員と私はこの前も話したように、肝胆相照らす仲であったり、議員から以前、どうしたということもありましたので、これはお互いにゆっくりと話をしたら多くの面で理解できると今でも思っております。ただ、それが胸襟を開いて話をしていくと、私の座右の銘は「赤心を推して人の腹中に置く」、これは光武帝劉秀という人が戦争に勝ったときに、相手の陣営に武器も何も持たないで入っていった。そうしていけば、そこの人たちは、この人は真心を持って私たちと接していきたいということを理解して仲良くなっていったという話がありますので、私は本当に誠心誠意町のためにやっているつもりであります。

それを独断専行ということは、独りよがりで人の言うことを全く聞かないというふうにも解釈できますけど、決してそうではありません。それは、この前も私は否定しましたけども、今日、また言われると思いませんでしたけれども、それは私はそう考えておりません。

それから、偏見的町政というのは、私は後に説明していただきたいと思います。何が偏見なのか。 全く理解できませんので、それは議員が思っていることをぜひ具体的に、証明できるんであったら 証明していただきたいと思う。偏見というのはどういう意味なのか、私は分かりません。ですから、 この場合は言葉を偏見ではなく先見的町政、先を見て、時代を長く見る。コロナ後の時代がどうな るかということを含めて、先見的に大局的に、長期的にものを見るのがリーダーの役割だと考えて おりますので、そのこともぜひ議員のほうから私に述べていただきたいと思います。具体的に理解 できませんので。

それから、議会はそれぞれ考えております。これは、丁々発止ですので、本当に真剣になって議論する場でありますので、私はそのことを議員と堂々と担っておりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

〇教委総務課長(上木正人君)

美島議員の平成30年度ブロック・冷暖房設備対策臨時交付金で実施された2中学校・6小学校について問うというご質問にお答えをいたしたいと思います。

昨日、議会の皆様と私たし執行部、教育委員会、工事施工者等、現地視察に行ってまいりました。 その中で、何名かの方から各学校ごとにご指摘というか疑問に思われている点をそれぞれ述べてい ただいたところでございます。

私なりにまとめさせていただきました。まず、阿権小学校、糸木名小学校の高電圧の引き込み口幹線工事の線がまだ接続されていないのではないかなというふうなことであったんですけれども、こちらの場合は昨日も工事関係者がお話されたと思うんですが、将来の空調設備設置に備えたものだと、空調の電気設計は将来を見越して全教室にクーラーを設置した場合でも対応できる分電盤及び引き込みで設計をされております。今回は、優先的に普通教室と特別支援教室に設置をさせていただきました。現在の配線のままで使用のほうは可能でございます。

あとは、九電の申請のほうが、過去にはペーパー、紙の申込書で大丈夫だったという話をお聞き しております。今では、インターネットの申込みが主流になってございまして、そちらのほうに大 分日数を費やしたというふうなことをお聞きしております。

それと、教室、学校でも機種が違うという話も出てございました。こちらのほうは受注業者が個々の取引のあるメーカーの製品の中から、図面の機器能力や仕様に基づきまして、機器を選定し、管理事務所及び監督。職員に材料承認願を提出し、承認を得て製品を発注し、取り付けるというふうになってございます。

それと、各学校の配線関係です。これの違いは何なのかということです。空調設備の工事設計については、各学校の形状、方向、教室規模の違い等で設計は違うものだと感じております。

あと、室外機のほうにフェンスがされていたかと思いますけども、こちらのフェンスとガードと 言うんですけども、もともと室外機についているものがガード、それを巻くものがフェンスという ことですけれども、こちらのほうに関しましては、学校からの要望や設置個所により若干異なるも のではないかなと思っております。

以上です。

〇14番(美島盛秀君)

ただいま、教育委員会総務課長のほうから答弁が、説明がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、課長が変わってこの件についての理解が乏しいだろうということで、前日現地調査をしたということでありまして、その前に、私これ明許繰越しでありますので非常に工期等を心配をいたしておりました。そういうような観点から、教育委員会の許可を得まして3月の末から4月の始めごろだったと思いますけれども、各小学校、中学校の工事状況を調査をさせていただきました。

その中で、我々素人の目から見た中で、ちょっとこの工事等はおかしいなと思われるような点が あったということで、昨日現地調査をしたわけであります。

そこで、まず、順番を追ってお尋ねをいたしますけれども、まず大山教育長にお尋ねをいたしま す。

この工事が、平成30年度の明許繰越し予算でありましたが、入札が大幅に遅れていたことを認識 しておりましたか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

美島議員が、今質問されたように認識はしております。

〇14番(美島盛秀君)

遅れていることを認識していたということでありますけれども、実はこの件に関しましては、令和元年6月定例会中に当時の教育委員会総務課長に、これは明許繰越し予算であるから早期に完成させなければいけないよと、授業等に差支えがないように夏休みを利用してさせないということを申入れをしてあります。このことについては、当時の課長が認めておりました。

そういう中で、9月議会を迎えて、まだ入札が行われていないということで、9月議会中にもお尋ねをしたら、今進めていますということで、私は9月議会終わった終了後だったと思いますけれども、教育委員会を訪ねて課長と教育長に遅れているから早目に進めるようにというお願いをしたと思いますが、教育長、その件に関してはご記憶はございますか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

覚えております。

〇14番(美島盛秀君)

なぜ、これほど私がお願いをしたりしたかというのは、私は以前からもっと職員が真剣にこういう事業等には取り組んでいただきたいということをたびたび申し上げてきました。工期の遅れやあるいは事業の遅れ、明許繰越しの額が多過ぎたこと等を指摘をしてまいりました。当時、議長という立場でありましたので、この内容等を見て質問をしたりすることができなくて、わざわざ教育委員会をお尋ねをしてお願いをしたというのが実情でございました。

このいきさつを言いますと、6月26日に設計委託を株式会社環境建築研究所と、9月13日まで80日間で委託契約をいたしております。そして、ところが設計が間に合わないということで変更願がありまして、10月28日まで変更されております。このことに関しては間違いがないですか。

〇教委総務課長(上木正人君)

令和2年第1回定例会一般質問の中の美島議員の質問の中でも、前課長がお答えしているように、 令和元年6月26日に設計業務委託をしてございます。

それと、80日間の延長です。すみません。10月18日までの35日間の延長をしてございます。

〇14番(美島盛秀君)

28日が18日の間違いでありましたので訂正をいたしたいと思います。

これ私がざっと計算しますと、122日あるんです、10月18日まで。これ、4か月です。4か月も設計に要する。私は、設計屋にも問題があると思っておりますけれども、後もってまた精査をしてみたいと考えております。

また、10月28日まで設計変更が出されて、12月の定例会の始まる前に事務局、当時の事務局を通して、まだこの入札は行えないのかということを調査をさせたら、11月14日頃と言いましたけれども、このあたりに入札だったのか指名委員会だったのか記憶がございませんけれども、副町長の当時の答弁では11月14日指名委員会で、12月3日の入札だったということでありました。

ところが、当時の課長は11月の末に入札をして工事を発注しましたと答弁いたしておりますが、 これ、指名委員会をしたり工事を発注したり、こういう違いがなぜ起きるのかお尋ねをいたします。

〇教委総務課長(上木正人君)

当時のその入札の資料が今、手元にございません。後ほどお見せしたいと思います。

〇14番(美島盛秀君)

工期が大幅に遅れていたということは認めていただいたんですけれども、そこで12月10日から12月定例会が開会されたわけなんですけれども、12月の8日の日に当時の課長が私の元に、私、たまたま議会準備のために事務局におりましたので、事務局を訪ねてきて、今日か明日、仮契約ができるので、10日の追加日程にお願いできないですかという要望等がありました。

日程等も決まっておりましたので、そういう仮契約もできていない案件について私は承諾できない、受け入れることはできないということで帰しました。そうしたら、翌日9日の日に、昼過ぎだったと思いますけれども、契約ができました。ぜひ、明日の日程に入れてくださいということで来ましたけれども、もう日程も決まっているから、もしこれにはいろいろ問題があるみたいで精査をする必要がありますので、議運やあるいは全員協議会にかけて返事をしますということで、帰しまして、私も帰りました。

そうしたら、9日の5時過ぎだったと思いますけれども、仮契約ができたのでぜひお願いしたい ということで事務局に来たということで、事務局のほうから私に電話が入りました。私は、これは どうしても精査をしなければいけないという課題があるという思いで、すぐ教育委員会へ行きまし て、当時の課長と教育長にこれは明日にならないと分からないから承諾することはできないという お願い、話し合いに行きましたけれども、そのときのことを教育長は記憶にございますか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

記憶に残っています。

〇14番(美島盛秀君)

記憶にありますということであります。確かです。

そういう内容等を含めて、私はこの入札にも何かしら問題点があるというふうに思っております。 私は採決のできる立場ではありませんでしたので、その日に、開会をした12月10日の日に、議長 の辞職願を提出してそれが認められて採決に回り、そしてこの工事案件が否決されたというのが流 れであります。

そして、12月20日に再度指名委員会が開かれまして、3校区に分けて入札が行われているようでありまして、その結果を1月の7日に入札を行っております。

ちょっと前後しますけれども、この11月14日の指名委員会で、12月3日に入札。この12月3日に入札した2中学校、6小学校のこの契約書を見てみますと、2中学校は2月の6日に契約がなされております。ところが、6小学校においては契約がなされたのか、なされなかったのか分かりませんけれども、12月議会前に、9日の日に契約ができたから明日の10日の日に入札を議案として認めてくれという相談があったわけなんですけど、この入札の違いについて分かっている入札の契約、この違いについて分かっておりましたら答弁をお願いいたします。

〇教委総務課長(上木正人君)

今、美島議員がおっしゃっているのは、仮契約のほうではないかなというふうなことなんですけども。

〇14番(美島盛秀君)

仮契約だと思いますけれども、その仮契約がこの2件について、2中学校そして6小学校、12月 3日に入札があって12月6日にどうして一緒に仮契約ができなかったのか。その12月6日に仮契約 が両方ともできていますか。

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇教委総務課長(上木正人君)

美島議員の仮契約等の部分についてご説明をいたします。

中学校の仮契約については、12月の6日、これは議決案件ではございませんので12月の6日にさせていただきました。

議決案件である小学校の分につきましては、これはもう受注業者の理由により、書類作成とかこういったものが多分遅れたのではないかと、これはあくまでも推測なんですけども、そういった状況だと思っております。

〇14番(美島盛秀君)

分かりました。業者の事情ではなかったという思いであるということなんですけども、私もそれは分かります。しかし、地元、同じ伊仙町であれば、あるいは島内であれば同じ日に、中学校については本契約が結べた。同じ日に、私は仮契約も結ぶのが当たり前じゃないかなと、わざわざ鹿児島から9日の日まで延ばしておってきて、契約をする。これは、私には考えられないことでありますけど、これは後もって精査をしていけば分かることだと思っております。

次に、この入札をやり直した件について、否決されてやり直した件について、12月の20日に指名委員会をして、当時地元の有資格者4業者がおったということを答弁をいただいておりますけれども、その中で2業者を参加させて入札を行ったと。もちろん、この案件は地元業者がいないで鹿児島市内の業者にだけを入札に入れていたというのが否決になったことでありましたので、その後の入札が4業者、そしてその中から2業者を入れたというのが流れであります。ところが、この4業者入れて、もっといい工事ができる。あるいは、地元業者の育成の観点からこういう人たちも入札に参加させる必要があったのではないか、この4業者。ところが、工事量が少ない、実績がないというような言い方が当時の副町長の答弁でありましたけれども、私はこういうことを地元である工事を指名に入れて、そして地元業者を育成していくということこそ、私は執行部の務めではないかなと、そういう思いをいたしております。

そういう観点で、なぜそういうことができたにもかかわらず、できなかったのか。2業者だけ入れて入札をやり直したのか、お尋ねをいたします。

〇副町長(稲 隆仁君)

ただいまの美島議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来、議員のほうからいろいろ説明がありましたけれども、工事が6月議会で早期着工を望み、そして9月でもまだ執行できていなかったということ等を含めて、11月まで持ち越されたということで、工期を考え考慮したとき、そしてまた工事量それから空調設備機器の調達等々を考慮したときには、その段階で工期等を考慮したときに、やはり大手でなければ難しいのではないかと指名委員で判断し、当初本土業者だけでしたわけでありますけれども、そしてさらに事業量的に議会の承認が必要であるという案件であったわけであります。これを否決された関係で、分割し、そして業者の指名替えをして入札をしたというところでありますけども、工事量等々を考えれば、今完了してよかったなというのが正直な気持ちでありますけれども、今後我々も地元業者育成ということに関しては、執行部のほうも常に心がけているところでありますので、工期等を十分に取れるよ

うな事業の発注と業者育成ということに心がけてまいりたいと思っております。

〇14番(美島盛秀君)

この地元業者育成ということに関しては、もう何年も、私24年議会にいますけれども、もうずっと言い続けてきた案件でもあります。

そういう中で、この工事内容でありますけれども、その有資格者ということでありますけれども、 建築工事、配管工事と同時に電気工事ですか。この2資格がないと入札ができないという答弁であ りましたけれども、私が調査をしたり聞いた範囲内では、他町村ではそういうのは関係ないと、普 段工事を、空調の工事をしているからこの工事についてはできる工事だと、そういう条件等をつけ るのはおかしいという話でした。

そういう観点で、他町との違いもあるわけなんですけれども、それは町の方針でしょうから理解 しなければいけないと思っておりますけれども、しかし、以前に指名委員会で決まった業者が、町 長の決済の時点で入れ替えられたとか、あるいはいろんなこの伊仙町の入札に関しては問題がもう 山積しております。ですから、私は今後もこの入札関係については精査をしていきたいと考えてお ります。(「答弁いいの」と呼ぶ者あり)

もう、今の答弁で。今の副町長の答弁で理解できたからいいです。今のところに対しては。いいです。もう時間がないですから、もうあと、続けます。

次に、この工事に関しては工期が非常に遅れていたということを認めてもらったわけなんですけれども、明許繰越しでありながら非常に工期が遅れたと、そして何とか3月23日には完成検査を終えております。

この間、コロナウイルス感染等々がありまして学校が休校になっておりました。このコロナウイルス関係がなかったら、恐らく私はこの工期は間に合わなかっただろうと、こう考えますけれども、教育委員会としてこの工事を発注した後に、各小中学校工事に関係する各小学校に、どういうような指導をしたのかお尋ねをいたします。 (「休憩」と呼ぶ者あり)

〇議長 (明石秀雄君)

ここでしばらく休憩します。昼食をして13時から再開いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇教委総務課長(上木正人君)

先ほどの美島議員の、学校側に対しての配慮の件なんですけども、工事に入る前はこの空調工事のみならず、他の工事のなんですけども、受注業者、町の職員、監督員また学校側と安全管理の徹底を図るとともに、また学校の授業に支障がないように、でき得る限り土日また放課後等などを利

用し、工事を進めていくような方向で進めております。

〇14番(美島盛秀君)

なぜ、そういうことを聞いたかというと、同僚議員と一緒に調査をいたしまして、工事状況を見て回ったときに、ある中学校で間に合いそうにないから、教室の工事が遅れそうだからという内容で、生徒さんを特別教室に移動させて工事をしたという学校がございました。それに、この工事は授業に差し支えないようにということで、土曜日とか日曜日とか、あるいは時間外、あるいは夏休み、冬休み、春休みを利用してさせるということを確認をして、私もしております。そういう意味からして尋ねたわけでありますけども、先ほど言いましたように、コロナで学校が休校になったということで工事がスムーズになったと考えられますけれども、この件に関して、入札が遅れた件に関して、私は職員の職務怠慢であったのではないかと思いますけれども、その点についてどう思いますか。

〇教委総務課長(上木正人君)

私も、こういったことがあるというふうなことは、別な部署にいるときに繰越事業というふうな ことは存じておりましたが、やはりこういったことは今後あってはならないのではないかなという ふうには思っております。

〇14番(美島盛秀君)

日頃から、私は職員の件に関しては、オール職員でいろんな問題に取り組んでいただきたいというお願い等もいたしております。そういう中で、前回も職務怠慢でしたと言った職員がおりますけれども、もう度々、こういう職務怠慢にならなければならないような問題等が出てくるということは、本当に公僕としての職員の資質もまた問われかねないと、本当にこれは伊仙町の大きな今後の問題じゃないかなというふうにもいたしておりますので、こういう大切な事案、案件についてはしっかりと精査をしながら町長以下、副町長、三役あるいは課長がしっかりと連携を取りながら指導をしていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

3月23日に完成検査を終えて、昨日見たところだったんですけれども、見た感じではこれがまともな工事であったのかなと、私の素人考えではそう思いました。全14名の議会そして職員も見ておりますので、これについてはどうこうとは申し上げません。後もって資料等を精査すれば分かることでありますので、後もって資料を請求したいと思っております。

その完成検査の内容について、設計書とそれから仕様書と内訳書、こういうのを比較しながらき ちんと検査を受けたと自信を持って言えるのか、お尋ねをいたします。

〇教委総務課長(上木正人君)

検査に関しましては、検査員が関係職員、担当課長が通常なっております。これが町職員です。 立会者に関しましては現場監督、こちらのほうも町職員。あと、請負業者、工事監理者の下で書類 検査及び現場確認検査を行っていると思いますので、順当に行われていると考えております。

〇14番(美島盛秀君)

執行部としては、完全に工事が終わって検査したということをいいますけれども、それはそれで 今回は信じたいと思っております。後もって、きちんと私も精査をしながら、比較をしながら検査 をいたしたいと思っております。

しかしながら、私はこれは設計屋にも問題があると思うんです。伊仙小学校、昨日視察をしました。私は個人的にも視察をしましたけれども、非常に工事がきれい。そして、これはもう完全に完成しているなと思われます。ところが、他のところを見たら、同じ小学校、中学校、伊仙町内の教育施設でありながら、同じ工事内容でありながら、場所によっては工事の内容が違っている。このことについては、後もって精査できますので、そういう観点から今、言ったことは申し上げたところでありますので、後もってまた完成検査等の資料等を請求したいと思いますが、その資料請求については閲覧をしなさいとか、資料は提出できないとかいうことで、今まで資料がもらえないというのが多かったんですけれども、この件に関してはぜひ、完成検査の資料を提出していただきたいと思いますができますか。

〇議長 (明石秀雄君)

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時08分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまのご質問にお答えします。

資料請求関係は、今、美島議員さんがおっしゃった件に関しましては情報開示請求で対応できる ものと思っております。

それと、今回あった工事の内訳書って定期のものは単価等も入っていますのでギ抜きで閲覧の方式という方法を取らせてもらっているところであります。

〇14番(美島盛秀君)

分かりました。じゃあ、情報開示請求を精査の上、また閲覧をしたいと考えておりますのでよろ しくお願いして、この件に関しては終わります。

次に、地方創生推進交付金多世代交流機能拡張備品購入事業について……。

じゃあ、1回目の答弁をお願いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの美島議員の質問にお答えいたします。

地方創生推進交付金多世代交流機能拡張備品購入事業の事後処理についてですが、令和元年第

2回定例会で前課長が答弁で、携帯番号を調べている最中とのことでしたが、携帯番号が確認できまして、今までの入金の不足分及び今後のことについて協議をしようと連絡を入れたところですが、 不通状態で現在連絡がつかない状況であります。

〇14番(美島盛秀君)

この件に関しましては、度々質問、質疑等をやってまいりまして、内容等については皆さんご存 じのとおりだと思います。

しかし、この問題ももちろんですけれども、これ以前にもこういうような不正事件あるいは公金の使い込み等々、度々ありました。なぜ、伊仙町では度々こういうことが起きるのか。その事後処理、私は例えばこの問題も三役の自戒装置とか、あるいは職員の懲罰とか取っておりますけれども、そういうことで私は済む問題ではない。今、当事者の業者さんが連絡が取れないということでありましたけれども、こういうことも期限を決めて、もういつまでにもできなかったら、もう町の責任でまたやるということで、町が責任を持ってやらなければならない問題だと。いつまでもだらだら続けられては町民も、また私、議会としても何回もこういうことをやらなければいけない。

まだ、10年前の液肥センター問題もまだ残っております。いろんな問題がありますので、ぜひ今後の対応についてどうするか、町長の答弁を求めたいと思います。

〇町長 (大久保明君)

職員の指導は、この1年相当厳しく指導しておりますので、それを今後とも継続して、二度と発生しないように全職員一丸となって取り組んでまいります。

〇14番(美島盛秀君)

ずっと取り組んでいくことはもちろんですけれども、私たちの任期というのは4年です。町長も4年です。その4年内で起きたことは4年内できちんと整理をしていくのが、私はそれぞれの責任ではないか。私がいなくなったら、後はもうそのまま通してしまうと、そういうことがあっては伊仙町の財政面あるいはいろんな問題に支障が来すのではないかなと思っておりますが、その件に関して、私はもっと当時の29年の6月6日、この問題が発覚して業者やあるいは卸元、あるいは関係した職員等が町長との打合せをしております。そして、その当時決算まで町長は認めて、きちんとされているという報告を受けておりますが、なぜそういう問題についてうその決算書を出したり、簡単にそういうことが行われてきたのか、私は不思議でなりません。

そういうこと等も含めて、私はこの業者さんは今、連絡も取れないという答弁でありましたけれども、本当にかわいそうだと思っております。こういう伊仙町で、そういう問題を起こして、本人の責任はもちろんですけれども、私はある意味では犠牲者になったのではないかなと。今、帰るところもないんです。家族ももういなくなった、お父さんもお母さんもいないです。そういうような生活をしなければならない。そういうこと等を考えると、私、同じ自分の集落ですのでよく分かっております。もっと当時、町長としての、業者じゃなくて一町民として寄り添う気持ちあるいは気遣い、そういう優しさというんでしょうか、そういうようなのがあれば私はその時点で解決もでき

た問題ではないかなと思ったりもして今、非常に個人として残念な思いがしてなりません。

そういう意味で、今後また続けて請求したり、本人の確認を取るということでありますので、私の任期中にはこれが解決できるように私も頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ執行部の皆さんも協力をしていただきたいと、また努力をしていただきたいと思っておりますので、このことに関しては終わりたいと思います。

次の、離島漁業再生支援交付金についての答弁をお願いいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

美島議員の離島漁業再生支援交付金事業の件について問うという質問について答弁をいたします。まず、サメ、オニヒトデの件につきましては、3月の議会で答弁いたしましたとおり、返還命令が出るということでございましたけれども、その後3月13日付で県のほうより返還命令が来、3月23日に返納をいたしております。

あと、釜の件につきましては、30年度のほうから徐々に返金をいただいておりまして、今、5月までで合計12万の返還がなされております。

○14番(美島盛秀君)

この問題につきましても、先ほどの備品問題と同様な不正、公金の不正支出であります。この問題に関係しても備品関係の業者と同じ釜代を支出したということから、この問題が発覚しております。平成30年度の議会改選があった年にこういうのが発覚をして、いろいろ2年余り調査や質問等、質疑等をやってきたわけでありますけれども、まだこの問題については私は解決ができていないと。

地方創生推進交付金多世代交流機能拡張備品代の問題です、これでは三役の自戒装置やあるいは職員の懲戒等もやっております。この問題については何もやっていない。しかも、町長は去年令和元年12月23日付の南日本新聞の取材に対して、職員は不正に気づかなかったとはいえ、反省すべきだ。処分は考えていないと取材に応じております。職員が知らないはずがないんです。これ、職員が直接関わっています。その件に関して、町長は職員に指導をしたり、あるいは職員等がこの関係を知らなかったのか、お尋ねをいたします。

〇町長 (大久保明君)

美島議員は質問をしている中で、美島議員の思い込みでいろんなことを質問しているような気が いたしますので注意をしていただきたいと思います。

まず、最初の件に関しましては、先ほど発言の中で、職員と私がいろいろ画策して、それがずる ずる行ったからその方が犠牲者であるという話は、これは撤回していただきたいと思います。

それから、今度、離島再生漁業の件に関しましては、これはある漁業の職員にいろいろお願いしたことを、それができないので肩代わりしてやったということでございますので、町の職員を処分する必要はないというふうに、この前私は新聞記者に、今の話は答弁したということになっておりますので、ただ、こういう問題が今後出ないような指導は、今後ともしっかりと職員と、最近、全職員とこの2週間の間に話し合いを行いました。そして、町の職員として若い職員がこの規律を正

しくし、そして条例をしっかりと理解して町民のためにしっかりと働くように、この1か月間話を したところでございますので、美島議員、失礼ですけど簡単な思い込みで根拠のないことを話して いることが非常に多いように私は感じますので、注意をしていただきたいと思います。

〇14番(美島盛秀君)

今の答弁に対して、また質問をいたしたいと思いますけれども、犠牲者であったということに対して私は撤回する気持ちはありません。これ以外にも、何人か町民の中にたくさんいます。いると思っている。それは、犠牲者かどうか分からないです。いろんな問題等があって、島から離れなければならない方がたくさんいると思っております。

そういうこと等を見てみますと、やっぱり町のリーダーとしてもっと頑張る、努力する必要があると私は考えておりますので、こういう質問をしたわけであります。

例えば、最初に町長は議会が2分しているということに対して、私に何かこう間違っているような、私の質問が、考え方が間違っているようなことを言いましたけれども、議会が2分しているということは、町民も2分されているということなんです。そのことをしっかりと肝に銘じていただきたい。一人一人の町民は、声を出して物申すことができない。しかし、我々14人は町民の代表としてこの静粛な議場で堂々と自分の考え方、意見……。(発言する者あり)そして伊仙町の町政に対して精査、チェックをしながら批判をしていくのは我々の仕事上の責任問題なんです。それがきちんとできれば、私はこういう問題等々、いろんな問題は起きないと思っています。どうでしょうか、町長。

〇町長 (大久保明君)

先ほども申したように、この伊仙町は、私は今5期目ですけれども、それ以前は激しい分断された町でありました。それを正そうということで、政争から政策の町ということで推進してまいりました。その一定の効果はあったと思います。

しかし、私は今、私の考えは甘かったと、政策の町になっているけれどもやはり政策の町ではだめだと、権力闘争の町にしていこうという波が間違いなくこの数年あったと思います。しかし、私は今度こそはその波を、伊仙町を分断するような波は絶対つくらないように、今最大限の努力をしておりますので、この町が本当に激しい町でした、それは政策の町と言い続けてやったわけでありますけれども、しかしそれがまだ不十分だということを改めて今日も思いましたので、さらにまとまるように全力で取り組んでまいります。全町民のために、私はそうやってまいりたいと覚悟しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇14番(美島盛秀君)

私は、度々こういう質問をしたりしながら、町長と議論を重ねてきました。町長のその気持ち、 十分理解しています。しかし、それができないのはどこが原因なのか。それを真剣に考えていただ きたい。

私も、ここ四、五十年、いろんな選挙にも関わってきました。いろんな批判を受けることもあり

ます。それは、政治家の1人として覚悟をして、議員として今、過去23年頑張ってきたところであります。町長も5期目の19年目、私は、町長が今おっしゃられているそういう気持ちをもっと実現できるような伊仙町にしていくためには、それはみんな、私も一緒です。町民もそう願っているはずです。なぜそれができないのかを今後町長とも議論をしていきたい。こういう公の場で言えないこともたくさんあります。そういうこと等を考えていただいて、今後議論を進めていただきたいと思っておりますので、このことは町民にもしっかり理解ができるように、今後議会活動を通して頑張っていきたいと思っております。

次に、大きな4番目です。これについて答弁をお願いいたします。

〇総務課長(久保 等君)

美島議員の質問にお答えします。

大きい2の3番目の(1) 3月定例会の傍聴について、町長の認識を問うということでありますが、毎回の定例会、議会前には傍聴のお知らせを防災無線等でお知らせをしている中でありまして、 誰がどの程度傍聴に訪れるのかということはこちらではかり知ることはできない予定なんですが、 今回のコロナ禍の中ではまたライブ中継も視聴できるという呼びかけもしているところであります。

〇14番(美島盛秀君)

私は、町長に通告してあるところでありますけれども、町長の考え方もまた聞いてみたいと思います。

実は、この皆さんご存じのように、3月定例会の傍聴、マイク放送で新型コロナウイルス感染が 広がっていますので、傍聴はなるべく自粛していただいて、そしてマスクをして傍聴に来たい人は 来てくださいという放送を毎日やっておりました。私たちもマスクをして議会に臨みました。

日頃、普通の日であれば傍聴は自由でありますので、日頃私、あまり傍聴をしている人を見たことがないんですけれども、その3月議会に限って傍聴が多かった。そして、いろんな罵声が飛び、傍聴席からのやじやいろんなことがありまして、私は実は質疑もできないような状況で、最後は諦めて終わったわけでありますけれども、こういうような議会、こういうような町政があっていいのだろうか。また、これをインターネットで見ていた当時、果たしてどういう町民あるいは出身者の方が、何があったのと私に電話もありましたし、もちろん直接、どうなっているのと言われた方もいます。

その当時、一般の傍聴はなくて、私は恐らく業者の皆さんだったと考えておりますけれども、こういうような業者との関係など、私はもっと潔白な関係であってほしいと思うわけでありますけれども、この傍聴について町長の見解をお尋ねをいたします。

〇町長 (大久保明君)

先ほど、久保総務課長が答えたとおりでありますので、傍聴は町民の自由な参加でありますので、いろんな方が来る、町民誰でも来る資格があるわけですから、そのことについてはこれは、その場で判断するのは議長でございますので、私からはいろいろ傍聴に来た方々に対していろいろ言うこ

とはできませんので、議会の責任者は議長でありますので、そういうことは、傍聴人はあそこに書いてあるようにそこで発言をしてはいけませんので、そういうことはやっぱりしないでいただきたいとは考えております。

〇14番(美島盛秀君)

ぜひ、3月議会はコロナ感染で大変でしたけれども、日頃かた町民の皆さんが、たくさんの皆さんが傍聴に訪れて、そして議会の活動あるいは執行部の予算執行等々をしっかりと理解ができるような議会であってほしいと、また執行部も議会に対しての答弁もしっかりできるような、自信を持って答弁ができるような執行部であってほしいということをお願いをしたいと思っております。ぜひ、これから執行部としても、また我々議会としても議長を中心に議会報告なり、しっかりとやっていけたらと考えておりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、3月定例会でのことについては、町長から先ほどありましたけれども、これには大きな、 町長と私の認識の違いがあると私は考えております。

独断専行というのは、これは政治家、特に町村議会、これは我々に与えられた本当の、言ったら町長が普段言う権力、こういう調査をする、そして批判をしていく。普通、町民の皆さんもあまりこういう執行部の件やあるいは議会の件、失礼ですけれどもあまり関心がないような気がいたします。ですから、我々議員は町長の、執行部の独断専権を許してはいけない、しっかりと精査をして、チェックをして、批判をしていきなさいというのが独断専行なんです。私はこれを信じております。

ですから、私たちはきちんとした精査をして、ああこれは町民の福祉向上にマイナスになると思ったら修正案を出したり、意見を出したりいろいろやるわけなんですけれども、町長のこの独断専行というのは、伊仙町は独立不羈の町だと思う。個人的なことを言っている。私は、個人的なことは聞いていません。個人的には、お医者さんであり、頭もすばらしい能力がある、尊敬もしています。町長としての立場での答弁を求めたわけであります。それを独立不羈と言われて、私も独立不羈とはどういうことかなと思って、一生懸命調べました。こういうこと等、町長との認識の違いがありますので、私はこれからも町民の代表としてしっかりと精査をしながら、チェックをしながら批判をしていきたい。

この批判という言葉を、町民の皆さんは町長の悪口しか言っていないという受け取り方しかしていない。大方の方はそう思っています。と私は考えます。だから、帰っても、盛秀、お前は町長の悪口ば言ったという、この前の傍聴席からも、やじでもそう言われました。

議会のいう批判というのは決して悪口ではないんです。町民の福祉向上のために、町政発展のために言うのが批判なんです。そういう議会の責務、責任といいましょうか、そういうことに対しての認識、違いが町長にはあまりにも強過ぎる。

また、先見感に、偏見ということに対しても先見性のある町と、これについても私はどうかなと、 そこらあたりの違いが私は顕著に現れてくる。だから、一議会議員として指摘をしなければいけない。 批判をしていかなければならないという立場で、私は今後も町民の皆さんに理解を得るような 議員活動をしてまいりたいと考えております。

〇町長 (大久保明君)

ちょっと答弁をさせていただきたいと思います。

美島議員の言っている内容はよく分かりました。私は、この私が独断専行、そして偏見的町政というふうに、それ美島さん自身があなたの考え方で言いましたので、これは私は、私自身は全然違うと考えておりますので、今後ともその具体的に何がどのようにして私が独断専行なのか、偏見的な町政をしているのか、今分かる範囲で示していただきたいと思います。

〇14番(美島盛秀君)

私の個人的な意見と言いましたけれども、これは議員必携にきちんと書かれているんです。議員 必携、しっかり見れば、みんな議員の責務としてやるべき仕事なんです。私の個人の意見じゃあり ません。そういう観点での質問でありまして、どういうことからそういうことが言えるかというこ とでありますけども、次の委員会や駐在員、会計年度職員の採用について問うということでお答え もなると思います。

この委員の採用とかあるいは駐在員の採用とか、あるいはいろんな団体等、このことに対して町長の個人の考えで、これは前の一般質問にもありましたけれども、私に協力的でないからこの案件については認められないとか、堂々とこういう議場の中で答弁したことがあります。さらには、そういう資料が必要であれば私がまとめて、後もって提出をしたいと思いますけれども、私に協力できない人だと思ったから旅費を出さなかったとか、適当でなかったとかいう問題も何件かありました。町の予算についてもそうでした。

そういうことが、私は町長のそういう問題につながっているのではないかなということを、町民の方々から大分聞かされております。どういうことがあったか、具体的に町長が必要であれば、町長にまとめて資料として今後お渡しいたしたいと思います。それでよろしいですか。

〇町長 (大久保明君)

今、議員必携の話がありました。議員必携の中に独断専行、偏見的町政を行ってならないと書いてあるんですか。

それは、私が独断専行と偏見的町政を行っているというふうに、議員がこの前3月議会で述べた と私は思っていますけども、はっきりとそう言いましたね。そういう町政をやっていると、言いま したか。

〇14番(美島盛秀君)

これは、伊仙町には町長の反問権はないわけでありますけれども、町長はそう思っておりますのでお答えしましょう。

確かに、私は一議員として独断専行を許してならないということを言いました。それが、今、私が説明をしたこと等について、資料で提出しますからよろしいですかと私は念を押しているんですけれどもよろしいですか。

〇町長 (大久保明君)

これ、次の委員会の件での答弁です。各種委員会の件は、これは前の議会で答弁したと思います。

これは、町長がいろんな決定権の中に人事権というのがありますから、これは首長が絶対的に用いる権利です。それから、予算編成権です。その旅費を出したと、それは職員の考えで出したと思いますけれども、私はそういうこの町政を堂々と批判するような人が、今度また視察に行きたいから出していただきたいという人に出すよりも、私と同じような方向性で行く人に出したほうが町のためになるというふうに私は判断して、そういう結論を出したということでありますので、今から、このいろんな委員会、駐在員、会計年度職員の採用についても、いろいろ試行錯誤をしながら選択して結論を出しているわけでありますので、そのことについて私は何ら批判される必要はないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〇14番(美島盛秀君)

それは十分理解はしています。町長の気持ちは理解できます。しかし、6,800人余の町民を預かっているトップのリーダーですから、町長の自ら、私はちょっと気を引き締めて、堂々とそう言えるという町長のその発言、それ自体を私は疑問に感じているんです。だから、我々も言わなければならない立場にあるということを申し上げたいと思っております。

この件はこれにして、次の4番目の職員の綱紀粛正についてでありますけれども、先ほどからも何回も言いました。職員はやはり、公僕としての職員でなくてはならない。これは鉄則です。そういう意味で、この18年間、大久保町長の採用した職員は100人を超えていると思います。伊仙町の職員定数が150人だったですか。その中で、臨時職員が102名ですか。合わせて257人ですか、だったと、ちょっと今ちょっと資料が見当たらないんですけども、記憶をしております。

その公僕としての職員、この職員をしっかりと指導して、しっかりと伊仙町の福祉向上のために 頑張ってもらうための指導をするのは、まずは町長、副町長、総務課長、それぞれの課長さんだと 私は思っております。

そういう意味から、ずっと先ほども言いましたようにオール伊仙町で頑張ってくださいということで、私は提案をしたこと等もありますけれども、しかし特に最近は気が緩んでいるとしか言えない、公僕としての役目を果たされていないというふうに私は受け止めておりますが、職員数が157名、嘱託、臨時、委託職員が102名、合わせて259名です。この259名の職員を束ねる町長でありますので、しっかりと取り組んでいただきたい。

また、以前十何年前になると思いますけれども、私は町長に今はパソコンの時代、そういう時代で職員の数を減らす必要があるのじゃないのと、以前は町長はそういうことを言っていました。職員が多過ぎると、当時167名だったですか、多過ぎるから130人ぐらいまで減らしていきたいという答弁がありました。民間企業でしたら、今、都会では社員を半分以下に、支店とかいろんな問題を含めて半分以下に抑えようと今、努力をしています。

そういうときに、町長は130人まで減らす。それで、途中から、いや伊仙町は働く場所が少ないか

ら民間企業に例えれば株式会社だ。そして、職員を、雇用の場を増やさなければならないから職員 定数は減らせないという答弁をいただいた記憶が私はございます。

そういう中で、定数を減らすとか増やすとかの問題じゃなくて、259名の職員の指導、綱紀粛正について、今後しっかりと努力をしていただきたいわけでありますけれども、先ほどから私が申し上げたこういう諸問題、入札問題の遅れとか、あるいは事業の遅れ、明許繰り越しの額が多過ぎる。こういうこと等について、もう伊仙町は死に物狂いで本当に、町長もよく言います、死に物狂いで頑張ると。本当の意味で死に物狂いで頑張っていただかなければ、他町村にわたしはどんどん後れを取っていくと思っておりますので、その決意を町長にお尋ねをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの美島議員の質問に、これはお答えというか、今実際に行っている綱紀粛正でありますが、毎週行っている課長会、それから月初めに行う全体朝礼、その中で議員が見て感じるところがあろうかと思いますが、それを直すために時間厳守、服装それから町民への対応、言葉遣い、それから業務への対応を指導を行っています。

それと、今回、会計年度任用職員と新採用職員がいましたので、その研修会。それから会計事務の流れ等々を、仕事の面、服務に関して職員の指導を徹底しているところであります。それによって、だんだん職員の緊張感といいますか、程いい緊張感も出て、事務に邁進しているところでありますのでご理解いただきたいと思います。

〇町長 (大久保明君)

議員の見解の相違が違うのは、これはもうどうしようもありませんけれども、伊仙町が他の町よりどんどんますます遅れていると、本当に思っていますか。

〇14番(美島盛秀君)

反問権はないから答えられない。

〇町長 (大久保明君)

答えてください。そんな、無責任です。

〇議長 (明石秀雄君)

町長、もういいです。これで終わり。

〇町長 (大久保明君)

いいですか。反問しますから。

ですから、根拠のないことを堂々と言って、私に反問するなというのは無責任です。今、伊仙町 ほど人口減対策に挑戦して成果を上げている町はないし、いろんな地方創生事業を取ってきたり、 とにかく社会的人口増が続いているということ、全ての小中学生が増えているということは、これ は他の町に遅れていると私は決して思いませんので、それだけは言っておきたいと思います。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、美島盛秀の一般質問を終わります。

しばらく、10分間休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時34分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。

なお、本日予定しておりました日程につきましては、明日10時より引き続き行います。お疲れさまでした。

延 会 午後 2時35分

令和2年第2回伊仙町議会定例会

第 3 日

令和2年6月11日

令和2年第2回伊仙町議会定例会議事日程(第3号) 令和2年6月11日(木曜日) 午前10時 開議

1. 議事日程(第3号)

〇日程第1 一般質問 (佐田 元議員、福留達也議員、前 徹志議員、永田 誠議員、西 彦 二議員、清 平二議員)6名

1. 出席議員(14名)

名 議席番号 氏 名 議席番号 氏 1番 杉山 肇 君 2番 牧本和英君 彦 二 3番 西 君 4番 佐 田 元 君 5番 清 平 君 6番 尚 林 剛 也 君 7番 牧 徳 久 君 8番 上 木 千恵造 君 誠 9番 永 田 君 10番 福 留 達 也 君 11番 徹 志 君 12番 明 石 秀 雄 君 前 一君 13番 樺山 14番 美島 盛秀君

1. 欠席議員(0名)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長稲田良和君

事務局書記 元 原 克 也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

名 氏 職 名 氏 名 職 名 長 稲 町 長 大久保 町 明君 副 隆仁君 総務課長久保 等 君 未来創生課長 松 田 博樹 君 くらし支援課長 名 古 健 二君 子育て支援課長 稲 君 泉 喜博 地域福祉課長 大 山 拳 君 経 済 課 長 仲 島 君 正 敏 耕地課 建設課長福島 隆 也 君 長 穂 浩 一 君 きゅらまち観光課長 久 保 修 水道課長徳 永 正大 次 君 君 農委事務局長 豊 島 克 仁 君 教 育 長大 Щ 惣二郎 君 教委総務課長 上 木 正 人 君 社会教育課長 伊藤 晋 吾 君 健康增進課長 澤 学校給セ所長 水 本 斉 君 佐和子 君 選挙管理委員会書記長 重 村 浩 次 君 総務課長補佐 寶 永 英 樹 君

△開 会(開議) 午前10時02分

〇議長 (明石秀雄君)

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

〇議長 (明石秀雄君)

日程第1 一般質問を行います。

初めに、佐田 元君の一般質問を許します。

〇4番(佐田 元君)

町民の皆さん、おはようございます。4番、佐田 元でございます。

質問の前に、一言だけ申し上げたいと思います。我々、この伊仙町議会、議長を中心にして、この議会、伊仙町議会が適正に運営されることを、みんなで考え努力していきたいと思います。議員の皆様方もそのような考えで、今後頑張っていけたらなと思っております。

それでは、令和2年第2回定例会において、ただいま議長より一般質問の許可が下りましたので、 質問していきたいと思います。

その前に、新型コロナウイルスの緊急事態宣言も解除され、少しずつ日常生活も戻りつつありますが、いまだに大都市のほうでは感染者が後を絶たないようですが、一日でも早い終息を願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1番目に、新庁舎建設についてでありますが、31年3月の伊仙庁舎整備基本構想、基本計画書によると、農業高校跡地の整備を最優先に検討を進めていきます。また、新聞報道にも、建設地は旧徳之島農業高校跡地を予定、現在分散している行政機能を一棟に集約することを前提にと報じられているが、なぜ農業高校跡地から現庁舎裏敷地に変更になったのか伺います。

次に、第1回伊仙町議会定例会において、総務課長の答弁で、地権者と所有権の移転登記を終える予定と答弁しているが、その後の進捗状況と、また今後のスケジュールについて伺います。

次に、新庁舎建設委員会は何回開催しているか伺います。

大きな2番として、新型コロナウイルス感染下の進行についてでありますが、この件につきましては、昨日、牧議員やら、その他の議員のほうからも畜産関係について質問がありましたので、できる範囲でよろしいかと思っております。4月、5月の競り価格、過去の価格と、今月6月の本所の子牛の競り市での価格はどうであったのか。また、価格低迷が町内の畜産農家に及ぼしている影響をどのように把握しているか伺います。

この次の第3、③ですが、これは、昨日、牧議員のほうからも質問があり、答弁をいただいておりますので、この部分は答えはしなくてよろしいかと思います。取り下げにしたいと思います。

④として、地方創生臨時交付金を活用した町独自の支援策は検討をしているのか伺います。 次に、小中学校に設置された空調設備工事について伺います。

まず、①各学校ごとに工事設計が違うのか。

②として、完成検査はいつ誰がどのような方法でしたのか問います。

2回目からは自席で質問をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

〇町長 (大久保明君)

佐田 元議員の質問にお答えをいたします。

その前に、先ほど議長のほうからも、また佐田議員のほうからも、伊仙町議会を品格のある、そして、しっかりした質問、そして、その答えをしていけるようにという指導がございましたので、執行部のほうは簡潔明快に、そして答えていきたいと思いますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

1番目の新庁舎建設の件に関しましては、これは、この委員会に町長は入っていなかったわけで ありますので、副町長のほうからいろんな件については説明をしていただきたいと思います。

〇総務課長(久保 等君)

佐田議員の質問にお答えいたします。

新庁舎建設についてでありますが、旧農高跡地、高校跡地から現庁舎裏に変更になった理由ということなんですが、当初の計画段階、基本構想、それから、基本計画の策定のときには、庁舎敷地が狭いということで、現庁舎に造った場合、それから、農高跡地に造った場合という両方を想定して計画をしました。その中で、庁舎の面積が少ないということで、向こう、旧農高跡地に造ったほうが便利じゃないかという案も大きかったんですが、その後、検討委員会などを重ねていく中で、現地建て替えのほうが望ましい、用地が確保できるのであれば現地建て替えが望ましいということで、そういう地元というか、町民からの声も多く聞かれましたので、今回新庁舎建設検討委員会においても、委員の現地庁舎裏の土地の購入を行い、現地の建て替えがよいとの合意から、答申をまとめた経緯であります。

また、アンケートにおいても、今回の起債を利用した早急な建て替えを望むという声が70%を占めていました。令和元年度第4回定例会において、用地購入費に関する予算計上を行い、承認を得たという、これまでの経過であります。

〇4番(佐田 元君)

今の答弁では、町民の声が現庁舎裏が大きかったとか、アンケート70%あったという話ですが、 この声は、どのような方法で町民の声を聞いたのか、そして、アンケートはどのような方法でやっ たのか伺いたいと思います。

〇総務課長(久保 等君)

このアンケートについては、町の全世帯のほうに配布をしてアンケートをいただいたということ であります。町民の声といいますか、こういう説明会とか開いていく中で、現地建て替えのほうが 望ましいという、役場に対してのそういう声も大きかったということであります。

〇4番(佐田 元君)

なぜこのような質問をするかと申しますと、いまだに町民の方は、農高跡地に新庁舎ができるものという考えされている方が非常に多いような気がします。役場、新庁舎、農高跡地に造るみたいなんだけど、いつ頃からするのかとか、いろいろ話は農高跡地の話しかされておりません。それで、私としても、メイン道路に面したこの場所に新庁舎ができたらなという思いは強いほうです。

しかし、申し上げたいのは、今まで農高跡地にいろいろ造るような形で、住民のほうにはいろいるアンケートなり説明なり、各東部、中部、西部で、公民館のほうで住民に呼びかけてやっておったわけですが、いまだに町民に説明はなく、このことが進められているような感じがいたしてなりません。

先ほどからありますが、今までの議事録でいろいろ総務課長のほうから話が出ております。これは次の議題にもう入りますが、3月25日頃には、地権者と周辺のところへ移転登録をし、その後、住民説明会等をいただいて、町民に理解していくという話もされておりますが、いまだに我々、議会で土地購入の予算も通過しております。しかし、我々町民の代表である議員でさえ、この土地購入が進んだのか、いまだに分かっておりません。そういう話を1回も聞いたことありません。ですから、私が言いたいのは、やっぱり住民に十分に説明して、物事、この庁舎、それこそ何百年に1回か、まあ最低50年に1回かの大型事業ではないかと思います。こういう事業をやっぱりお互い、町民と、そして議会と、そして執行部がやっぱり一つになって、みんなでこういうようなすばらしい事業を進めていく上では、そういう気持ちといいますか、そういうあれが大事ではないかと私は思います。

先ほどもいろいろありますが、ぜひ移転登記、これは次に移りますが、ぜひ町民に説明、まずこれを日取りを決めて、今こういう話をすると、恐らく答えはもう分かっております。コロナ関係でそういう答えが出てくると思います。しかし、私が言いたいのは、他の方法で、何かの方法でも町民に知らせる方法はあると思いますので、そこをできますか伺います。

〇総務課長(久保 等君)

第1回の定例会のほうでも登記等に関しては、このような状況で進めていますという答弁をしたわけなんですが、今回6月の広報誌、5日の日に区長会を開いていますので、遅いところでも今週中には全世帯に届くものだと思うんですが、その中で場所の選定等、こういったことに進んでいます。大勢を集めての説明会が、今コロナ渦の中できかねていますが、広報誌に、広報を載せて周知はしたいところであります。それが、そうしたからといって、また説明会を省くんじゃなくて、また進展していく中で、状況を見ながら説明会を開いていくという方向性で、今は進めているところであります。

〇4番(佐田 元君)

この時期を避けて、一日でも早く住民の方にも、新庁舎の建築の機運を高めていただきたいと思

います。

それでは、2番目に入りたいと思います。よろしくお願いします。

〇総務課長(久保 等君)

進捗率と今後のスケジュールについてでありますが、進捗率としましては、用地の購入を行い、登記も完了しております。この購入した用地で字界がありまして、一つに合筆を進められないかという検討を今しているところなんですが、それが、字界があるということで、2筆に分けないといけないというところで、今そういった手続を進めています。一方で、基本構想、基本計画を基に、基本設計の発注を行える今準備を進めているところであります。

〇4番(佐田 元君)

2筆に分かれているということでありますが、やっぱりまとめることは可能でという取り方でよろしいでしょうか。

〇総務課長(久保 等君)

合筆を進める中で、今のゲートボール場、そちらと今の建物が字が違うものですから、役場周辺のところは一つにまとめて、またゲートボール場は2筆あるので、一つにまとめてという形になろうかと思います。

〇4番(佐田 元君)

ということは、今計画では、どの場所にどのような方法で庁舎を建設する予定というか、考えを されているのか伺います。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

現庁舎を壊して建て替えとなると、この位置に建て替えとなると、また移転費用、それから仮庁舎と、経費がまたかさむので、今庁舎の裏のゲートボール場、そちらのほうに新庁舎を建てて、現庁舎を解体して移るということが、一番やっぱり経費がかからないで済むだろうということで、今計画しているところであります。

〇4番(佐田 元君)

経費がかからない方向で結構でございますが、庁舎の向き、これはどこに面して建築するのか。 今の話では、小学校側のほうの通路に面するのか、県道に面するのか、そこのところをお願いしま す。

〇総務課長(久保 等君)

建て替えの場所は今先ほど述べたとおりであるんですが、先ほども言いました庁舎建設検討委員会は、この庁舎が建て終わるまで存続するものでありますので、私たち今月末あたりをもってプロジェクトチームもつくって対応しないと、この事業全てがうまくいけないだろうということで、そういう進めんと、あと、この検討委員会において、向きを考えるとか、庁舎内の大きさ等も、この中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

〇4番(佐田 元君)

今、検討委員会の話がありましたが、これは議会議事録なんですけど、ちょっと読み上げますね。「令和元年10月以降、検討委員会を重ねて、その月の末に答申をまとめてあるところであります」と。「今後、令和2年度に入りましては、設計の選定を行い、委託しまして基本設計を行い、その後、町民説明会などを行いながら実施設計を完了していく予定になっております」というふうに答弁されています。

そこで、お聞きしますが、検討委員会もこの基本設計の場に入ってすることができるのかできないのか伺います。

〇副町長(稲 隆仁君)

佐田議員の質問に答えたいと思います。

検討委員会の委員ということで答弁させていただきたいと思いますけども、検討委員会が直接中に入るということはなくて、検討委員会は検討委員会でどういうふうな形がいいかということ等を案をまとめて、そして、プロポーザルという形で設計会社を確定していくわけでありますけど、その段階過程、過程においては、意見等々を述べるような形になると思います。

〇4番(佐田 元君)

ちょっと今の答弁と総務課長の答弁がちょっと分かりにくいところがあります。総務課長のお話では、場所とか方向とかは、検討委員会の意見を聞いてやるということ。そして、設計も検討委員会の意見等を聞いてとなっておりますが、今の副町長の答弁と若干違っているような感じがいたします。それは検討委員会、そしてまた、いろいろこれから先も問題が出てくるかと思いますので、精査して、また質問していきたいと思います。

次に、新庁舎の検討委員会、建設委員会、これは何回ぐらい開催されているのか。

〇副町長(稲 隆仁君)

検討委員会が立ち上げたのが、10月2日に委員の選定という形を行いまして、実際第1回目の会合が10月24日、そして、第2回目が11月21日、そして、3回目となる12月25日を検討委員会の総意ということで答申をいただいております。3回開催したところでございます。

〇4番(佐田 元君)

検討委員会3回、これは令和元年のほうで3回という取り方でよろしいですか。

それでは、伺います。これも議事録なんですが、12月27日付で伊仙町検討委員会から答申をいただいたと。そして、その途中は割愛しますけど、その流れで12月議会のほうにもうお願いを申し上げて、土地の購入予算を計上して、今実施を進めているところと答弁されております。私が聞きたいのは、12月の10日に定例会はあったわけですよね。しかし、答申を受けたのは、検討委員会から答申は、受けたのは12月27日。ここの説明をお願いしたいと思います。

〇副町長(稲 隆仁君)

ただいまの質問にお答えいたします。

検討委員会の内容等々をお知らせすればお分かりになると思いますけれども、第1回目の段階で、場所の選定ということで検討委員会を立ち上げて諮るということを申し上げまして、その中で、委員の第一声が、やはり伊仙町で中心になっている役場周辺が単純に他に移った場合は、活気があるようなものが失われていくということが、委員の第一声でありました。そういう内容等において、委員の全員、ほとんどの方々が、まあ全員と申しましても過言ではなかろうかと思いますけれども、現在地に建てられるものであれば建ててほしいということを、第1回目からそういう意見が主類であるというか、ほとんどの意見でありました。そして、第2回目の11月21日においては、本来ならば12月、1月を最終答申という計画をしていたわけでありますけれども、11月21日の第2回目の検討委員会の中では、もう結論が出たということでありました。しかし、結論が出すためには、予算が必要であり、用地購入が必要であると。それが確定しないうちには決定とは言えないということで、しかし、総意としては、11月21日に検討委員会の総意として、現在地に建て替えてほしいと意見がまとまった。それをもちまして、12月の定例議会に予算化をお願いして、用地購入という形に着手したところでございます。

〇4番(佐田 元君)

私が言いたいのは、12月の27日付答弁の中で、12月27日付で伊仙町検討委員会から答申をいただいたと。答申をいただく前に予算計上したのは、どういうあれで、まあ答申をいただく前にもう定例会に予算計上されたのかちゅうか、ちょっとおかしいんじゃないかなという思いがしますけど、そこのところを説明お願いします。

〇副町長(稲 隆仁君)

第2回目の検討委員会の最終の締めくくりの挨拶でありますけども、今後の交渉次第ということもありますがということは、予算を計上し、そして、用地購入をすると。その結果次第ではありますけれどもということで、現在地において庁舎を建て替えるということで皆様の総意をいただいたということで報告してまいりたいと思いますが、よろしいですかという、いただいておりますので、総意ということで決定ということで、予算化をお願いしたところでございます。もう2回目の段階で、総意で現在地にお願いするという答申を得たということでございます。しかし、形式上は、3回目に予算を計上してと、これまでの説明を申し上げて、そして着手するということがありましたので、決定しましたので、検討委員会としても庁舎建設の位置についての議題については答申をしなければいけないということで、27日付で答申という形で計上をしたわけであります。

〇4番(佐田 元君)

今、各担当のほうから庁舎に関して説明いただきましたが、まだまだちょっと腑に落ちないところがあります。そういうことで、今後これをもう少し精査して質問していきたいと思います。

最後になりますが、この基本設計はもう完了というか、基本設計のほうは今、設計のほう委託されておりますか。

〇総務課長(久保 等君)

基本設計に関しまして、今プロポーザルに向けて準備を進めているところなんですが、10月初旬 あたりに基本設計のプロポーザルを行い、少しでも早く本設計が入られるように、準備を今進めて いるところであります。

〇4番(佐田 元君)

分かりました。この設計も、やっぱり適切にした設計を委託していただきたいと思います。 それでは、次、大きなほうに移りたいと思います。

まず、4月、5月の価格と、今年6月の子牛価格、お願いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ただいまの佐田議員の質問にお答えをいたします。

まず、競り価格でございますけれども、こちらのほう伊仙町としての価格は出ませんけれども、 徳之島中央家畜市場の平均価格ということで述べさせていただきたいと思います。細かい数字です ので、まず、4月が税込みで66万1,000円、5月が57万3,000円ということで、コロナの影響、コロ ナウイルスの感染下ということで、値が徐々に下がっておりましたけれども、6月に関しましては、 まだ速報値ではございますが65万4,000円と、8万ほど5月に比べますと値を戻している状況でござ います。

〇4番(佐田 元君)

平均価格は60万ぐらいになっているんじゃないかという思いがします。そしてまた、徐々に6月1万円ぐらいアップしているということですが、この価格が畜産農家にしては明るいみだしというか、そういうあれが出て、本当に喜ばしい限りでありますが、この価格、若干上がっている価格、この要因と申しますか、何でこのように価格が5月と比べて6月上がったのか、そういうところが分かればお願いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

具体的な分析はできてはおりませんけれども、今、次の低迷というところとも関わってくると思うんですけど、徳之島の場合は、牛を生産しているということで、今、肉が売れていないと言われているのは、それを肥育した農家が、外食であったりとかのレストランであったりとか、そういうところが自粛要請の中でなかなか肉がさばけないというようなところで、ダブル時点で肉の値段が下がっているんですけれども、子牛のほうは、それに反しまして、毎月競り、徳之島の場合、まあ大島郡他は2カ月ですけれども、競りをして出荷をしているという中で、自粛要請の解除も伴いまして、今後明るい兆しが見えるのかなというところで、若干値を戻したのかなと思っております。

〇4番(佐田 元君)

そういう分析というか、取り方もあるんじゃないかと思いますが、私が思うには、今、子牛価格 が低迷しているこういう時期に、牛を増やそうと、そういう方々がたくさんおったんじゃないのか なという思いがします。それは、今、町内の何人かの若い畜産されている方の話なんですけど、や っぱりこういうときに、安い時期にいい血統の牛を買っておけば、これからの経営がうまくいくん じゃないかなという思いで、今導入していると。それで、農協さん、また各天城町さん、伊仙町さ ん、徳之島町さん町有牛、こういう申込みをされたりして、それに伴って、都会から見えている購 買者の方も、その値段でまた競りをお願いして、競り値を上げていかなければいかなかったんじゃ ないかなという思いがいたします。

そういうことで、ぜひ次の価格低迷とちょっとダブりますが、我が伊仙町、サトウキビの農業生産額より、この前、令和2年の農業振興計画の中見てみますと、やっぱり畜産、これの農業生産額が非常に、もうサトウキビより、まあサトウキビは個人製糖に出したり、いろいろあったり、するもんで一概には言えませんけど、しかし、このデータを見てみますと、物すごい農業生産額を上げているような感じがします。そういうことで、ぜひ畜産農家のほうにもう少し力を入れて、今、補助は、町有の補助は今現在幾らですかね。町有牛取ったら、補助がある。

〇経済課長 (仲島正敏君)

通告外ということではございますけども、33万円でございます。

〇4番(佐田 元君)

すいません。通告外ですけど、関連してちょっと質問しましたが、このようにして33万円補助するのを、これをもう少しやっぱり、あと2万でも3万でも上げて農家負担を少なくしていけば、ますます農業所得が上がっていき、我が伊仙町、町の経済にもつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

あとは、先ほどから、冒頭にも話したとおり、牧議員やら美島議員のほうからもいろいろ畜産関係に対して質問がありましたので、答弁いただいておりますので、そのほううは答弁はもう結構でございます。

4番目、地方創生臨時交付金を活用した町独自の支援策は検討しているのか、これについて。

〇未来創生課長(松田博樹君)

佐田議員の質問にお答えします。

地方創生臨時交付金を活用した事業として、7,200万円の事業申請を国のほうにしています。未来 創生課におきましては、伊仙町テレワーク環境サテライトオフィス整備事業を申請しています。これは、コロナ発生の中で働き方改革を迫られた企業等の課題解決の受け皿を提供すること、また地元住民に対しても、多世代向けの学びの場、自学自習スペースやテレワークスペースを提供し、児童生徒また若者から高齢者を含む地元住民に対して、人材育成を行うために整備することにしております。

〇4番(佐田 元君)

いいよ、もうそれは一人でいいです。また予算でしますので。

今、この交付金を活用した町独自の支援策、これは、今、伊仙町もすばらしい支援策であるかと は思いますが、やっぱり他の町、新聞報道等によりますと、天城町さんなり、また隣の沖永良部な り、それぞれ町民に対しての食事券やら、そういうようなもろもろのものを配っているようですが、 伊仙町ではそういうようなあれは考えていないわけですか。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

国の定額給付金、それから、町独自で、まあ県のほうも行ったんですが、町独自で行った飲食店並びに炉端等の協力金、そのほうをしたんですけど、今回二次補正も予定されている中で、どのような形が一番よいのか、その辺をまた検討をして進めていきたいと考えております。

〇4番(佐田 元君)

ぜひ地方創生臨時交付金でありますので、これに適した支援策、これを考えてやっていただきたいと思います。これは、目的外には使用できないんじゃないかなという思いがします。だから、地方創生臨時交付金に適した予算化をしていただきたいと思います。これはまた後ほど、予算のほうでまたいろいろ精査していきたいと思います。

次に、小中学校に設置された空調設置工事について伺います。

まず、1番目からお願いします。

〇教委総務課長(上木正人君)

佐田議員の質問にお答えをいたします。

各学校ごとに工事設計が違うのかに問うということですが、各学校に設置された空調設備の工事 設計につきましては、各学校の形状、方向、教室規模の違いで設計は違うものだと思っております。

〇4番(佐田 元君)

学校の形状やら、それによって設計が違う。これは確かにそうだと思います。

しかし、この前の現地調査でも皆さんも見ているとおり、伊仙小学校、犬田布小学校、この形状というか、学校の向きは違ったり、校舎の広さ、それは違ったり、たしかすると思いますけど、外の工事、これは、犬田布小学校も伊仙小学校のような設計でできたんじゃないかなという思いがします。なぜそこが、犬田布小学校があのような設計になったのか。これが私が見た限りでは、非常にこの設計、これはミスじゃないかなという思いがします。あのような線をむき出しにして、設計の段階でああなっている、ああいうような設計は分かります。しかし、設計の段階でもう執行部のほうでもう少し調査なり何なりして、見栄えのいいような設計にできなかったのか、そこを伺いたいと思います。

〇教委総務課長(上木正人君)

ただいまの佐田議員の質問にお答えいたします。

確かに現地調査をした結果、伊仙小学校は管の中に配線が入っていたと。犬田布小学校に関しましては、配線は露出で配線をされていたということなんですけども、これはもう当初の設計の段階でこういった状況だったというふうなことは認識はしておりますが、今後こういった場合におきましても、ちゃんと職員のほうもこういった設計図面を見ながら、今後こういったことがないような

方向でやって進めていければと思っております。

〇4番(佐田 元君)

これは私が聞いた範囲ですが、犬田布小学校は裏だから、あのような設計をしたという話も聞いております。私は、伊仙小学校のほうが裏じゃないかなという思いがします。そして、伊仙小学校も犬田布小学校もまだまだ新しい校舎です。建て替えるにはまだまだ時間を有します。このような建て替え時期に来ている学校であれば、まあこんなことを言ったら大変そういう学校に対して失礼ですが、やっぱり建て替える時期がある学校は、工事がしやすいようにとか、いろいろな面で理解もできますよ。しかし、犬田布小学校も、伊仙小学校も、糸木名小学校もまだまだ新しい学校です。建て替える時期なんかがもうあれば、今さっき何回も言いますが、あのような工事でよかったんじゃないかと思いますが、本当にあの工事を、設計を見て、非常に残念に思っております。せっかくの子供たちが学ぶ館、これをやっぱりそれぞれの子供たちが伊仙小へ行ってみたり、他の学校へ行ってみたりしたときに、自分たちの学校はという、そういう思いが絶対すると思います。そういうことが今後これから先、校舎建築なりいろいろ出てくるかと思いますが、今課長が言われているとおり、設計の段階でちゃんとした精査をして、やっぱり町民が納得のいくような工事を、設計をしてもらいたいと思います。

次に、現地調査でいろいろ気づいたことがありますが、各学校、恐らく設計書の中では、室外機のフェンス、これを取り付けなければいけないという設計になっているんじゃないかと思いますが、聞いたところ、伊仙中学校は学校からの申出があったと、それでつけていないという話ですが、それでよろしいですか。

〇教委総務課長(上木正人君)

そうですね。確かに佐田議員がおっしゃったように、学校簿のほうからの要望でガードのほうに したというようなことは聞いております。

〇4番(佐田 元君)

ということは、設計を変更されたということですが、そうであれば、その中に工事打合せ簿、これが出ていると思いますが、それは出ていますか。

〇教委総務課長(上木正人君)

そちらのほうも、一まとめになって提出されているものだと思っております。

〇4番(佐田 元君)

今請求されているものと思います。これではちょっと理解ができません。この打合せ、工事打合 せ簿、これが出ているのか、出ていないのか。今の課長さんのほうは以前、課が違ってあれなんで すが、これはぜひ参考資料として求めたいと思いますけど、出せますか。

〇教委総務課長(上木正人君)

課に戻り次第、担当の者に指示をしまして、資料を集めてみたいと思っております。

〇4番(佐田 元君)

すいません。資料を出すということで、いつまでに出します。それをはっきりしてください。

〇教委総務課長(上木正人君)

そろえているものだと私は思っておりますので、今日にでも出せると思っております。

〇4番(佐田 元君)

よろしくお願いいたします。

それと、これに関連して、犬田布小学校もフェンスがありません。これも今言ったように、フェンスがない理由は聞いておりませんけど、これはなぜフェンスがないのか、そこのところをお願いします。

〇教委総務課長(上木正人君)

これも昨日ちょっと、美島議員の質問の中でもちょっとお答えしたんですが、学校からの要望や 設置箇所により異なるものだと思っております。

〇4番(佐田 元君)

学校の要望で出ているだろうということですが、伊仙中学校はフェンスの部分を他の工事に回したということですが、大田布小学校は、そのフェンス分の工事契約、それを工事をされたんですか、他の場所で。他のところで。

〇教委総務課長(上木正人君)

室外機のガードからフェンスへの変更は、工事費の中に相殺をされているというふうなことを私 は聞いております。

〇4番(佐田 元君)

分かりました。先ほど言った犬田布小学校、伊仙中、この工事打合せ簿、この提出を求めて、次の質問に移りたいと思います。

この工事完成検査、これをいつ誰がどのような方法でしたのかを伺いたいと思います。

〇教委総務課長(上木正人君)

佐田議員の質問にお答えをいたします。

完成検査はいつ誰がどのような方法でしたのか問うということでありますが、各学校ごとでしょうか。

〇4番(佐田 元君)

いや、もう……。

〇教委総務課長(上木正人君)

いいですか。よろしいですか。

〇4番(佐田 元君)

そしたら、阿権小学校だけでもいいです。

〇教委総務課長(上木正人君)

阿権小学校ですね。

〇4番(佐田 元君)

はい。

〇教委総務課長(上木正人君)

令和2年3月の27日、検査員、これは関係職員、担当課長、これが町職員になります。立会者、これは現場監督。こちらのほうも町の職員、あと請負業者、それと、工事監理者立会いの下、書類検査及び現場確認検査を行ったというふうなことを聞いてございます。書類検査、現場確認検査ということで、各設置教室の設置状況の確認、作動確認、室外機の設置状況確認、作動確認をしているようでございます。

〇4番(佐田 元君)

阿権小学校はもう完成検査されているので、もちろんもうこれで完成ですよね。

〇教委総務課長(上木正人君)

はい。完成だと思っております。

〇4番(佐田 元君)

現地のほうでも話がしたんですけど、私はあれで完成と思っておりません。なぜあのボックスの中、これをこれから容量を大きくするような話もされております。そして、予備として外線、今から引くという話。そして、今あるメーターは取り外して、新しいメーターを取り付ける。これが完成なんですか。完成は、ちゃんとした工事が終わった時点で完成じゃないんですか。私が言いたいのは、以前にもありましたよね、社会教育のほうで。多世代未納の件、これと一緒なんですよね。だから、完成検査が終わるちゅうのは、やっぱりぴしゃっとしたときに完成検査が終了し、そして、いろいろなデータなり、そして、するのが筋じゃないですか。

あと一回聞きますよ。阿権小学校、あれで完成検査であれば、終わりであれば、あれからあの現 状をもう手をつけないちゅうことでよろしいですか。

〇教委総務課長(上木正人君)

九電との申請の許可が通り次第、正式に接続というふうなことで、現地調査のほうでお話しておりますが、完成検査というふうなことで書類上出てございますので、完成と見ております。

〇4番(佐田 元君)

あれが完成であれば、完成検査の写真、そしてまたデータと、またこれも資料提出求めたいと思います。

既存の電気を使って、たかが30A、あのメーターを見ると、30Aの既存の電気で、実際にあれだけの容量のクーラーそら一つ一つ動かすのは、検査をするのは可能と思います。しかし、一斉にするというのは、30Aだけでは容量が小さいんじゃないかなという思いがしますが、あれで完成であれば、完成という認識であれば、もう今後絶対にメーターを付け替えたり、そういうことはするの

はどうかなという思いがします。

そして、あと1件。九電工のほうにいろいろ、まあ業者さんのほうからも説明がありましたが、 引き込みの申込み、これがいろいろ手違いがあって、いまだにできていないということであります が、この手違いに対して、教育委員のほうとしては業者さんにどのような指導されたのかお聞きし たいと思います。

〇教委総務課長(上木正人君)

確かに九電と受注業者のやり取りの中で、インターネット受付、以前はペーパー、用紙のほうで 申込み手続ができたということだったんですけども、インターネット受付になりまして、手続が複 雑化というんでしょうかね。それで申請に遅れが出たというふうなことで、その中で、こういった ことがありますと、受注業者のほうにも私のほうから、今後こういったことが一切ないように、ち ゃんとそういった手続も取れるような感じでやってくださいというふうなことは、私のほうで話し てございます。

〇4番(佐田 元君)

今、子供たちがクーラーが入って快適で中で勉強をされて、子供たちの喜ぶ声も聞いております。 しかし、やっぱりあの阿権の工事を見てみますと、やっぱり快適な中でするのも結構ですが、しか し、やっぱり一番我々、行政、考えなければいけないのは、子供たちの安全ではないかと思います。 あの工事を見てみますと、安全面に関しては、ちょっとやっぱり腑に落ちないところがありますの で、ぜひそういうところも考慮して、今後頑張っていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

これで佐田 元君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時12分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

その前に、先ほどの佐田議員の質問に対して、経済課長が修正したいということでありますので。

〇経済課長 (仲島正敏君)

申し訳ございません。先ほど町有牛というところで私、30万円の「補助」と言いましたけれども、 こちらは「貸付け」でございまして、30万円を貸し付けまして、翌年から6万円ずつ5年間で返し ていただくという事業になっておるということでございます。

〇議長(明石秀雄君)

よろしいでしょうか、佐田議員。

次に、福留達也君の一般質問を許します。

〇10番(福留達也君)

おはようございます。ただいま議長の許可がありましたので、令和2年第2回定例会において一 般質問を行います。通告してありました内容に沿って順次、質問を行いたいと思います。

まず、1点目の町内における災害の防止・危険箇所除去の取組について伺います。

現在、東伊仙の義ノ津の沢の防災工事が行われております。これまで台風や大雨のたびごとに道路が冠水し危険な状態となり、通行止めを繰り返していた場所であります。これまで長きにわたり様々な障害があり、なかなか解決できずにいた場所でもあります。

このたび町長はじめ、執行部の皆さんや3町議会、その他数多くの関係者の努力によって、今回 の防災工事着工にこぎ着けることができました。この工事が完了した暁には伊仙町内における大き な危険箇所が除去されるわけであり、一住民として安心するとともに大変うれしく思っております。 この工事が工期内に着実に終了することを願い、幾つか伺いたいと思います。

まず、この工事は鹿児島県と伊仙町が行う部分に分かれていますが、それぞれの工事の内容、工 期、予算額について伺います。

さらに、この義ノ津の沢以外の町道や農道に関し、緊急に改善しなければならない箇所があるのか、あるとしたら、どのような対応をしていくのかを伺いたいと思います。

次に、土地改良工事に伴い利便性が向上し、反収向上につながっている反面、完成後ののり面が 異常なほど高かったり、隣接宅地のブロック塀が傾くほどの危険な箇所が散見されています。改良 工事終了後、年月の経過とともに工事責任の主体がうやむやになり、放置されっ放しのようであり ますが、このような現状に今後どのように対処していくのか、伺いたいと思います。

次に、2点目として、新型コロナ対策について伺います。

先月までに世界中で多数の死者が出るほどの猛威を振るい続けていた新型コロナウイルスであります。

現在のところ、徳之島島内においては、島民の努力や来島予定者の自粛、協力等により発生は防 げていますが、今後も第2波、第3波の発生があり得ると言われています。離島であるがゆえの医 療体制の脆弱性、体力の衰えた高齢者の割合の多さなどから、感染者が発生してしまうと爆発的な 広がりがあり得ると言われています。

仮に、このような徳之島島内において、感染者が発生した場合の感染者やその家族への対応や、 これから台風シーズンに向けて災害時の避難所における感染防止対策はどのようになっているのか、 伺いたいと思います。

次に、国民1人当たり10万円が支給される定額給付金の現時点における給付実績と、その他、持続化給付金あるいは雇用調整助成金といった様々な支援制度がありますが、それらの支援制度に関しての相談件数と給付実績が分かれば伺いたいと思います。

そして、緊急事態宣言は解除されても、人や物の流れが一度停滞した社会における経済の立て直

しには時間がかかると言われております。人や物の流れが正常になるための国や県による支援策が 地元に波及するまで、各市町村には独自のきめ細やかな支援策が求められていると思います。先ほ どの佐田議員の質問にもありましたけれども、それらに対して伊仙町独自の支援策を改めて伺いた いと思います。

次に、4月の下旬から約3週間、町内の小中学校において休校措置が取られました。今後、再び長期の休校措置が取られた場合、学力維持や生活指導等、教育現場における対応はどのようにしていくのか。今回の休校措置の間に見えてきた具体的な学校教育への影響、それに対する課題、それに対してどのように対応していくのか。実現に向けての障害や課題があるのなら、伺いたいと思います。

最後に、これまで国内においては、東京一極集中の弊害を是正するための地方創生政策を推進していますが、なかなか効果が表れていないと言われております。今回、緊急事態宣言等このコロナ騒動により、大都市への一極集中のデメリットが明らかになり、テレワーク等の進歩もあり、地方が注目されていると言われています。多くの人たちが社会や経済の在り方、自然との向き合い方を考える機会となり、今後の仕事や生き方を含めた人生観・価値観が変わりつつあるのではとも言われております。

これまで地方創生推進事業において数多くの先進的な取組を行い、注目されてきた伊仙町でありますが、このコロナ禍を踏まえ、今後、より多くの方を受け入れるために現在実施している取組や、新たに検討あるいは構築しようとしている取組等があればお聞きしたいと思います。通告外でありますが、答えられるようであればお願いしたいと思います。

これで、1回目の質問を終わりたいと思います。

〇町長 (大久保明君)

福留達也議員の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、義ノ津の沢は私が町長に就任して、それ以前から大きな問題でございました。今回、県道拡幅とともに、あすこは工事が着々と進んでおります。墓地の徹底等いろんな交渉でかなり時間がかかりましたけれども、県の方々、また地権者の方々には本当に感謝申し上げたいと思います。

県工事は今、暗渠を製作中でありますけれども、その末端のほうは町がまた工事しなければなりませんので、なるべくこの新しい道の暗渠ができたと同時に、町の工事が完成できるような形になるよう、また町、耕地課のほうでも全力で取り組んでいくと思いますので、それに関しましては県ともしっかりした連携、また大型台風が来たりすることも予想されますので、それに関しまして安全な工事ができるように進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

福留議員のご質問にお答えをいたします。

県の工事につきましては、事業費が6,000万円で令和元年度の繰越事業が現在進んでおります。県 道から海岸側の暗渠の排水路を施工しておりまして、7月中の完成予定とのことであります。その 後、事業費が4,000万円で令和2年度の工事として現在工事をしている暗渠部分のところに県道の迂 回路を施工するということでありました。この迂回路の完成後、その後に現在の県道部分の排水路 工事を予定しているということでありました。

現在、町の工事につきましては、測量設計を4月に発注し、6月中旬に報告書が提出される予定であります。

現在、当初予算で5,200万円程度の予算を計上してございますが、この報告書によって若干工法の変更等により、工事費の増加が今予想されております。その工事費が確定次第、起債の増額申請等々を行う予定であります。そういうことがありますが、早期の発注ができるように現在、その他の進められることを進めていっている状況であります。接続する県の工事が来年の8月に完成が予定されておりますので、それまでには終わらせる必要がありますので、現在、工事に入る前の用地の関係やら、その他関係の準備を進めているところでございます。

工事の内容としましては、県の現在造っている暗渠排水路の高さに合わせて下流側を掘削して暗 渠部分が120m、流末のほうの素掘り区間が20mの予定でございます。暗渠部分につきましては、直 径2mの高耐圧ポリエチレンリブ管の埋設を計画しているところでございます。

〇10番(福留達也君)

それで、工事内容としては今、県が行っているその工事、そこに大きな暗渠、排水設備というのかな、それを設けてその後、町がそこから下の120mをきちんと流れるように整備していくと、そういった工事内容ということの理解でよろしいですか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

はい。議員のお尋ねのとおりでございます。

〇10番(福留達也君)

今、6月であります。7月には今、県が行われている工事を引き継いでくると。今後それを引き継いで町の工事が始まるわけでありますけれども、それを今は測量設計をして、測量を委託しているそれの報告が上がり次第いろんな設計書を作り、その資材の注文、発注をかけていくということですか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

現在、発注しておりますその報告書ができ上がり次第、工事が確定するわけでございますが、工事費が当初見積もった金額より上がる可能性がありますので、起債の増額申請を金額が分かり次第、行いたいと思います。起債等が認められた場合、この測量設計の報告書の成果書を基に発注をする準備を進めていきたいと思っております。

工事自体は6か月程度で多分終わるんではないかというような測量設計会社のお話でありますので、早めに発注をし、県の完成する来年の8月までには終わらせたいと今考えているところであり

ます。

〇10番(福留達也君)

来年の8月が全ての工事の終了、工期だと。それに合わせて今、県の工事が7月中に終わると町の工事が始まっていかなきゃいけない。それに対する資材の発注をかけていくためには、今の状態でいろいろ調査をすると少し足りない部分があったと。その発注をかける設計をするための予算というのは、いつぐらいまでにそれは確定していけばよろしいわけですか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

6月の中旬に測量設計の成果が上がりまして、その予算額が決まり次第、起債なのか一般財源で行うのかを確定して、できれば臨時議会を持っていただいて補正予算を組んでいただいて、その予算が成立後、早めに入札、発注を行っていきたいと思っています。発注を行ってから、その資材調達やら準備工事に時間がかかると思われますので、はっきり何月とは言えないんですけれども、できるだけ早く発注ができるように進めてまいりたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

こういった工事は耕地課だけではなく、建設課も絡んでくる工事だと思うんですけれども、きちんと両課がしょっちゅうその打合せとかすり合わせを行って漏れがない、確実にこれぐらいだったらできるとか、そういった額を確定して早急に臨時議会なり何なりに上げていただいて、工期を越えるような、そういったことがないようにぜひ頑張っていただきたいと思います。

今まで工事箇所から下流のことばかりよく聞かれていたんですけれども、実際に今、義ノ津の沢の上流、500mから1kmぐらい側溝が整備――側溝はあることはあるんですけれども、義ノ津の沢が流れない、すぐに冠水して流れないもんだから、そこいら辺りの畑の人はいつも水没して何も作れない状況が続いていたんですけれども、その側溝に関しても今後きちんと義ノ津の沢が流れるようになれば側溝の意味もあって水も流れるようになるんだけれど、今のところほとんど手つかずの状況であると思うんですけれども、そこの整備、掃除というのかな、きちんと除去する、そういったことも考えておりますか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

以前も調査しましたが、今回も日曜日に豪雨がありまして8時頃、一応見回ったところでございます。上流側につきましては、松林さんの家があるんですけれど、そこのちょっと手前に橋があります。その橋のもう一つ下流側の畑までもう冠水している状態で、その橋の左右、畑については今回の台風ぐらいまでの、そこまでは冠水していなかったような状況でございますが、いつもそこで水の流れが悪くなるもんですから、その上流のほうの畑の方も少し雨量が増えると流される状態にあると認識しております。

今回、梅雨が明けて入れる状態になり次第、現況の水路、特にカーブを描いているところにつきましては、小石等が詰まっている状態でしたので、ユンボ等で何とか入れれば底を土砂上げちゅうんですか、それを進めていきたいと思っております。

今回は冠水する畑の部分、そこも相当のごみがたまっておると思いますので、入れるようになり 次第、底のごみの撤去等も進めていきたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

ぜひ、下流ばかりではなくて、その上流のほうのこれまでのたまったごみ等の撤去も考慮してい ただきたいと思います。

ここは長年いろいろ障害ばかりあってきたところですけれども、今回、何が何でも本当にきちんと工事を終わらせていただきたいと思っておりますが、今の時点でいろいろ予算等がかかっていくとか、そういったことが課題であると思うんですけれども、耕地課長なり、建設課長なり、絶対に来年の8月までに完成できる確信というのかな、それはありますか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

建設課長と2日おきぐらいにいろんな協議を重ねたり、これ以外のいろんな補修要望もありますので、顔を合わすことが多いので2日おきぐらいに話をして、この報告書ができますので、できたときに測量設計を行った業者と県と建設課長と私とで今度の工事の進め具合について、またしっかり打合せをしていきたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

ぜひ、そういった感じできちんと打合せなり何なりもして、課題をきちんとクリアして工事を無事に終えていただきたいと、切にお願いしておきます。

2点目に、この義ノ津以外に町内において、これは改善しなきゃ危険だなあと、そういった箇所があるのか。あるなら、どのような対応をしているのか、伺いたいと思います。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

農道についてですが、通れないような場所はその都度、緊急に補修をしております。補修要望についてですが、頻繁に毎年のようにコーラル舗装の補修をしている箇所が10か所を超えてございます。そういう場所についてはコンクリ舗装の必要があるわけですが、コンクリ舗装をするとなると、やはり1か所当たり100万円を超えてくる予算が伴うことから、優先道路を考えながら今対応をしているところでございます。

農道等の補修につきましては、畑総地区におきましては現在、多面的機能支払交付金事業を行っておるわけでありますが、現在はコーラル舗装等しかできないんですが、長寿命化計画を作成、策定すれば予算の範囲内で舗装もできるということでございますので、今年度、各多面の組織のほうで箇所を選定していただいて事業規模をちょっと積み上げて県のほうに要望していきたいと思っています。

そのあとの農道につきましては、補助事業が現在ない状況でございますが、昨年度と今年度と作成中の農村環境計画書を今作成しておりますが、この農村環境計画書の作成が完了すれば、昔でいう中山間事業、それの申請のためにその農村環境計画を策定しているわけですが、その事業を将来的に申請していきたいと今考えております。

〇10番(福留達也君)

大雨のときにあちこち歩いてみて気づくというか、気になるところとして、この役場前はいつも 冠水をすると。それと、その義ノ津の沢のちょっと東側のファミリーマートから上門自動車を越え て、その検福へ行く、あの辺りもすごくいつも道路が川のようになっていると。それと海岸沿いが 結構流されると。こういったところに対する対応というのかな、これは今後どうなっていくんです か。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

以前、もう10年以上前になるかと思いますが、伊仙内について調査をやった調査報告書がございます。その調査報告書について工事をしていく必要もあるとは思うんですが、これも予算的にかなりの何kmというような水路工事が必要なものですから、何億円というようなお金がかかってきますことが予想されますので――何回かこういう質問をされてお金がかかるとばっかり言っている状況でありますので、一回、財務とも相談して、長期的に行わないといけない事業でございますので、長期的な観点で進めていけないかというふうに今考えているところでございます。

〇10番(福留達也君)

農道とか、そういったところに関しては、県の農業整備事業という6割補助らしいんですけれども、こういったものがあって以前は結構活用されていたという話があるんですけれども、こういったもののヒアリング等に参加して獲得するような努力ちゅうのはきちんとなされておりますか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

以前は過疎・辺地の計画に入れて申請等をしておりましたが、県単事業でございますので予算的に少ないものですから、県内各市町村で予算を皆さんで取り合いになると言ったらまずいんですが、そういう形で進んでいますので、3年とか5年おきに今は配分されている状況であります。この何年かはそういうヒアリング等に参加していませんので、今年度はヒアリングに参加するとともに、過疎・辺地等の計画に繰り入れて、そういうことを着実に進めてまいりたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

今、課長がおっしゃったように、限られた予算だと、その県単の補助事業。そういった中でも、 やはりきちんとそのヒアリング等に参加し、獲得する努力をして頑張っていただきたいと思います。 次に、土地改良工事終了後の不備、これについてちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、 そののり面が異常に高くてという質疑をしてありますけれども、これに関していろいろ調べたら、 県側としては事前にきちんと説明をしてあるという話なんです。だけれども、それでもやっぱりそ の地主に不満がある、納得いかずにその負担金も払いたくないとか、そういったことがあるんです けれども、これは考えてみたら、そういった説明はしてあるんだけれども、その説明不足が原因で はないのかなあと思ったりします。

例えば、のり面が5mぐらいの予定が今後20mになりますよと、口頭の数字だけで説明をしたと。 そういったのじゃあ完成後の予想図みたいなのはなかなか把握できずに、出来上がったらこんなに 高かったんだと驚くとか、それでぎくしゃくすると。そういったことがあると思うんですけれども、 説明の仕方です。もうちょっと丁寧な説明をするとかという工夫をしなきゃいけないとか、そうい ったことというのは感じたことはないですか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

福留議員お尋ねのとおり、説明会では平面図を使って説明をするものですから、高低差についてはその図面にはのり面という形で表記はされるわけですが、分かりづらいものがやっぱりあると思います。もうちょっと分かりやすい縦断図というんですか、高低差が分かるようなもの等でしっかりした説明をするように県とも相談していきたいと思っております。

畑総地区の事業が継続中であれば、畑総事業の予算内において整備工事がされているわけでありますが、この頃、耕地課に要望があるものについては、ほとんどが町への要望がもう畑総事業が完了してかなり年数がたってからのことが多くありまして、県としましても事業が完了しているということで対応が難しく、町としても苦慮している状況であります。軽微なもの、数十万円でできるものについては町で補修をやることもできるんですが、数百万円単位となるような工事も出てきている状況であります。

今後は県営事業の畑総事業等が完了する一、二年前に整備工事が今行われておりますけれども、畑総というか、農地整備の工事が終わってから換地処分というような形になるわけですが、その間、一、二年間、その事業予算で整備が必要な箇所等を県と調査して農家の要望等があった場合、その整備工事期間中に整備を行っている状況でもありますので、ここら辺は工事完了後、その整備工事期間で受益者に周知をして、その間に要望を出してもらって補修できるように進めていきたいと今考えております。

〇10番(福留達也君)

土地改良工事が終わって、その後、3年間いろんな補修ができる期間があると。役場のほうもそこにやっぱり出ていって、役場のほうでまた気づいたところをアドバイスしてあげて改善してもらうとか、県に言ったりとか、そういった手助けもしていってあげていただきたいと思います。

それともう一つ、土地改良工事に伴って、自分の宅地のブロック塀が傾いてきて本当に危険な状態になっていると。

これは今回、質問するに当たって、要望があっていろいろ質疑する中で調査してきたら、そうしたら県は適切に工事をしたと。だけれども、現状は例えばAさんといいますけれど、その方の宅地のブロック塀に土がドンと来て傾いているんですけれども、県としてはその手前できちんと終わらせて、その方のブロック塀にはかからないような工事をしてあるという報告があるんですけれども、実際、見に行ったりして聞いたら、その土地改良工事をしているときにそこに土を入れたと何人も言っているんです。それで実際、そこがもう危険な状態になっているんです、これが、こういった対応というのは今後どうしていったらいいと思われますか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

お尋ねの箇所につきましては、現場を確認して前耕地課長のほうもお話を聞いたということでございました。

工事が終わって長らくたっているもんですから、その工事写真等とかも保管されていないため、 関係者からまたちょっと話を聞いて土地改良事業でそういうような工事が行われたということであ れば、何とかそのブロック塀の補修に対して進めていかないといけないと思っております。議会終 了後、また私からも再度お伺いして、その受益者の方やら周りの方々の聞き取りを行って、工事の 必要があれば、どういうような工事をするのかちょっと検討していきたいとは思っております。

〇10番(福留達也君)

こういったことは、この土地改良工事側のミスであったのかもしれないし、改良させた地主あるいは、そのAさん、そういった人の勘違いかも分からない、時間がかなり過ぎているもので真相はなかなか分からなくなっていると思います。

その宅地側の旦那さんが何回ももう亡くなられたんですけれど、何回も役場に相談に来ていると。 来るたびにその担当者が何回も来るんだけれど、うやむやにされて次、行ったら、また担当者が代 わっていると。振り出しに戻って、そんなことの繰り返しであったと。

我々も県等へ行くときに県への出張ついでに道路の拡張工事等で県担当にその要望とかで行くことがあるんですけれども、行ってみれば、検討しておきますとか調査しておきますとか、そういった返事でなかなか進まずに、次に行ったら、その担当者が代わっていたとか、そういったことの繰り返しがあっていらっとくることはあるんですけれども、亡くなられたその方もそういったことだったのかなと思ったりします。

今後そういった職員の心構えとして、住民からの要望に対しては例えば、その相手が勘違いしていようがどうしようが、放置せずにきちんと真摯に対応して説明したり説得したりして、最終はその結果がどうだったと、そこまで報告しなきゃいけない、そういったことだと思います。今後は十分気をつけて、そういった対応というのをきちんとしていただきたいと思います。

今、課長がおっしゃったように今後、議会の終了後、当時の資料等を見ながら改めて調査してい ただければと、それでよろしいですか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

そのような考えでおりますので、議会終了後、聞き取り等を進めていきたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

ぜひよろしくお願いしたいと思います。

土地改良の件が出たものだからちょっと通告外でありますけれども、もし答えられるようでしたら聞きたいと思うんですけれども、最近、土地改良した土地に許可なく牛舎等の建物が建てられているところがあるといううわさを何件か聞くんですけれども、こういったのは農業委員会として把握しておりますか。(発言する者あり)

〇農委事務局長 (豊島克仁君)

土地改良の土地に牛舎が建っているかということですが、ちょっとまだ具体的に把握はしていないんですけれど、その状況を確認するために農地パトロール等で現地確認をして、その他詳細も確認し、最善策を検討して対応したいと思います。

〇10番(福留達也君)

何件か聞くもんですから、今、課長がおっしゃったように、今後パトロールの強化をしたり、農 業委員会の総会等できちんとそういった問題を取り上げて改善していっていただきたいと思います。

〇議長 (明石秀雄君)

ここで休憩をいたします。次、13時から再開します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〇10番(福留達也君)

それじゃあ、質問の大きな2点目の新型コロナ対策について、3点ほど伺いたいと思います。

〇総務課長(久保 等君)

福留議員の質問にお答えします。

昨日も町長のほうからありましたが、まず初めに、感染防止に係る自粛等の要請にご協力いただき、感染者が徳之島で発生しなかったことに対しまして、町民、島民の皆様に改めて厚く感謝申し上げます。

町内で発生した場合の感染者やその家族への対策等でありますが、島内で感染者が発生した場合については、直ちに医療機関に医療崩壊に陥る可能性が高く、3町ともに対策本部を立ち上げてありまして、それぞれの町で感染者が出た場合に隔離できる施設の確保が最優先されるべきとの認識でありました。今、緊急事態宣言も解除されているんですが、その感染が広まっている中での対応策でありますので、考慮をお願いしたいと思います。

伊仙町での対応策としましては、町が管理委託をしている喜念バンガローが、民家が近くにないということも一番適しているとの考えから、隔離施設として選定しているところであります。これは主体的に感染者が発生した場合のことも考慮し、義名山体育館等においても感染防止に必要な器具等の整備を進めたところであります。

〇10番(福留達也君)

感染防止として喜念バンガローなり、義名山体育館の使用ということなんですけれども、実際に 感染者が発生した場合、この徳之島島内で対応できる人数というのかな、それはどれぐらいなんで すか。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

ただいまの福留議員の質問にお答えいたします。

当初心配いたしまして、医療崩壊するということで搬送のほうも難しいんじゃないかということがあったんですけれども、発症した場合、保健所のほうで移送しまして、自衛隊もしくは海上保安庁のヘリで鹿児島市内の指定医療機関のほうへ搬送するということで、発症した場合には処置することになっております。

それに至るまでの一時的な、またクラスターだったりとか、そういう状況になった場合に対応し切れないことに関しまして、喜念バンガローでしたりとか義名山体育館ということで想定して準備を進めてまいりました。

〇10番(福留達也君)

分かりました。一人でも感染者が発生した場合には自衛隊のヘリで島外へ、そういったきちっと 対応できるところに移送するということなんですね。分かりました。

実際にこれはどうなのかなと、自分がコロナなのかどうなのかとか。仮に熱発して、そんな症状が出た場合に島の病院で、すぐに行って抗体キッドというのかな、そういったものがあってすぐに検査して、その結果が出る、判明するのはどれぐらいかかるんですか。

〇健康増進課長(澤佐和子君)

帰国者発熱外来に相談ということで、まずは保健所のほうに相談いただきまして、その後、指定 医療機関のほうで検査が必要な場合はいたしまして、それは当初、船でということもあったんです けれども、今は飛行機で搬送しまして鹿児島のほうで検査をして、検査に6時間ぐらいかかるので はないかと思います。

〇10番(福留達也君)

それじゃあ、2点目の定額給付金と、その他の支援制度の給付実績等、分かる範囲でお願いします。

〇くらし支援課長(名古健二君)

ただいまの福留議員の質問にお答えします。

現時点における特別定額給付金の給付実績ということで、4月27日の基準日の対象世帯数が3,487世帯でありまして、その後、給付のほうを3回行いまして、合計件数3,243世帯、合計額6億1,850万円を給付しております。内訳としましては、5月26日に241世帯4,640万円、6月2日に2,788世帯5億3,140万円、6月9日に214世帯4,070万円を給付しております。

〇10番(福留達也君)

3,487世帯のうち既に3,243件に給付したと、これは大変な頑張りだったんだなと思います。当初 言われたように、最初は新聞報道の誤りで遅れるといったものが、こんなにして払われて、ありが たいことだと喜んでいる住民の声を結構聞きますので、頑張ったんだなという思いであります。

6月3日の南海日日新聞に、大島・奄美群島のいろんな市町村の独自の支援策があるんです。生

活支援と事業所支援と、あと雇用経済対策と大まかにこの3つに分かれていろんな支援策が打たれているんですけれども、伊仙町に関しては事業所支援ということで、先ほどもあったように県知事の要請で営業を自粛した、そういった事業者に10万円の給付、これのみとなっておりますけれども、先ほど総務課長の答弁で、2次補正でまたいろんなものを検討していくという話でありますけれども、今後その生活支援なり、雇用経済対策、そういった支援も考えているんですか。

〇総務課長(久保 等君)

国会のほうで2次補正のことに関して今日お昼のニュースでも出ていたんですが、その各市町村の配分、幾らになるのかというのはまだ見通せないところがあるんですが、今回7,500万円と1次はそういう金額であったんですが、2次でまた上乗せになるのかどうか、ちょっとそこが見通せないんですが。対応としましては町民への商品券なりで対応するのか、その辺はまだ今後2波、3波の感染の広がり等の様子も見ないと分からないところでありまして、その辺も考慮しながら進めていきたいと考えております。

〇10番(福留達也君)

各町の実施しているその支援策を見てみると、生活支援というものの中には独り親世帯に5万円の給付とか、大学生や専門学生を扶養している世帯へ1人当たり5万円の給付とか、昨日あたりはまた天城町とか徳之島町のことも新聞に載っていて、いろいろ手厚くしているんだなあと見ていて思うんですけれども、今後やはり伊仙町も事業者支援、これだけでなくて生活支援、雇用経済対策、そういったものにも目配りしていただきたいと思います。

いろんな申請に関してネット申請のみのやり方であって、その申請のやり方が難しいとか申請から給付までの時間がかかるとか、そういった批判もあるんですけれども、こういったものも考慮して取り組んでいただきたいなあと思っております。

3点目の教育委員会の休校措置の件について、お願いしたいと思います。

〇教育長 (大山惣二郎君)

福留議員の質問にお答えをいたします。

コロナ対策として、伊仙町の小中学校は9日間休校しています。それは時数に換算して40時間から50時間です。この時数の差は、小学校の低学年は時間数が少ないということです。そして、これは学習を保障するためのこの定数時数を確保しなければなりませんが、年間を通して確保していきたいと思っております。

具体策としての取組は、月曜日の6校時目、これは従来、職員会議あるいは職員研修に充てられてきたんですが、これを組み替えていきます。そして、第2土曜日、これを時数に組み替えていきたいと思っております。

なお、生活指導については、平常どおりで何ら問題ないと承知しております。

〇10番(福留達也君)

都会のいろんな学校のお話を聞くと、夏休みを短縮していくとか、そういった取組で挽回してい

くという話があるんですけれども、伊仙町に関してはその月曜日の6時間目を利用して、これまで の遅れを取り戻していく、そういったことなんですか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

伊仙町としては、県の教育委員会に、夏休みの短縮は考えないということで連絡してあります。 ただし、これから再度コロナに感染してくるとか、あるいはそれで休校になる、あるいはまた台風 が来て休校になるという状態になってくれば、夏休みの短縮も考えていかなければならないと思っ ております。

〇10番(福留達也君)

今言ったように、仮に第2波、第3波ということで発生して、学校の休校措置とかになった場合にまた遠隔授業、そういったのも伊仙町としてできる環境であるんですか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

これは定例の教育委員会を通して、その話の中で対応していきたいと思っております。

〇10番(福留達也君)

仮に学校が休みになった場合に、生徒にタブレット等を持って帰って、学校からそういった遠隔 授業で遅れを取り戻すとか、そういった環境が整っていますかということです。

〇教育長 (大山惣二郎君)

現在では、その環境は整っておりません。

〇10番(福留達也君)

今後そういったのができるような環境づくりというのは考えておりますか。

〇教育長 (大山惣二郎君)

将来的には取り組んでいかなければならないことだと思っております。

〇10番(福留達也君)

いろんな地域でやはりこれは早急に取り組まなきゃいけないということで頑張っていますので、 伊仙町としてもぜひそれも真剣に早急に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

これで……。(発言する者あり)

〇総務課長(久保 等君)

環境ができているのかという話でありましたが、3月の定例会において、繰越の事業でありますが、1人ずつにタブレットを提供して学習に役立てるという事業がありましたので、それが今コロナで若干遅れているところではあるんですが、それが整ったらそういう遠隔授業も可能だと考えております。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、福留達也君の一般質問を終了します。

次に、前 徹志君の一般質問を許します。

〇11番(前 徹志君)

町民の皆さん、こんにちは。11番、前 徹志です。令和2年第2回定例会において、ただいま議長より一般質問の許可がありましたので、通告順に従って質問をしていきたいと思います。答弁者の明解なる答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、水道行政についてであります。

阿三集落の水道水は、雨天時に濁りがひどくて、とても使える、また飲める状態ではないのが現状でありますが、水道課として認識をしているのか。また、対策を講じる考えはないかを問うものであります。

2番目に、農業政策についてであります。

県営畑総伊仙中部地区の農業用水(スプリンクラー)が使用できない箇所がありますが、土地改 良区として把握しているのか。また、把握していれば、今後の対応策を問うものであります。

3番目に、町有財産の管理についてであります。

①畑総事業によって整備された町有地があると思われるが、どのくらいあるのか。また、今後の 管理体制を問うものであります。

②現在、使用されていない町有の建物が何件ほどあるのか。また、今後の管理体制をお伺いします。

4番目については、観光行政についてであります。

①現在、新型コロナウイルスの影響で闘牛大会の中止が余儀なくされていますが、徳之島地域文 化情報発信施設なくさみ館のある町として、今後の対応を問うものであります。

②第二鹿浦橋の完成に伴って鹿浦港を中心とした海浜公園、海釣り公園の整備などをする考えはないか、お伺いします。

これで、1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

〇町長 (大久保明君)

前 徹志議員の質問にお答えいたします。

阿三集落の水道水に関しましては数年前から濁りがひどいということでありましたけれども、今年は特にひどいという状況の中で、こちらの集落民の方、区長会からも厳しい意見がございまして、その後、水道課において俊敏に対応いたしまして、かなり改善されてきたように聞いておりますので、また課長のほうから詳細について説明をしていただきます。

〇水道課長 (徳永正大君)

前 徹志議員の質問に答えます。

まずは阿三地区の方々には、多大なご迷惑をかけて申し訳ありません。

調査したところ、原因としましては原水の濁りがひどく、ろ過できていない、その他にも管路の

状態が良好でない等々、問題だと思います。

対策といたしましては、急速ろ過機より前処理水をろ過し、給水しています。また、豪雨の際には、ろ過速度をゆっくりとし、対応しています。

次年度の工事では、阿三地区の老朽管更新を最優先で行いたいと思っております。

〇11番(前 徹志君)

最近はそうでもないというふうに思っていますが、またこの給水が足らなくなれば、ろ過を通さずに阿三集落だけ直行、浄水場に上げるということはないんですか。

〇水道課長 (徳永正大君)

今のところ、水は十分足りておりますので、今の現状の状況を続けて給水していきたいと思います。

〇11番(前 徹志君)

阿三の集落には昭和38年頃に水道が初めて来まして、その水道管がそのまま昭和38年に布設された水道管が点在しているということですが、水道課としては把握していますか。

〇水道課長 (徳永正大君)

具体的な年数としては分かっていなかったんですけれど、老朽管はあるなというのは確認しております。

〇11番(前 徹志君)

具体的な年数は私が教えましょうか。昭和38年12月24日ということです。電気と水道が一緒に来たということです。

それで、早急に抜本的な改修をして安心・安全で水道口から飲めるような水を浄水場は私たちの 集落にあって、その集落民が納得がいかないのは、集落の中に浄水場がありながら何でということ です。だから、抜本的な改革を早急に進める考えはできないのか。

〇水道課長 (徳永正大君)

今年度の布設工事等は予定が立っていますので、次年度に阿三地区の管路を最優先で布設してい きたいと思っております。

〇11番(前 徹志君)

来年度ということですね。じゃあ、集落民にもう来年度はちゃんとできますよということをお伝えしておきますので、よろしくお願いいたします。

水道行政は、これで終わります。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

前議員のスプリンクラーの件についてお答えをいたします。

現在、1・2・5・6工区に給水栓のみや、スプリンクラーがなくなっている箇所を確認といいますか、そういう受益者から問い合わせがあることは確認をしております。

ハーベスタ収穫等で畑の真ん中辺りに立っているものについては、破損やまた盗難されている部

分もあるというふうに聞いております。

このスプリンクラーにつきましては、あくまでもその受益者管理となりますことから、そのスプリンクラーを受益者が購入するとなると、1本丸々となると17万円を超す金額でございます。

このスプリンクラーについては現在、土地改良区の規定の中では、壊したり、なくしたりした受益者の負担となっている状況でございます。このスプリンクラーのないところの基本料金等の負担については今後、土地改良区の理事会・総代会を開催して、その中で取扱いを決めていただくとともに毎年、キビ収穫後の2月、3月にメーターの散水場の検針をしておりますので、キビを収穫した後の検針時に土地改良区としてもそういう畑の確認をしていきたいと考えております。

○11番(前 徹志君)

耕地課長が私が質問しようちゅうのをみんな答えてしまったのであれですが、最初から土地は農地中間管理機構を通して借手・貸手、そういうのもあるんですが、個人的に借りたり、貸したりするのが結構多いと思いますが、その前からスプリンクラーがなくなっている、もう全然あるかないかも分からないという状態のところが多々見受けられると思いますが、そこら辺のところ、借りてすぐ前のスプリンクラーの代金、基本料金が請求が来てびっくりするような金額になったりしているところもあると思われるんですが。

これをスプリンクラーが出ないところ、水が出ないところは給水を中止して基本料金が発生しないように水が出れば基本料金を払うのが当たり前のことなんですが、水も出ない、出る先もない、そういうところに基本料金が発生している状態ですが、そこら辺のところを何かこう理事会とかでもり上げて調査をして、ちゃんとした水が出て農家に還元できるようなシステム的な、そういうのは考えられないのか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

その件に関しましては、この基本料金につきましては、その水をまく方もまかない方もいらっしゃるわけですが、水をまかない方についても布設管やら、その維持管理には必ずまこうがまくまいが、土地改良区としての維持管理費がかかっている関係上、1 反当たり1,000円の基本料金がかかっているわけであります。

これについても土地改良区の総代会で検討していただくことになると思いますが、前議員がお尋ねのように、その土地の所有者が本土に引き上げていらっしゃったり、もう島にいないところについて、あと借りている方々がそういうような困っているという話を私もこの5月ですか、直接現場へ行って見てきましたが、ここについて、このスプリンクラーをどうするのかです。つけるのかつけないのか、つけられないとすれば、その基本料金をどうするかについて早めに理事会・総代会を開いて、そこで何らかの答えを出していってもらうよう進めていきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

それでは、そのようにお願いしたいと思いますが。

岡林議員の3月の一般質問でこの問題を取り上げていますが、令和2年度から調査が行われると

いうことですが、今年が令和2年ですけれど、この段取り的なものはできていますか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

私もちょっとこれを読んでみたんですけれど、この令和2年度から行われるものについては伊仙 中部、第2伊仙中部と言いまして、ダムの管理棟の警報局等の改修を行う予定の事業でございます。

順序立てて話ししますと、第1伊仙中部で、まずは海沿いの本管の改修をしました。それを第1伊仙中部で完了しまして、第2伊仙中部という形で令和3年からですね。ダムの管理棟内の管理機器が設置から30年以上立って部品がないということで、それの更新事業を第2伊仙中部で令和3年度から行う予定であります。さらに、末端のスプリンクラー器具の更新につきましては、その事業終了後、第3伊仙中部として申請する段取りが今ありますので、ちょっとまだ先のことになるかと思われます。

基本的にスプリンクラー自体は簡単には壊れない、長持ちするものであります。故障についてもスプリンクラーのヘッドに畑かん水の中にごみが詰まったり、そういう程度の故障が多いと思われますので、なるべく農家の方々に周知をして、夏場以外の使用をしないで外しておうちに置いてもらうなり、ビニール袋等をかぶせて長持ちをするようにちょっと指導したいと思います。

今お尋ねの事業について、令和2年度の事業につきましては、ダムの管理棟の更新となっております。

〇11番(前 徹志君)

岡林議員の答えに現状調査等とありますので尋ねたんですが、調査をするときは地権者も立会いのもとでちゃんとした調査をしてもらいたい。そして、貸手・借手、農地中間管理機構ですか、その手続にもスプリンクラーの要綱をちゃんとそのスプリンクラーの代金が未納になっていないか、そういうのをちゃんと調べて協議の上、貸手・借手に話して協議してもらいたいということです。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

それはやっぱりしたほうが貸手・借手同士の話の中では、そういうことは出てこないと思いますので、そういう書面でできるように農業委員会とちょっとまた打合せをしていきたいと思っております。

〇11番(前 徹志君)

次、3番目、お願いいたします。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

3番目の町有財産の管理についてでございますが、5月の臨時議会で町有地の調査委託費を認めていただきまして、6月から調査を進めているところであります。

この畑総内の町有地については、現在、分かっているところで、伊仙東部地区で6か所、伊仙中 部地区で28か所、第二三崎地区で110か所程度ございます。

現在、航空写真とか図面で現況を確認して、その地番についてまだ町有地かどうかを税務課のほうで調査しております。この図面の調査が終わり次第、現況の耕作者に今までの経緯を聞き取りし

ながら、その成果をちょっとまとめて払下げをする方向で考えておりますが、その方法等について はまた総務課の財産管理等々とも話し合いながら進めていきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

この畑総事業の分担金、これはどこが払っているんですか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

この分担金につきましては、町で農地を所有したりできないことがありましたので、この以前の 畑総事業につきましては、全体の農家の方々に割り振られているものだと認識しております。

〇11番(前 徹志君)

農家が分担金を払っている、そうしたら町有地ということも忘れているんじゃないですか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

そのあたりについては今から現況の耕作者にちょっと話をしながらということになりますが、登 記簿上も図面上も町有地とはなっておりますので、その町有地のとりあえずは現況耕作されている 人の聞き取りをしっかりして、その経緯を把握してみたいと思っております。

〇11番(前 徹志君)

これはちょっと地権者ともめそうな気配がするんですが、ちゃんとした協議をして、いろいろないようにまた払下げをする方向で協議をしないと、トラブルのもとになりますので。そして、畑ほ場が1枚、1区画町有地というのがありますか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

その部分についてはまだ全体を把握しているわけではございませんので、後もって図面を見てお答えしたいと思います。

〇11番(前 徹志君)

もし、こういうほ場があるんでしたら結局、今、ほ場をしている農家から小作料というんですかね、地代を徴収しないと、その隣の隣の畑、畑ちゅうか、ほ場の人は、ここは町有地なのにあの人は、ただで借りてという苦情も聞いておりますので、そういう点をちゃんと調査して、そういうトラブル等がないように町有地の管理を徹底していただきますようお願いいたします。

〇総務課長(久保 等君)

前議員の町有財産の管理について、②でありますが、現在、使用されていない建物が何件ほどあるのか。また、今後の管理体制を問うという質問にお答えいたしたいと思います。

総務課で管理している施設は、今10施設あります。旧診療所、これは社会福祉協議会が事務所と して活用している施設であります。もう一つの旧診療所というのが、東耳付団地の前にある2階建 ての旧診療所なんですが、ここについても利用が不可でありますので取り壊して、その用地をいか に有効活用していこうかという計画を立てていきたいと考えております。

それから、旧母子センター、これについては伊仙町商工会の事務所として一部分を利用しております。あと一部分がちょっとその施設が古いということで利用ができていないので、そこも含めた

形で利用を検討していかないといけないと考えております。

それから、下検福生活館がありますが、そちらのほうは今、上検福生活館をほとんど利用していてそこは今、利用していないところなんですが、軀体については新しくはないんですが、まだよい状態ということですので、そちらについては逆にほかの事業等で活用できるのであればサテライトとか、その辺での利用とか、あと宿泊とか、その辺を織り交ぜて全体的に考えていければと思っています。

あと阿三の幼稚園跡地がありますが、そちらは阿三集落で利活用を向こうを拠点として集落の活性化を図っていきたいという計画が立てられていますので、そこで利用を予定しているところであります。

それから、面縄にあります旧保健センターがありますが、そちらは一部、倉庫として使っております。そちらのほうもまだ状態がよいので、他の利用に計画を立てていきたいと考えております。

それから、義名山公園の管理棟でありますが、これは改修中であります。軀体はそのままで、中のトイレ、それから収納庫等の改修を行っているところであります。

義名山体育館のプールがありますが、こちらについては地域おこし協力隊が今、コーヒー関連の 事業で活用しているところなんですが、そちらでふるさと納税の返礼品にできる商品開発とか、そ の辺をやって利用しているところであります。

あと旧歴史民俗資料館も一部倉庫として利用しているんですが、何せ旧歴民館でありまして階段がついていて、そこは中の造りも窓がないとか、そういうのがありますので、今後、解体に向けていくのか、検討を進めていきたいと考えております。

あとの大島紬工場養成跡地、これは阿三にあるんですが、そちらのほうはもう利用ができない、 軀体も悪い状態ですので、解体をして隣の住宅とか、その辺と併せてまた利用、考えを進めていき たいと思っています。

今、総務課で管轄しているのは以上のところなんですが、町有施設の利用について有効活用ができるように検討を進めていきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

町有施設の建物として使えるものは使えるという方向でやっているみたいですが、この使えない 建物に対しては予算の関係上もありますけれど、徐々に解体として特に言いますと、阿三の集落に あります、つむぎ工場跡地、建物です、あれはもう集落の中にあって、私が奉仕作業でもやぶを払 ってみようかなと今考えているところですが、そこら辺のところを見苦しくない程度に管理をして もらいたいと思いますが、どうですか。

〇総務課長(久保 等君)

前議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、近隣の民家や畑地等に迷惑もかけますし、また景観もよくないというところで、その辺は私たちの注意が足らなかったところでありますので、その辺の管理がまた行き届くよ

うに計画を進めたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

使えるものは補修・改修して使って、使えないものに対しては、阿三は住宅もありますし、文句は言わないけれど大変迷惑していると私なりに考えていますので、そこら辺のところは草さえ払えばそこに入ることでもないし、別に問題ないですので。

そして、予算がつき次第、取り壊すなり、何らかの方法を考えていただいて見苦しくない、これは町の問題というのも何か心苦しいような感じがしますので、そこら辺のところに注意を払いながらやっていけたらなあと思っておりますので、そこら辺のところをよろしくお願いいたします。

〇総務課長(久保 等君)

ご指摘のように、その辺の管理について、町がどのようにしていくという方向性を決めて解体に 向けても考慮していきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

4番目、お願いします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

4番目の観光行政について、新型コロナの影響で闘牛大会が中止なされていますが、なくさみ館 のある町として、今後の対応についてお答えいたします。

新型コロナ感染の影響を受け、鹿児島県では県外、県内、島外の出入りの自粛の規制などにより、 3月から5月にかけて観光客の入込数も激減しております。

この影響を受け、島内、町内の各種イベントや闘牛大会の中止など、観光面では多大な経済効果の損失が出ており、これらの今後の町の対応としまして、コロナの感染状況次第ではありますが、 徳之島闘牛連合会や徳之島観光連盟とも協議を重ね、連携しながら、これまでに生じた観光面での 損失の補填や経済の復興に町として、できる限り支援していきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

闘牛大会に関しては、正月大会があって5月からもう、もしかしたら10月もできないんではないだろうかという話をしておりますが、10月が中止となれば1年間という長い期間中止になるということで、牛に対しては約1年で8歳ぐらいかな、年を取る、人間は1歳ですけれど。

ということで昨日、牧議員の質問にもありましたが、何らかの方法で闘牛文化を守っていかなければやはり昔から、一番バカがけんかさせる牛を持つもの、二番バカが見るものという昔の人の言い伝えがありますが、この2つがそろって徳之島の文化、観光の目玉が出来上がっているわけですので、そこら辺のところをどうにか、なくさみ館もありますし、この闘牛大会がなければ、なくさみ館の収入はゼロに等しいと思いますが、そこら辺のところを考えて何か方法はないものですか。闘牛を好きな大久保町長にお伺いします。

〇町長 (大久保明君)

牧議員と同じでありますけれども、2月29日、3月1日は大会を開いて大分、私は全国から苦情

をもらいましたけれども、この助成金という形で徳之島町、天城町からもそのような話があったそ うです。

そして、3町でいろいろ協議した結果、このオーナー全ての人にやるのか、どういった形がいいのか、闘牛組合に助成金を出したほうがいいのかなどいろんな意見があると思いますので、その辺を考えてまずは3町ともう一回話合いをして共同歩調を取ったほうがいいわけですけれども、ちょうど文化財指定しているのは伊仙町だけとかいうことも含めて何とか対応をしていきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

3町長で話し合って各闘牛協会支部がありますので、3つの支部があって連合会というのが存在します。その支部に牛主、オーナーに個々に助成金とか、小さい牛から大きい牛がたくさんいますので、それを把握するのは結構難しい作業だと私は思いますので、各支部に預金というのがあります。その預金を利用して闘牛大会を開催している若者たち、若い年代がいます。その人たちに闘牛協会の資金を増やしてシーズンに2場所、3場所、闘牛大会が開催できるような資金が作られれば私はいいのかなあと。

そして、闘牛大会の数が多くなって観光の目玉にもなるんではないかと考えますが、どうですか。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

この件については、3町でいろいろ協議を重ねております。

ただいま前議員がおっしゃった、支部への助成等も今後考えていきたいと思っております。

〇町長 (大久保明君)

今の3町の闘牛協会に資金があるんですか。それは各町で違うわけですか。その資金を活用する ちゅうことですね。(発言する者あり)3町からの助成も含めてということですか。そして、若い 人たちのための闘牛大会、若い青年たちができるようにということですか。

〇11番(前 徹志君)

闘牛協会の資金を利用して若い人たちが興業大会を開催、やはり開催には二、三百万円という経費がかかりますので、その資金を協会が毎回貸し出しているんですよね。その資源になればという話です。

〇町長 (大久保明君)

こういう危機的な状況のときには、そういう資金の活用等を各町の助成も含めて今、守らなければならないわけでありますので、これは強力に3町と協議して推進していきたいと思います。

〇11番(前 徹志君)

闘牛に関してでは批判もあります。闘牛を好かない人から批判もあります。しかしながら、私たち徳之島の文化でありますので、これを我々は、闘牛オーナーは毎朝・毎晩、必死に守ろうとして闘牛で決してもうかるものではありません。昔から徳とるより名とれという、それを肝に銘じて日頃、闘牛文化に頑張っているところでありますので、3町長のご協力を、また3町で守っていかな

ければならないものだと思っておりますので、よろしくお願いいたしておきます。

次に、4番目に観光行政についてお願いします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

②の第二鹿浦橋の完成に伴い、鹿浦港を中心とした海浜公園、海釣り公園の整備をする考えについてお答えいたします。

平成30年度に観光の受入れと観光振興を目的に伊仙町観光施設整備計画が作成されておりますが、 第二鹿浦橋の整備計画は計画書に掲載されておりません。この地域は急傾斜地崩壊危険箇所とも隣 接しており、国立公園保護規制の第二種特別地域になっております。

今後の計画としまして、環境省・徳之島管理官事務所と協議が必要となってきますので、町の建設課とも連携を取りながら、伊仙町観光施設整備計画実行委員会を設置して、その中で観光地づくりの計画策定など、優先順位を決めて進めていきたいと考えております。

〇11番(前 徹志君)

それは分かっていますけれど、優先順位は何番ですかと言いたくなります。 建設課長にお伺いします。第二鹿浦橋は、いつ頃完成しますか。

〇建設課長(福島隆也君)

6月の末に発注予定をしておりますので、9月か10月頃になると思います。

〇11番(前 徹志君)

夏頃には完成するということですよね。

鹿浦は私たちの年代は、まだ分かります。私たちより下の世代は、だんだん鹿浦の文化・景色を 忘れていこうかと思います。その鹿浦の文化・歴史を忘れないためにも、あそこに何かしらできた らなあという思いでこういう質問をいたしているところでありますが、あのマルエーの倉庫、あれ は恐らく大正か昭和の初期、あの建物は鉄筋コンクリートじゃなくて竹が入ってコンクリ建物がで きているそうです。私も聞いた話だからそう断定はできませんが、そういう話であります。

有村マルエー大島運輸が何年か前にあのマルエーの看板を新しく作り上げたのは皆さんご承知のとおりと思いますが、ああいうふうに文化財にはならなくても、ああいう古い建物を有村の発祥の地ですから最初の倉庫ですかね、そういう建物を守り抜くという企業の努力を勘案して、町も栄えていた鹿浦を未来永劫みんなが語れるような施策を取っていかなければならないのではないかと、私は思っております。

ということでこういう質問をしたんですが、世界自然遺産、あそこは国定公園ですよね、国立公園か。(「国立公園」と呼ぶ者あり)あの鹿浦川上流はもうすばらしい渓谷ですが、とりあえずはあすこに魚釣り、今年のゴールデンウイークはコロナで闘牛大会もない、何もなかった時期に、あそこの桟橋のほうが魚釣りの人間でいっぱいだったということで、私は海釣り公園とかいうのを――大島郡のほうにはないと思いますが、そういうのができたらなあという考えで質問しておりますが、そういう考えのある方は。副町長、どうですか。

〇建設課長(福島隆也君)

鹿浦橋の周辺は公安航路になっておりますので、公安法で守られて公園等の整備はできないとの ことであります。

その周辺の旧県道沿いですか、その辺に関しては遊歩道またはサイクリングロード等の整備はできるものではないかなと思っております。

〇11番(前 徹志君)

公園等の整備はできないと、簡単に言えば、簡単ですが、話ができない。夢を語って質問しているんですから、できないというのであれば仕方ないと言って私は諦めませんよ。

ということで、世界自然遺産になれば、私が思うには、あの鹿浦の渓谷にロープウエーを架けて 上からあの渓谷を見るようにしたら、すばらしい渓谷じゃないんかなあということも考えています ので、もうできないできないちゅう言えば面白くないというか、質問もしたくないという感じにな りますから。

そこら辺のところを最後に、我々議員の個々の一般質問は町民の声であり、またこの町民の声に執行部の皆さんが真摯に答え、誠意をもって要望と施策の実現、また課題の解決に向けて全力で邁進して、伊仙町がすばらしいまちになりますよう希望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、前 徹志君の一般質問を終了します。

次に、永田 誠の一般質問を許します。

〇9番(永田 誠君)

こんにちは。9番、永田 誠です。令和2年第2回定例会において、議長より一般質問の許可が下りましたので、通行順に従い質問を行いたいと思います。

まず初めに、1、役場窓口業務について。

町営住宅入居申込み、保育園入所申込みや各課の事業等にて必要とされる納税証明書の発行業務 の簡素化ができないのか、伺います。

- 2、伊仙町総合グラウンドの管理状況について。
- ①当グラウンド西側のトイレの管理状況について伺います。
- ②令和2年度当初予算において計上されている「特定地区公園整備事業」の遊具設置についての 進捗状況を伺います。
 - 3、町有地の管理について。

平成28年度建設された喜念団地に隣接する町有地について、今後どのような土地活用を行ってい くのか、伺います。

4、喜念小学校の建替えについて。

老朽化に伴う喜念小学校の建替え計画について、現在の進捗状況と今後の計画について伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

〇町長 (大久保明君)

永田 誠議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、3番と4番について最初に説明いたします。

喜念団地は6棟が完成して住民の方々が活用しております。この東側にさらに2階建てにすれば6棟分以上の土地が残っておりますので、そこは以前から住宅という形で考えております。前回は町外からの入居者がゼロでしたので、今回は造った場合には町外の人を最優先して入れるような形にしていきたいと思います。

それから、町営住宅ですけれども、これは次の段階おいては町営住宅にするか、民間資源を借りた PFIのような形にするかは、また検討していかなければならないし、そのときの料金設定についても平等にしなければならないと思っておりますので、あとはまた担当課長のほうから答弁していただきます。

喜念小学校に関しましては、4つの小規模校区の建替えが必要でありますけれども、その最初というふうに考えておりますので、詳細なスケジュールについては教育長のほうから答弁をしていただきます。

〇総務課長(久保 等君)

永田議員の1番、役場の窓口業務の納税証明書の発行がスムーズに、また簡素化できないかという質問にお答えします。

現時点では1か所でその証明を取るということは、耕地課の負担金、あと水道課使用料とか多岐にわたってシステムで管理したり、帳簿で管理しているものがあって、1か所でそれを全て取れるという状況に環境が整っていないわけでありまして、これも対応策としまして今、例えば申請者がこの納税証明書の発行を必要とする方がいるということは、役場の各それぞれの窓口で分かるわけですので、申請時には申請書、例えば保育園の入居、住宅の入居、その申請書を書いていただいて、あとその納税証明書を各課で調査することに同意書というものをもらって、あとは役場内で……。

住宅の申込みは各それぞれ1人ずつなんですが、保育所とか、まとまって回るものに対しては各証明書を発行する窓口もばらばらに来ると、またその対応で時間が取られるということになりますので、その子育て支援課で同意書をもらった方、この住民について各課で情報共有し、庁舎内でそれを調べて何もなければもうそれは申請書をそのままとおるわけでして、もし滞納があるとすれば、本人さんにその滞納している担当課に言って今後どういった支払いでしていくか、協議をしていただくという簡素化ができないか今協議中でありまして、そうすれば幼い子供さんを抱いて各窓口を歩いて、その証明をもらって歩くという手間も省けますので、そういった対応でこれをやっていけたらと考えております。

〇9番(永田 誠君)

今、久保総務課長からの話にもありましたが、その証明書をもらうときに同意書というのは前日

にするのか、後で、仕事中で今日は忙しいので明日行きたいんですけれども、証明書の発行をよろ しくお願いしますといった場合には、電話でまず受け付けした場合はどうなるんでしょうか、お伺 いします。

〇総務課長(久保 等君)

基本的にその申込書を各申請窓口で書くということになりますと、役場に来庁して申請書を提出して同意書にも押印をしていただくというのが基本になりますが、今、議員の質問にあったその電話での対応、これで本人の証明を取っていいのかというところはちょっと協議をしないと今すぐにそれでいけますという返事はできないんですけれども、また条例他の個人情報等もありますので、対応についてはこのような対応でいきたいと考えていますが、その電話でそれが済むのかどうかという点に関しましては、また協議して報告したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

〇9番(永田 誠君)

そうですね、やっぱり高齢者をはじめ、子育て世代の幅広い年齢層の方が納税証明書を取りに来ると思いますが、今年は新型コロナの影響で在宅勤務、脱ハンコ文化を言われる中で、伊仙町としては各課を回らないで一つの1階だったら1階の部署で取りまとめて一括してできるようにしていただきたいと思います。

それとまた、押す側も各課担当が1人ずつ時間ばらばらに来た場合は、またその対応に追われる ということなので、押す側も押される側も、時間のロスにならないように今後検討していただきた いと思います。

次、2番目、お願いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

永田議員の質問にお答えいたします。

グラウンド西側のトイレの管理状況についてですが、現在、グラウンド西側のトイレは故障が多くて、その都度修繕しながら利用している状況ですが、かなり古いものなので将来的には解体の方向も考えております。

〇9番(永田 誠君)

今、解体というお話が出たんですけれども、昨年の町民体育祭のときには町民の方から話を聞く ことがありまして、私が西側のトイレに行ったときに高齢者の方が二、三人、ここは洋式トイレも ないのと困っていたんですよね。それで、私のほうが管理棟のほうに新しいトイレがあるので、そ こまで行ったらどうですかと言ったときに、あそこまで行くのは面倒くさい、遠いと、足が不自由 なこともあって。それで、高齢者だけではなく、小さな子供たちもいると思います。

この西側のトイレは解体するということなんですが、今後、別の場所に新しくトイレを建設する 予定はないでしょうか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

別の場所に新しくトイレを建設する予定は、今のところございません。

〇9番(永田 誠君)

そうですね、西側のトイレがなくなると、管理棟だけになりますよね。町民体育祭のときに仮設トイレがあると思いますけれども、やっぱり若い人たちは仮設に入りにくいんですよね。本部席側は管理棟のトイレが近くて行けるんですけれども、集落のテントはこちらの海側にあって、こっち側にはトイレが1個もないんですよね。あすこにはまた仮設トイレ、そういうのがあったりして。今後、町民体育祭をやっていく中で、トイレを新設できるように、また何かの事業があれば事業に盛り込んでいただきたいと思います。

次、②、お願いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

永田議員の質問にお答えいたします。

令和2年度当初予算において計上されている「特定地区公園整備事業」の遊具設置についての進 捗状況ですが、4月に実施計画を提出いたしまして、5月末に承認されたので、今現在、交付申請 しているところでございます。

〇9番(永田 誠君)

この特定地区公園整備事業なんですけれども、どのような遊具を設置するのか、お伺いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

遊具は、アスレチック遊具を設置する予定でございます。

〇9番(永田 誠君)

これは子供から大人まで遊べるような形の遊具ということですか。その他に遊具の要望があれば、 そこに盛り込んでいくことは必要なのか、お伺いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

盛り込むことは可能です。

〇9番(永田 誠君)

これの工期はいつまでですか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

今年度末を予定しております。

○9番(永田 誠君)

今年度末ということなんですけれども、この範囲は、今ある公園の範囲内ということでよろしい でしょうか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

現在のテニスコートの上段部分を公園に改修する予定でございます。

〇9番(永田 誠君)

では、今年度で完成ということなんですけれども、このときにまたトイレの話になるんですけれども、そこにある駐車場のトイレが大分古くなって、そこも今先ほどちょっと言い忘れたんですけ

れど、置くだけ洋式トイレみたいな形の足の悪い方も使えるようなトイレにしていただきたいと思います。

次、3番、お願いします。

〇建設課長(福島隆也君)

永田議員の質問にお答えいたします。

この喜念団地に隣接する土地は、造成する段階で住宅用地として活用することとして造成を行い、 平成28年度に町営住宅2棟6戸を建築しております。

住宅建築は、東部、中部、西部と順次進めております。その中で喜念地区は、令和3年度に設計 委託、令和4年度に建築を予定しております。

〇9番(永田 誠君)

令和3年度に設計委託、令和4年度に建築、これは今現在建っている住宅のようなものを造るということですか、設計では。

〇建設課長(福島隆也君)

そうですね、一応その同じような住宅を造る予定にはしております。

〇9番(永田 誠君)

ということになれば、令和3年度の設計とか同じものを造るんであれば、そういった予算等は浮くと思うんですけれども。

〇建設課長(福島隆也君)

設計に関してはその都度また設計内容が変わってきますので、県のほうからその設計の単価等が変わってきますので、さらに基準に地盤の調査とか入りますので、それを考慮してまた設計するということになります。

〇9番(永田 誠君)

住宅が令和3年度、4年度から始まれば、また小規模校にとって、喜念小学校にとっては生徒数が増えると思うんですけれども、その町営住宅の内容としては子供が1人いたら5,000円引きとか、そういう形とは別で今現在の喜念住宅があるような方式でいくのか、その方向性としてはどうなされるのか、お伺いします。

〇建設課長(福島隆也君)

その募集要項については、その都度また委員会等を立ち上げながら募集の内容等を精査して、な るべくは町外、島外の人を優先に入れるような形にしていきたいと思っております。

〇9番(永田 誠君)

町外から伊仙町に来ていただければ生徒数も増えまして、人口も増えて伊仙町にはよいことばっかりなんですけれども、令和3年度から4年度にかけていろんな事業もありますので、自分としては町営住宅より県営住宅の人がいっぱい入るような、そういった住宅を建設していただきたいと思うんですけれども、以前に大久保町長が県営住宅の誘致と言っていましたが、県営住宅の誘致は難

しいんでしょうか。大久保町長、お願いします。

〇町長 (大久保明君)

その当時もいろいろ説明しましたけれども、県の説明は、各離島に1か所という説明をしています。これは間違っているわけです。与論島だけ住宅がなかったから与論に県営住宅を造ったときにそういうような説明でしたけれども、なぜ県営住宅が各島の港のあるところにあるのかということを聞いたら、港には県のいろんな公共施設があると。県の事務所もあるということで、県の職員のために造ったという説明でしたけれども、県営住宅には今、職員はほとんどいないわけです。そういうことで、いろいろ理論的にそれを県の言い分を説得していけばいいんではないかと思いますし、またこれはやっぱり間違っておるわけですよね。

県営住宅がある自治体とない自治体をなぜ分けたかというのは、これは各自治体は絶対に対等ですから。ただ、説明は港があるところということももう崩れてきております、なぜ龍郷町にあるかということも不可思議でありますので。

コロナの影響でこれは東京から地方への流れが出てくるとほとんどの専門家が言っている中で、 県としても県営住宅はもう造らないと何年か前に決めたそうですけれども、柔軟に対応して時代の 流れに沿った形で県営住宅は今こそ必要だというふうな、地方への移住を考えたらと理論的に説得 していこうとも考えておりますので、決して私は諦めているわけではありませんので。これは通告 外ではないですよね。そういうことで私の思いを述べました。

〇9番(永田 誠君)

今後、町有地を有効活用して、計画をしっかりして土地活用をしていただきたいと思います。 次に、4番、お願いします。

〇教委総務課長(上木正人君)

永田議員の喜念小学校の建替え計画について、現在の進捗状況と今後の計画について問うという 質問事項です。

本題に入る前に今、私たち教育委員会部局で、伊仙町学校施設長寿命化計画について、ちょっとだけ説明をさせていただきたいと思います。

学校施設の整備内容や時期、費用等を具体的に現す中長期的な計画であり、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減や予算の平準化など、戦略的に施設整備を進める点でも非常に重要であるため、各地方公共団体においては手引や解説書等を参考にして早期に計画を策定するとともに、限られた財源を効率的・効果的に活用するため、令和3年度以降の交付金事業は個別施設計画の策定を事業申請の前提条件とするとの通知がございました。

本町におきましても、長寿命化の策定を行っているところでございます。

学校施設の長寿命化計画も今年で2年目に入りました。教育関係施設及び学校給食センターも含め、策定中でございます。昨年度の1年目の調査は、小・中、幼稚園の14校、園も入れまして校舎の屋内運動場、グラウンド、プール、遊具及び設備機器など学校ごとに施設の劣化状況を把握し、

長寿命化計画の作成を行う目的としてございます。今年の2年目に関しましては、1年目の調査を 踏まえて施設の劣化状況の改善、修繕状況の確認を行い、改修等の優先順位づけと実施計画となっ てございます。

本題の喜念小学校の建替え計画につきましては、令和2年3月の18日に伊仙町学校建築委員会が開催されてございます。校舎建築のスケジュール案について協議がなされているようでございます。 今年度・基本計画、令和3年度・基本設計、令和4年度・工事着手予定でございます。

今後、地域住民によります校舎建築委員会等の立ち上げをしていただいて地域住民、学校、PTA、有識者などで組織されるもので建築場所、規模、方向、あとデザインなどを委員会で決めて進めていくものだと思います。例に例えますと、面縄中学校でありますとプラネタリウムというんですか、ああいったものが学校に造られているようでございます。また、伊仙小学校には避難用の滑り台もつけられているようでございます。

これはあくまでも私のイメージなんですけれども、喜念校区としましては、校区のカラーが黄色ですので、黄色、朝日、喜念浜もイメージしたデザインなど、私たち教育委員会部局もあらゆるサポートができるようにしてまいりたいと思っております。

○9番(永田 誠君)

今年3月18日、伊仙町学校建築委員会が開催されました。今後、地域住民、学校、PTA、有識者などと協議をしていく中で、ある程度の構想などは教育委員会で決めていただくことが地域としてはよりスムーズに進むと思いますが、このことについてどう思われますか。

〇教委総務課長(上木正人君)

そうですね、先ほど申しましたように、あらゆるサポートができればと、サポートをしていきたいと思っております。

〇9番(永田 誠君)

今年、基本構想及び基本計画策定実施設計になっていますけれども、今コロナの影響で集落との 話合いができないんですけれども、いつ頃開催するのか、お伺いします。

〇教委総務課長(上木正人君)

そうですね、今、議員がおっしゃったように、コロナの影響で会議等もちょっと自粛している中で、今後アンケート調査等、そういったのも利用されて、どういった方向でいくかというのも検討する余地があるのではないかなと思ってございます。

〇9番(永田 誠君)

そうですね。今、上木課長から出ましたアンケート、やっぱりコロナで話合いができないときには学校、PTA、有識者などにアンケート調査をして話がスムーズにできるように、また学校建築が早くできるようにしていただきたいと思います。

最後に、町長の答弁をもらって終わりにしたいと思いますが、学校建築委員会の資料の中に学校 からの施設修繕・改善の要望は多数あり、予算の関係で優先順位をつけて行っているが、特に小規 模校においては学校の安全性や快適性に支障を来しているのが現状である。本町では総合戦略の中で、集中から分散へ、生涯活躍のまちづくりを掲げており、学校を統合することなく、地域の人的 関係資源を基盤とした集落、小学校区単位のまちづくりを目指していると書いてあります。

今後、喜念小学校、鹿浦小学校、馬根小学校、阿権小学校の子供たちが安全で快適に授業ができるようにしていただき、私の一般質問を終わりたいと思います。

〇町長 (大久保明君)

あと4つの小規模校ができるまで五、六年はかかるわけですけれども、優先順位をつけたのは老 朽化が激しい学校からということで、鹿浦小学校も老朽化が激しい中で老朽化していない教室があ りますので、そこを優先的に使っていくことができるということ、阿権小学校、馬根小学校も耐力 度も含めて、まだまだ何とか持ちこたえることができる状況の中でのそういう優先順位でございま すので。

それでも、この前、教頭会議に出まして、馬根小学校の校舎だけではなくて、校長住宅はこれまで教育委員会でもとりあえず早急に造っていかなければ、あるいは本当に町としては、先生方に本当に申し訳ない状況で我慢していただいていますけれども、教員住宅も含めて将来の伊仙町の姿を今から準備するために今、議員がおっしゃった安全な形をどういったスケジュールでこれを改修していくか。

例えば、この前、給食センターへ行ったときにかなり老朽化していました。ただ、先生方、職員も含めて、自分たちで非常に衛生的にも向上するような対策を取ったりしております。しかし、それでも限界があるわけですから、あらゆる英知を絞って新校舎ができるまで安全・安心な形にできるように伊仙町議会の方々のお知恵も借りながら、教育委員会と連携を取ってやっていきたいと思います。

先ほど申し上げた、伊仙町の児童生徒が今1,000人、ゼロ歳から16歳までが1,000人を超しているのは奄美市と徳之島町、その次は伊仙町という状況でこれは増えておりますので、その流れを絶やすことなく住宅政策を最優先して、今のこのコロナで地方移住、サテライトとか、そういう流れをしっかりと取り込んでいければ十分可能だと考えております。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、永田 誠君の一般質問を終了します。 しばらく休憩します。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時49分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西彦二君の一般質問を許します。

〇3番(西 彦二君)

町民の皆様、こんにちは。3番、西 彦二です。令和2年度第2回定例会で議長より一般質問の 許可をもらいまして、通告書に沿って質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

1、新型コロナウイルス感染症の対応について。

今回、国が行った特別定額給付事業についての申請並びに支給状況について問う。

- 2、農業政策について。糖業振興。
- ①令和1、2年期の製糖を終え、当初予定していた計画及び下回った収穫量となったが、その原因と今後の課題について問います。
 - 2、春植え作付面積の実績について伺います。
- 3、サトウキビ生産継続支援金給付金について、どのような形で農家への支給が行われるか伺います。

畜産振興につきましては、一般質問が重複いたしますので、取り下げいたします。

3、教育行政について。

町内小中学校の学校給食無償化について伺います。

2回目から席に戻って伺います。よろしくお願いいたします。

〇町長 (大久保明君)

西 彦二議員の質問にお答えをいたします。

1番目は、先ほども説明あったと思いますけど、再度担当課長のほうから説明をしていただきます。

3番目は、これはハーベスター料金の話ですか。これに関しましても、昨日、牧議員からの質問でお答えしたとおりでございます。

あと、担当課長のほうから逐次説明をしていただきます。

〇くらし支援課長(名古健二君)

西議員の質問にお答えします。

先ほど福留議員のほうの質問でお答えしたのを省きまして、別の申請に関してのお答えをいたします。

3,243世帯の申請が6月9日までありまして、その中にはオンライン申請ということで、マイナン バーを持っている方の申請が15世帯、そのうちありました。最初の5月26日の段階で支給を行って おります。

あと、郵送申請が2,161件と、あと窓口と、あと義名山体育館のほうでドライブスルー申請での申請受付が14日から22日までありまして、これの申請が、両方窓口申請と合わせまして1,082件の申請がありました。

あと、この次の予定が、あした給付ということで、37件700万円の給付を予定しております。

あと、希望しない方が何名かいらっしゃいまして、その中には、通帳番号とか、あと身分証明証

を添付してあって要らないというほうに丸印をしてある方がいらっしゃいまして、そういう方は電話等をしましたら、やっぱり要るということで、その方は給付という形に変えさせていただいた方が何人かいます。一応実際要らないという方は2名いらっしゃいました。

以上、報告します。

〇3番(西 彦二君)

では、まだ給付ができていない、また、老人とか、年寄りとか、また、手続の分かっていない方の人数とかまだ、分かっていますかね。あと、残りの人数です。

〇くらし支援課長(名古健二君)

今現在、昨日現在で残っているのが207世帯でありまして、このうちに、郵送できましたけども、送りましたけども届かなかった、戻ってきたのが28件ありまして、そのうちの16件は調査をしまして、給付をもう既に済んでおります。残りの12件に関しましては、今調査中でありまして、8月31日までまだ日にちがありますので、その間に支給したいと考えております。

あと、老人ホームとか、病院とか、あと、都会のほうに療養とか、親戚の家行ったりとか、そういう方等にも、今、手紙等で向こうから通知が来たりとかしていまして、住所先に送っているのもあります。8月31日までありますので、その間に全ての人に対応するように頑張りたいと思います。

〇3番(西 彦二君)

ぜひ8月31日までありますので、町民一人一人に給付漏れのないようによろしくお願いいたします。

また、申請数、また、支給額は、また福留議員のところでやっています。省いていきます。 また、伊仙町内でも、県知事の要請で休業や短時間営業をし、事業者に一律10万円を支給すると ありましたが、実際にどれほどの事業者が給付受けたか伺います。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

伊仙町独自の事業所向けコロナ対策協力給付金に関しましては、6月5日時点で11件の申請があり、随時対応をしております。

〇3番(西 彦二君)

また商工会や商店街の数店舗がありますけど、やっぱり伊仙町内の商工会店舗には、隅々まで支援を考えていますか。これをお願いします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

事業者向けコロナ対策協力給付金に関しましては、町内事業所30店舗を対象に支給をしております。商工会関係につきましても、その中に12件ほど商工会加盟店があると認識しております。

〇3番(西 彦二君)

そしたら、商工会関係外の小さな商店は、やっぱり申請外ということになりますかね。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

今回の町独自の協力金につきまして、食事のできる店舗、それから居酒屋等、それから塾とか、そこを経営している方々、塾生が来れないという状況等、そこを鑑みての協力金であります。今想定した形は30件程度あるということで、300万の計上を行って実施をしているところでありますが、これが申請が多くなれば、その対象者が多くなれば、また町のほうで……。すいません。予備費のほうでも対応をしていて、次の議会のほうにまた計上をしていきたいと思っています。役場で単純にここが対象だろうという想定をしたのが30件ということでありまして、それで対応をしていきたいとは考えております。

なお、想定した店舗に全てお知らせはしているところでありますので、そこの申請を待っている ところでありますが、今の時点で申請が終わって協力金を給付されたのが11件ということでありま す。

〇3番(西 彦二君)

ぜひ、また引き続き、また商店街事業者への給付をよろしくお願いいたします。

2番目の農業政策についてお願いいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

西議員の令和1、2年期の製糖を終え、当初計画した計画より下回った収穫量となったその原因 と今後の課題について問うについて答弁をいたします。

現在、徳之島サトウキビ生産対策本部において、今期収穫についての現状分析と、分析結果に基づく対策の検討を進めているところであります。

特定はできませんけれども、収穫量減となった原因につきましては、農家の高齢化に伴う収量50 t 未満、面積で1ha未満の小規模農家の適期管理不足による反収減が影響していると考えられております。

また、ハーベスターを保有する営農集団が、農家から受託した株出し、植付作業が優先されてしまい、自身の耕作する圃場の管理作業が遅れていることも原因の一つと考えられます。

今後の課題といたしましては、収穫後の早期株出し管理を中心に、適期管理を推進する体制を構築してまいりたいと思っております。

〇3番(西 彦二君)

今期19年、20年期の製糖実績によりますと、前年度比1万1,125 t 増の15万7,773 t という生産実績が出ています。今期は、平均買入糖度は14度と高騰型で推進してまいりましたが、気象条件に恵まれ、反面に山間部を中心にイノシシ被害が深刻化されていました。特に反収格差につきましては、やはり高齢化と労働力不足からくる管理作業の不足と、原因が思われます。

課題については、やはり機械化であります。またビレットプランターによる植付作業の徹底で、 作付面積の拡大や、また、昨年設立した農業作業受委託調整センターなどの組織の確立だと思って います。

今後、イノシシ被害の対策について取り組んでいかなければならないと思いますが、お願いいた

します。

〇経済課長 (仲島正敏君)

イノシシ被害対策につきましては、また清議員の質問もございますけれども、今、徳之島3町ともに、まあ全国的になんですけども、イノシシの特効はないということで、今特に特効薬はない、特効薬というか、これが間違いなく効くという今方策はない中で、徳之島におきましては、サトウキビの被害がやっぱり一番多い、特に山手側が多いというところで、3町ともにイノシシ被害の防止をどうしたらいいかということを検討をしているんですけれども、なかなか具体的ないい策がないと。ただ、言えることは、各個人の圃場周りを対策をすることであったりとか、雑草を生やさず、イノシシのすみかを一つずつ少しでも潰していくこと、また、食物の残渣等を、イノシシの餌になるようなものを残さないというような形の基本的な策があるんですけども、これが効くというのがない現状の中で、今本当に試行錯誤をしているところでございます。

〇3番(西 彦二君)

なかなかイノシシの確保は難しいので、やっぱり3町合わせて取り組んでいってもらいたいと思います。

今期の春植え推進についてお願いいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

春植え推進の実績について問うということでございますので、お答えをいたします。

こちら農協さんのほうで交付金の申請ということで、6月5日まで申告用紙の回収が行われ、今現在集計中でございまして、確定した数字は出てはおりませんけれども、今段階で大体二百四、五十haの春植え面積が申告の集計では出ておりますので、300haは厳しいかもしれませんけれども、二百五、六十はいくのではないかなと想定いたしております。

〇3番(西 彦二君)

2年続きのバレイショの低下価格で、バレイショ農家の方がキビへの転換が多く見られ、作付面 積が拡大したと思います。今期、自分もビレットプランターで植付作業を行いましたが、労働力の 軽減、作業時間の短縮にもつながり、作付面積が拡大ができたと思います。ぜひビレットプランター 並びに全茎式プランターの普及を促し、より一層の面積拡大に努めてもらえたらと思います。いか がですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ビレットプランター、やはり先ほどの畑の管理の中でもありましたとおりに、どうしても徳之島は2月、3月のジャガイモの収穫期とサトウキビの春植え、また株出し管理の時期がかぶるということで、数年来、夏植之型の推進をしてまいるという中で、どうしても採用を考えた場合に、ビレットプランターの普及は不可欠だというところでございます。

それで、今年度も夏植えに向けまして、まだ案でございますけれども、今、関係団体で協議して おるのが、まずビレットプランターの植付け、あとビレットプランターで、植付けの中で、自分の 畑に苗を、キビが残っている人には、それを収穫して植付けをするセットであるとか、全茎式プランターの植付け、また畝立ての助成、荒廃地対策等々をできないかなということで、今協議をしております。

また、製糖工場であります南西糖業さんのほうも、今年度、今までも町の助成に対しまして協力 をいただいているんですけれども、今年から、より夏植え推進に向けて助成のほうの金額のほうも 増やすという予定であるというふうには聞いております。

〇3番(西 彦二君)

ぜひ町並びに役場、農協、南西糖業も力を合わせて、また面積拡大、また徳之島のサトウキビを 守っていきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

3番のサトウキビ生産継続支援事業についてお願いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちらサトウキビ生産継続支援給付金ということで、今回のコロナ対策の一環ということで、経済課のほうでサトウキビもこの事業を申請を上げさせていただいております。

こちらの事業につきましては、サトウキビの生産振興に資する用途として活用をしていただきたいということで、先ほど来あります夏植え作業の助成であるとか、また、今後7月の下旬頃から、薬剤購入補助や夏植えの種苗の植付け等々、助成が始まりますけれども、こちらが原則現金での前払いということになっておりますので、こちらのお金を活用していただいて、夏植えの推進が進める、また圃場の適正管理が進めていただければなと思っております。

〇3番(西 彦二君)

この給付金は、前回の2,500万と一緒の5,000万の給付金でいいですね。ハーベスター軽減です。

〇経済課長 (仲島正敏君)

結果的にはそのような形になるんですけれども、先般の当初予算に計上をさせていただきました 2,500万のほうは、町単独事業の500円ということで、こちらのほうはまた、その残りの分の500円に なるんですけれども、形がサトウキビ生産継続支援事業給付金という形になるということでございます。

〇3番(西 彦二君)

この給付金は、いつ頃農協に委託し、また、いつ頃入金の予定だと思っていますか。

〇経済課長(仲島正敏君)

こちら、明日、予算のほうの審議があるかと思いますけれども、予算を承認していただいた後には、こちらのほう、もう製糖期は終わっているものでございますから、数字のほうは農協のほうで確認が取れると思いますので、もう7月下旬の薬剤助成等にまでには間に合うように準備を進めてまいりたいと思います。

〇3番(西 彦二君)

ありがとうございます。こういった支援金事業交付金で、サトウキビ農家並びに生産意欲が向上

し、面積拡大につなげてもらえたらありがたいと思います。

畜産振興については、一般質問を中止しますので、取り下げいたします。

3番、教育行政についてお願いいたします。

〇学給センター所長(水本 斉君)

ただいまの西議員の給食費無償化についてお答えいたします。

現在、給食費は、年間で約2,500万円の歳入がございます。歳出につきましては、基本物資、これは米飯、小麦粉、牛乳。これは、生徒児童は全額町の補助として、年間1,500万円の支払いがございます。それ以外の支払いは、温食、おかず類ですね。これが給食費で賄っている金額でございます。これが年間約2,600万円。給食費を無償化にいたしますと、この2,600万円の支払いが、給食費の歳入がなくなることで、新たに予算化する必要があります。新たに予算化するとなれば、財源の確保ができるかどうか、今後、町当局とも話し合っていく必要があると思います。

〇3番(西 彦二君)

町内小学校8校で、伊仙小学校の生徒数が170名、面縄小学校が123名、犬田布小学校が81名、鹿浦小学校27名、馬根小学校9名、糸木名小学校20名、喜念小学校17名、阿権小学校20名、計467名の小学校があります。また、町内中学校3校で、伊仙中学校95名、面縄中学校64名、犬田布中学校47名、計260名が、小中学校合わせて673名の生徒が頑張っています。小学生一人当たり年間の給食費と、中学生一人当たりの年間の給食費はどれほどか伺います。

〇学給センター所長(水本 斉君)

出校日、修学旅行とかあった日には給食費が発生しませんので、およそ令和2年度は4月から197日の給食提供日がございます。これに小学生は一人165円、中学生が185円で、これが年間の出席数、給食数でかかってきますので、ここに使うんですが、約月20日というふうに考えれば、月で小学生で3,200円程度、中学生で3,600円程度、あと、もう夏休み期間はございませんので、年間では、それ掛ける約11か月というふうになります。

〇3番(西 彦二君)

ありがとうございます。今、伊仙町では長寿・子宝の町として掲げていますけど、昨年10月から 消費税の10%により、若い世代で共働きの方も多く、今からの子育ての流れを見て、将来の子供た ちのために給食費など無償にして、家庭の負担軽減、そして、子育て世代の負担軽減は考えられな いか伺います。町長、お願いします。

〇町長 (大久保明君)

先ほど水本課長のほうから説明があって、給食費が年間二千……。その予算をどこから捻出するかということでございますので、子育ての町宣言しているわけでありますので、全国幾つかの自治体がもうやっているんじゃないかと思いますので、今また第二次、新しい予算編成などがあるし、この前、10兆円のうち5兆円は決めたが、残りの5兆円は、これから第2波、第3、コロナに対して使うということでございますけれども、恐らくまた相当額の予算が来ると思いますので、その中

でいわゆるまた検討をしていく価値はあると思います。

〇3番(西 彦二君)

教育長、お願いします。

〇教育長 (大山惣二郎君)

西議員の質問にお答えいたします。

給食無償化は、保護者の立場になれば大変ありがたいことですが、ところが、予算というのは無 尽蔵にあるわけではありません。急に来年からということになると、ちょっと難しくもなるし、で すが、将来的には検討課題だと思っております。

〇3番(西 彦二君)

ありがとうございます。給食費に使う野菜など、地元の野菜はどれくらい受入れていますか。地 元産の。

〇学給センター所長(水本 斉君)

地元産といいますと、町外、島内の業者さんからも仕入れる分を入れますと、年間約1,000万近く、 そういうふうになります。

〇3番(西 彦二君)

ぜひ地元の野菜を使って、地産地消を行いながら、ぜひ進めていっていただきたいと思います。 最後になりますが、ぜひ伊仙町の将来の子供たちのために、学校給食の無償化に向けた予算化を 必要で、子供たちの優先にして、学校教育が豊かになり、一日でも早い実現化を向けて希望します。 終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、西 彦二君の一般質問を終了します。 次に、清 平二君の一般質問を許します。

〇5番(清 平二君)

町民の皆さん、こんにちは。令和2年第2回伊仙町議会での議長の許可が下りましたので、一般 質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスに感染されました皆様方に、この場を借りまして、心からお見舞い申し上げます。また、ご逝去されました皆様方のご冥福をお祈りいたします。全国の方々が一日も早い経済の活性化と安心・安全な日本になりますよう、心からお祈りいたします。

さて、昨日、美島君の一般質問終了後、公務執行妨害があり、私たち議員の言論の自由を脅かすものであり、絶対に許すことのできない問題です。私たち伊仙町の恥をさらし、出身者や、及び、子や孫たちに心狭い思いをさせたことは、非常に残念でなりません。インターネット配信もしているので、傍聴席の様子、さらに議場の出来事など、現実をしっかり収録し発信したこのような事件が抑止できるものと思いますので、職員並びに議場にいる皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一般質問に入らせていただきます。

1番目に、有害鳥獣対策についてです。

どのぐらい有害鳥獣の被害の把握はできているのか。また、年々増加している被害に対して、対 策は考えているのかをお伺いします。

2番目に、新型コロナウイルス対策について。

伊仙町の新型コロナウイルスによる被害額は把握できているのかを問います。

3番目に、徳之島交流ひろば農林水産物直売所、百菜について。

令和元年第4回及び令和2年第1回定例会において、予算計上をされた損失補塡金の支払いはされたのかどうか。また、令和2年度からの施設賃借料はどのような扱いとなっているのかをお伺いします。

以上、2回目以降は自席にて質問をいたしますので、よろしくお願いします。

〇町長 (大久保明君)

清 平二議員の質問にお答えいたします。

まず、3番につきましては、これは副町長が詳細に説明をいたしますけれども、多々この報告書の中にも不透明な部分があったことに関しまして、町のほうが対応をしていくというふうになっていると思います。

あと、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

〇経済課長 (仲島正敏君)

清議員の有害鳥獣被害の把握ができているか、また、年々増加している被害に対し対策は考えているか問うという質問に対してお答えをいたします。

まず、有害鳥獣被害につきましては、町民の方から、畑や民家裏の菜園などにイノシシの足跡や 食害の痕跡があると電話連絡があった場合、その都度、町の猟友会に依頼をいたしまして、捕獲や 追い払いなどの対策を行っておりますけれども、町民自ら対策を講じている場合や、役場へ連絡が ない案件については、現状把握が困難なことが現状ではございます。

また、共済組合からの情報になりますと、共済加入者の令和元年度の被害面積は1.8haというふうに報告を受けております。ちなみに、令和元年度のイノシシの捕獲頭数は、成獣が152頭、幼獣 6 頭ということで、前年に比べて約 3 倍以上の捕獲になっております。また、今年度につきましては、6月1日現在で41頭でしたけれども、今日また1頭来ておりましたので、今日現在で42頭の捕獲が報告されているということで、イノシシがそれだけ出没しているというふうに考えております。

〇5番(清 平二君)

今、イノシシが152頭と、幼獣が6頭ということありましたけれども、私が資料請求した中に1万5,000円とありますけども、これは、大久保町長が奄美農業協同組合代表理事、山口利光さんに何か 実績報告をしているんですけれども、農協のほうに支払いしているんですか、この1万5,000円というのは。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちらのほう、一番頭数が分かりやすいのはどの資料かと思って、この資料を提出させていただいたんですけれども、現在、伊仙町のイノシシ被害に関しましては、1頭当たり7,000円がまず国・県からの補助、あと1万5,000円が町からの補助で、2万2,000円ということで、3町一緒でございます。

それ以外に、農協がイノシシ被害対策ということで、また別途5,000円猟友会に対して振り込まれますので、JAさんから振り込んでいただくためには、頭数を報告する必要がございましたので、その資料を提出したところでございます。

〇5番(清 平二君)

では、これは、猟友会の方々には2万7,000円、1頭当たり振り込まれるんですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

役場の予算上は2万2,000円でございますけど、それ以外に、また別途5,000円農協さんのほうから後もって振り込まれるということでございます。

〇5番(清 平二君)

これに1万5,000円と書いてあるけども、1万5,000円と2万2,000円、3万7,000円じゃないですか。5,000円を農協から送るということになっていますけども。

〇経済課長 (仲島正敏君)

まず、国・県で、この1万5,000円というのは町の分でございます。それに、国・県の分が7,000円で2万2,000円。そこにプラス、最終的に農協さんから5,000円なので、猟友会の方、頭数に応じまして、一人当たり2万7,000円になります。

〇5番(清 平二君)

これを2万2,000円ずつ支給するのではなくて、2万7,000円ずつ支給しているということですか。 それとも、2万2,000円で終わっているんですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

役場では、先ほどから申していますように、1万5,000円と7,000円の2万2,000円を役場の担当のほうでは、まず猟友会の皆様にお支払いをいたします。こちら日付が令和2年3月31日、請求していただけた資料を見たら分かると思いますけれども、ということで、令和元年度分の実績が上がりましたので、農協のほうに令和元年度伊仙町有害駆除イノシシの買上げ実績についてはこのとおりでございますということで、158頭の実績を出すことによって、農協さんから後日、猟友会のほうに対しまして、1頭当たり5,000円の駆除費用というんでしょうか、買上げのお金が振り込まれて、そのお金を各猟友会のその人、役場に2万2,000円の請求をした方たちに、何頭、何頭ということでお返しをしているということでございます。

〇5番(清 平二君)

非常に何か事務的に考えてみたら、二度手間になっているような感じがします。農協から来るの

であれば、最初から2万7,000円を支給して、あと、役場の事務上を歳入を取ってやればいいと思いますので、これをぜひ2万7,000円を支給して、やはり猟友会の皆さんにも早めにこれを駆除していただけるということで、分かりやすいと思いますので、ぜひ今年から2万2,000円じゃなくて、2万7,000円を支給して、猟友会の方々もやはりこれを楽しみにといったらあれですけども、農家のためになるようにしていただきたいと思いますが、そういう方向でできるのかどうか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

この場でできますとは言えませんので、また戻りまして、担当のほうとも確認を取りまして、可能かどうか検討をしてまいりたいと思います。

〇5番(清 平二君)

総務課長、これは会計上の問題ですので、3月にお金が入ってくるわけですので、やはり職員の人の事務のそういうのも省けるわけですよ。3月にまた入って5,000円払ってやるよりも、最初から2万7,000円払ってやったら省けるんじゃないですか。あとは……。

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

再開 午後 3時36分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇5番(清 平二君)

令和元年第3回定例会で、鳥獣被害について質問をしてあります。その後、3町の協議会を設置 しますということですけども、設置して、3町でどういう話合いをしたのかお尋ねします。

〇議長 (明石秀雄君)

休憩します。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時38分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇5番(清 平二君)

第3回の定例会の中で、3町の協議会を設置してやるということですけども、ただ、第3回の定例会での質問は、設置をすると言ったんだけども、していないということで受け止めます。そういうことでは、やはり3町での鳥獣被害のするということは難しいということで私は思いますので、やはりそういうことをしないで、設置するとしたら設置をして、どうしたら本当に農家の方がなる

かということを、真剣に担当課長としてはやっていただきたいと思います。

元年度そのときに、担当者を鳥獣被害対策の研修会に派遣するとのことでしたが、その効果についてお尋ねします。

〇議長 (明石秀雄君)

5番、清平二君、通告ないから……。

〇5番(清 平二君)

通告外とかいう話がありますけども、これは、前、そういう課長が研修会を派遣するということをしてあるんですけれども、派遣したけど、その効果は何もないということでよろしいわけですね。 その後に、電気柵を設置し、農家への普及していくとの答弁がありましたが、その効果と実証検査をしたのかどうかお尋ねします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今ありましたように、通告外でございますので、手元に資料を持ち合わせておりません。

〇5番(清 平二君)

通告外とか言っているんだけども、これは電気柵を設置すると答弁しているわけですよ。だから、 その実証検査をすると……。

〇議長 (明石秀雄君)

清議員、清議員、それは前の話だから、今日ここでやるのかやらないのか、別にないから、今の 通告。

〇5番(清 平二君)

いや、だから、その結果はどうなったのかち。やっていないので、やっていないと取られるわけですよ。やっていないということですね、記憶にないということは。

〇議長 (明石秀雄君)

いや、そこ自体が根本じゃないよな。(発言する者あり)

〇5番(清 平二君)

いや、通告していないから、鳥獣のそういう実証検査なんかしてあるのかどうか。したとしたら、 記憶にあると思います、課長は。(発言する者あり)

そういうのがあれば、私は、もうやっていないという受け止め方をして、前に進みます。

小原地区が鳥獣保護区になっていると。解除申請をしないとできないということですけども、これも解除申請はしていないということありましたら。何か解除申請に難しいんですかね。(発言する者あり)

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午後 3時41分

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇5番(清 平二君)

やはりこういう、前に質問をしてあるわけですので、そういうのをちゃんと各課長は自分のメモ をしたり、いろいろしていると思います。そういうことをして答えていただきたいと思います。

これも、以前に金網の防除をしたとかありますけども、これを何kmぐらい設置したのか、覚えているだけでもいいです。これは課長が覚えている限りどのぐらい設置して、今その現状とか、管理体制とか、見たことがあるのか見たことがないのか、なければない、キロ数も覚えていないというのであれば、はっきりしたことを教えていただけます。(発言する者あり)

大まかでいいです、大まかで。

〇議長 (明石秀雄君)

分かっているだけ言えばいいんだよ。しばらく休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時09分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの清議員の発言の中に不適切な言葉がありましたので、本人から訂正をしていただきます。

〇5番(清 平二君)

大変失礼しました。昨日の一般質問終了後に、私たち議会を混乱させた事件でありますので、議会を混乱させた事件ということで訂正させていただきます。よろしくお願いします。 (「文言」と呼ぶ者あり) (発言する者あり)

文言は、だから、議会を混乱させた事件でありますので、文言は「議会を混乱させた事件」。

〇議長 (明石秀雄君)

さきに言った不適切な言葉を発して、それを訂正をしてくださいと。

〇5番(清 平二君)

公務執行妨害を、議会を混乱させた事件、ことに対して訂正します。(発言する者あり)

〇議長 (明石秀雄君)

清議員、公務執行妨害と言った、これを取り消しでいいですね。

〇5番(清 平二君)

はい。

5番、清 平二君の質問を……。(発言する者あり) 休憩しとらんやが。清 平二君の質問を続けます。

〇5番(清 平二君)

イノシシの対策、その後の対策はどうなったのかをお伺いします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

対策につきましてですけども、今年度、まず、徳之島で8月に開催を予定されております狩猟免 許取得の講習会受講料に対する補助を、当初予算で5万円計上をさせて認めていただいておるんで すけれども、今議会に10万円追加をいたし、10万円を補正予算として計上させていただいておりま す。

また、有害鳥獣捕獲の報償費も、当初予算147万5,000円に、今議会で補正予算といたしまして、 150頭分を追加計上させていただいております。

あと、今年度、コロナの関係などで案内等は届いておりませんけれども、鳥獣被害防止対策推進 事業で、狩猟研修費用を費用弁償で2名分計上をさせていただいております。

さらに、イノシシの、先ほども答弁いたしましたけども、なかなか有効な対策がない中なんですけれども、イノシシの対策資材の助成につきましても、2分の1補助で予算を計上させていただいております。

〇5番(清 平二君)

先ほども質問しましたけども、以前に金網防除を設置したと思いますけども、これを何km設置して、その後、それがどのような効果があったのか。また、現状は設置をしただけで、その後は何も管理体制として把握していないのかどうか。現場を行って見てあるのかどうか。ただ設置をしてそのままなのかどうかお尋ねします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今の清議員の質問にお答えいたします。

金網柵につきましては、平成27年から30年度にかけまして設置をいたしております。長さで約8.4kmされておりまして、今年度はまだ見回り行っておりませんけども、昨年度までは行ける範囲では見て回っておりますし、また、倒木等で倒れているところに対しましては補修をしたりとか、また、金網の下のほうが緩くなっている地盤に対しまして直したりとか、そういう意味では管理をいたしております。

〇5番(清 平二君)

伊仙町は非常に、金網等をしているのは、私は8.4kmというのは非常に短いと思いますけども、やはり私たち西部地区、小島、上原、崎原、西犬、非常に畑を荒らし回り、キビを荒らし回り、非常に農家は困っています。

そういうことで、こういうことの計画は今後見込まれるのか、計画等があるのかどうかお尋ねし

ます。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今回のイノシシ侵入防止柵につきましては、徳之島3町で協議いたしておりまして、徳之島の内側を3町でつながっておりますので、一応この事業自体は、対策は終わったというような形になっていると思います。ですので、それ以外につきましては、今後改めて、他には、この金網柵というのは、この事業では張っていないというふうに聞いておりますので、また別の事業を探すしかないのかなと思っております。

〇5番(清 平二君)

そのような事業を積極的に取り入れて、町民にも分かるように推進していただきたいと思います。 イノシシを捕獲しても、非常に解体をしてやるというのが専門じゃないとできないんですけども、 今後こういうイノシシの解体施設の計画、さらに、これを販路拡大をして、イノシシの撲滅とまで はいかなくても、少なくなるような計画等はありますか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ただいま、今、天城町のほうでは、今議員のおっしゃったような、解体して販売をしている施設があるんですけれども、伊仙町、徳之島町にはないということで、現在、ご承知のとおりございません。今後もしやるのであれば、やはり徳之島町も交えて協議する必要があるのかなと考えております。

〇5番(清 平二君)

ぜひこれは徳之島町とも話して、早めに進めるように、ただこの議会で答弁するだけじゃなくて、 やっぱり前に進めていって、解体施設、そして販路拡大、このようなものをつくっていただいて、 農家の皆さんにも分かるようにしていただきたいと思います。

これで、もうイノシシの問題を終わります。

次に、新型コロナウイルス交付金事業計画につきまして質問させていただきます。

天城町では、昨日の新聞によりますと、18歳以上に1万円の給付、さらに、一人1万円で1万5,000円の3セットのプレミアム付き商品券、さらに、商工水産業者に対して一律15万円の給付など、町民に寄り添った政策を支援していますが、伊仙町ではどのような計画で進めていくのかをお尋ねします。

〇未来創生課長(松田博樹君)

伊仙町の対策としては、下の補正のほうに載せてありますが、この質問自体が通告外だと思いま すので、答えを控えさせていただきます。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

清議員の伊仙町内の新型コロナウイルス感染症による被害額は把握できているかのご質問にお答 えいたします。

ほーらい館のほうになります。ほーらい館の営業休止期間の営業収益減について説明をいたしま

す。

今回のコロナウイルス感染症対策としまして、ほーらい館は、3月に一旦感染対策として休館いたしましたが、学校も再開することができたことから、3月26日から30日まで5日間は営業いたしました。しかし、その後、感染対策の強化が必要となり、3月31日から5月14日まで合計約2か月半休業を余儀なくいたしました。この間の収益減としまして、会費や都度利用など、またプール教室のレーン貸出し収益などを含めますと、約878万円の収益が減収となり、また、休業したことから、燃料代や光熱費などで367万円ほどは削減ができております。この差額で、休業期間中で約512万円ほどの収益が減となっております。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

清議員の町内の新型コロナウイルスによる被害額は把握できているのかという問いについてお答 えいたします。

商工関係ではありますが、新型コロナ感染の影響で、小売店に関しても、イベントの中止やお祝い事の中止により、売上が大幅に減少しております。また、町内飲食店については、前年度比おおよそ8割もの売上が減少しています。

この件に関して、5月の臨時会で、伊仙町独自の事業者向けコロナ対策協力給付金を提案し、議会での承認を得ております。

この事業者向けコロナ対策協力給付金につきましては、地方創生臨時交付金を活用し、県の休業要請、時間短縮要請に応じた事業所30店舗を対象に、1店舗当たり10万円の支給を行っており、6月5日時点で11件の申請があり、随時対応をしております。

議員の質問にあった被害額ですが、商工会に問い合わせたところ、確定申告がなされないと確定 した数字は出ないとのことでした。

また、商工会からも、町へ新型コロナ感染症の影響による町内事業者への配慮についてとの要望 書も出ておりますので、今後、総務課とも協議の上、できる限りの支援を行ってまいりたいと考え ております。

〇5番(清 平二君)

今後、他の市町村がやっているように、町民に寄り添った政策を今後計画しているのかどうかお 尋ねします。

〇総務課長(久保 等君)

先ほども申したんですが、二次補正が出た場合に、いろんな方面、いろんな角度から、他の市町 村の例も見ながら考えて進めていきたいと考えております。

〇5番(清 平二君)

今回の新型ウイルス感染症対応地方創生交付金ですけども、いろんな方面で予算が使われるよう になっていますけども、私がインターネットで取った交付金要項を見ますと、やはりこれは、新型 コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じ た地方創生を図ることを目的とするとあります。やはりこの7,210万6,000円ですか、今回の予算に出ている。やはりこういうのを、この要項に沿ったようにしていただきたいと思いますけども、この要項に沿ったように、予算の中でもやっていきます。この要項に沿ったようなことで計画を立ててあるのかどうかお尋ねします。

〇総務課長(久保 等君)

今回出されました地方創生臨時交付金でありますが、この申請に対しましては、いろんな市町村の対応策というのは様々でありまして、大都市圏とまた地方では違ってくるわけでありますので、今回、先ほど申しましたように、徳之島に入らなかったことが幸いでありますが、また入る可能性も見据えて、いろんな対策を取らないといけないと考えております。この要項に従って今回の申請をして、第一次の申請を行っているわけなんですが、まだ内示という方向じゃないんですけど、修正ということではなく、こういう文言を入れたらいいですよという修正程度ですので、今の自治体の申請が間違った方向ではないというふうに認識しております。

〇5番(清 平二君)

この要項によりますと、教育委員会関係も大分入っているようですけども、やはり各課こういうのを回して申請をしていただきたいと思ったんですけども、これは各課、教育委員会関係とか、そういうのを回しているのかどうかお尋ねします。

〇総務課長(久保 等君)

今回の申請については、その通知、申請の様式とか、いろんな事業の在り方ですとか、それがメールで送られてきていますので、各課のほうに全部メールを配信して、想定されるものを全て上げてくださいということで、各課から要望を取っております。

〇5番(清 平二君)

各課から要望をということですけども、これに学校関係のがちょっと出ていないんですけども、 今回は出さなくて、二次で出すのかどうかお尋ねします。

〇教委総務課長(上木正人君)

清議員のご質問にお答えをいたします。

多分清議員がお持ちのやつは、内閣府地方創生推進室から出られたものだとは思うんですけども、こちらのほうに遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業というのがあるかと思うんですが、こちらのほうは、初日の日の令和元年一般会計繰越明許費の中に、教育費の中の教育総務費、学校情報通信ネットワーク環境整備事業、こちらのほうで、もう既にうちのほうは申請してございますので、こちらのほうとダブると、またあれと思いまして、今回の地方創生の部分は控えさせていただいたということになります。

〇5番(清 平二君)

学校関係の予算が非常に一般会計の中で少ない中でありますので、せっかくこういう交付金が来ていますので、こういう交付金等をよく見て、申請、二次のほうも来ると思います。そういうよう

なものをして、やっぱり子供たちの教育のためには、こういう予算を大いに利用して、伊仙町の子 供のために利用して、子供たちの学力向上に努めていただきますようにお願いして、この問題を終 わります。

次に、3番目。

〇経済課長 (仲島正敏君)

清議員の徳之島交流ひろば農林水産直売所、百菜についての予算計上された損失補塡金の支払い はされたのかという質問にお答えをいたします。

これにつきましては、支払いはされておりません。

〇5番(清 平二君)

その次の問題があります。

〇経済課長 (仲島正敏君)

2年度からの施設賃借料はどのような扱いになっているかを問うということでございますけれど も、こちらにつきましては、指定管理者と役場で協議をするということで、3月からしております けれども、今回のコロナ騒動で来庁がかなわず、協議はできておりません。

〇5番(清 平二君)

指定管理料の、そんなに難しい、去年の資料を見ますと、協定書はそんなに難しくないんですよね。1ページ、半ページ分しかないんですけども、去年のは。これを電話協議とか、通信をしてやり取りができなかったのかどうか。コロナで移動ができなかったからやっていないという。今の時代に、この協議をして、お互いに納得をした上でできたんじゃないかなと思いますけど、何か私はコロナのせいでこうなっているのかなと思うんですけども、やっぱり文書はちゃんとそういう具合にして、協定書は去年A4の裏表作っていますけども、そういうことは考えられなかったんですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

メールでやり取りということもありましたけれども、また6月に入ったら来るということでございましたので、今のところ、来週の予定で打合せする予定になっておりますので、その場で話をしていきたいと思います。

〇5番(清 平二君)

今年の予定というか、そういうのは、どういう予定で話を進めていくのかお尋ねします。

〇経済課長(仲島正敏君)

指定管理業者におきましては、昨年度は1年目ということでございましたし、また台風の影響も、 台風の影響というか、1年目ということでございましたので、免除していただいておりましたけれ ども、今年度につきましては、家賃を支払うという意思を聞いてはおります。

〇5番(清 平二君)

この第4条の中に、基本協定書第34条第1項に定める指定管理料について、甲は支払い義務を負わない。ただし、年度途中に必要と認める場合には、甲乙と協議して、これを定めると。31年度は

してありますけども、この指定管理料についてはどうするのかお尋ねします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

指定管理料は、支払う予定はございません。

〇5番(清 平二君)

百菜に予算、12月と3月で2,737万7,000円計上してありますけど、それも支払われていないということでありますけども、この中に町からの借入金が360万入っていると思います。こういう問題はどうして解決していくのかお尋ねします。

〇副町長(稲 隆仁君)

ただいまの清議員の質問にお答えいたしたいと思います。

先ほども答弁いたしましたけれども、12月議会、そして、3月補正予算等々で組まれた1,853万2,000円及び884万5,000円につきましては、支払いはしておりません。再調査が必要ということで、予算の執行は停止しているところでございます。

今後につきましては、再調査ということもあろうかと思いますけれども、協議してまいりたいと 思っているところであります。

○5番(清 平二君)

今後は、360万円、これは再度何か計上して、町のほうにするということでよろしいでしょうか。

〇副町長(稲 隆仁君)

360万、借入金の残金問題ありますけれども、これは、町から町のほうに行くという感じの支払い 方法でありますので、そこのところは、また町のほうで今後検討をしてまいりたいと思っていると ころでございます。

〇5番(清 平二君)

去年の12月議会で資料を提出していただいた中で、未収金とか、未払金がありました。この未払 金の中に、百菜から役場に水道料の支払いがありますけども、水道料の滞納が残っているのかお尋 ねします。

〇水道課長 (徳永正大君)

百菜のほうは、水道代の滞納とかはありません。

〇5番(清 平二君)

続けて、この中に、教育委員会の中に、農高の電気代1月分、3月分、5,068円、4,778円というのが、これが未払いということでなっていますけども、これは滞納になっていないのかどうかお尋ねします。

〇副町長 (稲 隆仁君)

今の金額でありますけれども、これは、前年度までの、31年度の百菜の未払い、あるいは、買掛金等々の積み上げの段階で、年度、3月いっぱい、3月の使用料が4月、5月に来るわけでありますので、一応未払いという形に残してありますけれども、その資料は、1,853万2,000円の根拠とな

る数値ということで、その金額をお示ししたところでありますので、そこのところは誤解なきようにお願いしたいと思います。それが滞納として残っているんじゃなくて、前年度分までの百菜を引き継ぐ前の段階での未払い分という形で残っているという、その金額を表すための表でありますので、今現在、未納があるとかないとかと、そういう問題ではありませんので、そこのところは勘違いしないようにお願いしたいと思います。

〇5番(清 平二君)

ちょっと意味が分からないんだけども、教育委員会のほうはどうですか。電気料が未納になっているのかどうか。滞納になっているのか。教育委員会のほうに聞いているの、私。

〇副町長(稲 隆仁君)

再度申し上げます。その表は、百菜の1,853万2,000円の裏づけとなる数値を表した表であるわけでありますので、今回の現在に未納しているとか、していないとかという問題じゃなくて、どうも勘違いしているようでありますけれども、分かります。

〇議長 (明石秀雄君)

ここで休憩します。

休憩 午後 4時40分 _____

再開 午後 4時43分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇5番(清 平二君)

私は、去年の12月の補塡問題の中で、全員協議会の中でいろいろ説明をしていただきました。その中の議事録を事務局からもらいましたけども、その議事録の中で、私が思っているのとちょっと違うのがありますので、運営委員会を開いて、全員協議会をして確認をしたいと思いますが、運営委員会を開いて確認をしてもらいたいと思いますが、よろしくお願いします。事務局からは議事録をもらったわけよね。議事録をもらっているわけよ。だから、その中で抜けているのがある。

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時48分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇5番(清 平二君)

これも通告外と言われるかも分からないけども……。

そう言うことをしないように。

〇5番(清 平二君)

いやいや、徳之島交流ひろば農産物直売所の管理に関する基本協定書というのがあるんですけども、その中で本業務の範囲というのがあります。本業務の範囲を次のとおり。直売所施設の管理運営に関すること。2、農林水産物、農林水産加工品、工芸品など地場産業の販売に関すること。農林水産物の生産技術、加工技術向上に関すること。地産地消の推進に関することとありますけども、現在、これが地産地消に当たるか分かりません。直売所で焼酎が売られています。これについて何か、このビジョンから協議が来たのかどうか。また、この焼酎が地産地消に当たるのかどうか私には分かりませんけども、分かるんだったら答えていただきたいと思います。

〇副町長(稲 隆仁君)

清議員がおっしゃるとおり通告外でありますけれども、お答え申し上げます。

焼酎が地産地消に当たるかということでありますけれども、販売を広げていきたいと、向こうも 一応営利という関係上、許容範囲的な内において販売を広げていきたい、拡大したいということで ありましたので、それは駄目だということではなかろうかと思います。

地産地消に当たるかどうかということでありますけれども、地産地消に確かに当たると思います。 というのは、その根拠としても、農産物……。輸送コスト支援の範囲でもあるということは、地産 地消だと思っているところでございます。

〇5番(清 平二君)

地産地消に当たるということだったらあれですけども、やはりこれによって伊仙町の商工会が大 分ダメージを受けているということでありますので、やっぱりこういうことなども、十分地元のこ とも考えてやっていただきたいと思います。

まだ質問あったんだけども、どこに行ったのか分からなくなったので、これで終わります。あとは、もう予算の関係が出てきますので、予算の中でやっていきます。ありがとうございました。

〇議長 (明石秀雄君)

これで、清平二君の一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は6月12日金曜日です。

なお、議員の皆さんは9時30分より全員協議会を行いますので、委員会室へお集まりください。 なお、この後、陳情の審査行いますので、総務文教厚生常任委員の皆さんは委員会室にお入りく ださい。

以上であります。

散 会 午後 4時50分

令和2年第2回伊仙町議会定例会

第 4 日

令和2年6月12日

令和2年第2回伊仙町議会定例会議事日程(第4号) 令和2年6月12日(金曜日) 午前10時 開議

1. 議事日程(第4号)

- ○日程第1 議案第37号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更(補足説明〜質疑〜討論〜採 決)
- ○日程第2 議案第38号 伊仙町辺地総合計画の一部変更(補足説明~質疑~討論~採決)
- ○日程第3 議案第39号 伊仙町税条例の一部を改正する条例(補足説明~質疑~討論~採決)
- ○日程第4 議案第40号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(補 足説明~質疑~討論~採決)
- ○日程第 5 議案第41号 伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(補足説明 ~質疑~討論~採決)
- ○日程第6 議案第42号 伊仙町国民健康保険条例一部を改正する条例(補足説明〜質疑〜討論 〜採決)
- ○日程第7 議案第43号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(補足説明〜質疑〜 討論〜採決)
- ○日程第8 議案第44号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例(補足説明〜質疑〜討論〜 採決)
- ○日程第9 議案第45号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号) (補足説明~質疑~討論~採決)
- 〇日程第10 議案第46号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(補足説明~質疑~討論~採決)
- 〇日程第11 議案第47号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(補足 説明~質疑~討論~採決)
- ○日程第12 議案第48号 令和2年度徳之島交流ひろばほーらい館特別会計補正予算(第1号) (補足説明〜質疑〜討論〜採決)
- ○日程第13 陳情第3号 陳情審查委員長報告(報告~質疑~討論~採決)
- ○日程第14 陳情第4号 陳情審查委員長報告(報告~質疑~討論~採決)
- ○日程第15 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書(報告、管証をでは、15 をでは、15 をでは、15 をでは、15 をでは、15 をでは、15 をできます。 日本 (日本 15 を) といっている。 日本 (日本 15 を) と
- ○日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について
- ○日程第17 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

1. 出席議員(14名)

氏 名 議席番号 名 議席番号 氏 1番 杉山 肇 君 2番 牧本和英君 3番 西 彦 君 4番 佐 田 元 君 5番 清 平 君 6番 尚 林 剛 也 君 7番 牧 久 君 8番 上 木 千恵造 君 徳 誠 9番 永 田 君 10番 福 留 達 也 君 11番 徹 志 君 12番 明 石 秀 雄 君 前 君 13番 樺 山 14番 美島 盛 秀 君

1. 欠席議員(0名)

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長稲田良和君

事務局書記 元 原 克 也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

名 氏 職 名 町 長 大久保 明君 総務課長久保 等 君 くらし支援課長 名 古 二君 健 地域福祉課長 大 山 拳 君 建設課長福島 隆 也 君 きゅらまち観光課長 久 保 修 次 君 農委事務局長 豊 島 克 仁 君 教委総務課長 上 木 正 人 君 学校給セ所長 水 本 斉 君 選挙管理委員会書記長 重 村 浩 次 君 社会教育課長補佐 松 岡 由 紀 君

職 名 氏 名 長 稲 町 副 隆仁君 未来創生課長 松 田 博 樹 君 子育て支援課長 稲 君 泉 喜 博 経済 課長 仲 島 君 正 敏 耕 地 課 長 穂 浩 一 君 水 道 課 長 徳 永 正大 君 教 育 長大 Щ 惣二郎 君 社会教育課長 伊 藤 晋 吾 君 健康增進課長 澤 佐和子 君 総務課長補佐 寶 永 英 樹 君

△開 会(開議) 午前10時09分

〇議長 (明石秀雄君)

ただいまから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第37号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

〇議長 (明石秀雄君)

日程第1 議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、議題といたします。 補足説明があれば、これを許します。

〇未来創生課長(松田博樹君)

議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、補足説明をいたします。

1ページから7ページに変更計画書、8ページから23ページに変更計画参考資料を添付しております。

下線部分があるところが今回の変更となっております。ご審議賜りますようよろしくお願いします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第37号について、質疑を行います。

〇6番(岡林剛也君)

議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑をいたします。

9ページ、東伊仙地区排水路工事、新規で出ていますけども、昨日の一般質問でもありましたが、 あそこは来年の夏までに上の工事まで、県道の工事まで終わらすために、今から町が行う工事分の 120mですか、今入っている暗渠工事のその先の流末の工事の計画だと思いますけども、その120m で、工事でその先の排水は、沢にまたつながるようになるんでしょうか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

岡林議員のご質問にお答えをいたします。

現在、県の工事で県道のすぐ南側をしております。そこに、接続して暗渠部分で120m、あとは出口部分、流末の開渠部分で20mを施工して、ちょうど120mで今の、現在の元々の沢というんですか、そこに流す計画でございます。

〇6番(岡林剛也君)

ということは、120mまた下の暗渠を通すということ。そうなると、その先の沢は埋め立てられていませんか。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

現場は確認していないんですが、1か所そういう可能性のあるところがあるとは聞いていますが、確認はまだしておりません。

〇6番(岡林剛也君)

そうなってくると、また埋め立てられたその下を、また暗渠を通すなり何なりして、工事が必要になってくると思われるんですが、それを確認していないということですけども、やっぱりこれから先、また同じような工事がそれでみんながどんどん埋めてくると、そこはまた水が、排水が海まで流れないで、あそこたしかあと1、2、3キロ多分沢はあると思うんで、海まで。だから、そういう指導とか、埋め立てないようにそういうお願いとかは、これからしていく予定とかはないんでしょうか。

〇耕地課長(穂 浩一君)

まだ、そういう指導等はしていないんですが、確認し次第、指導をしながら、合わせて沢部分、 沢部分は今個人有地なんですけど、そこについても将来的にはやっぱり排水路工事をしていかない といけないと思われますので、長期計画で東伊仙、中伊仙、西伊仙と何本かあるんですけど、そう いうとこも計画していかないとと思っております。

今、そうやって埋め立てられているところがあるって、この前聞いたんで、そこについては確認 をして、お願いをしたいと思っています。

〇6番(岡林剛也君)

分かりました。

次、10ページ、観光またはレクリエーション、この2,820万、これについての説明をお願いいたします。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

観光拠点連携整備事業の計画変更につきましては、計画当初、瀬田海、小原海岸の整備計画を予定しておりましたが、今年度は瀬田海のみの変更に変えております。また、小原海岸の整備については、今年度観光拠点連携整備事業を奄美群島成長戦略推進交付金事業で要望しており、令和3年度から事業を進めていく予定での変更であります。

〇6番(岡林剛也君)

分かりました。

次、16ページですけども、町道西伊仙東線と中伊仙西耳付線が増えて、変更になっていますけど も、これについての説明と、あとこの工事はいつから始まるのか、お願いします。

〇建設課長(福島降也君)

この西伊仙東線の変更理由は、測量設計を過疎債で組み込んだものであります。これは今年度中 に防災安全と、アスファルト補修の工事で発注する予定です。

〇6番(岡林剛也君)

これ場所は、道はどの道路になりますか。

〇建設課長(福島隆也君)

西伊仙東線は、Aコープから下っていって、立平というか、ちょっと坂のきついところです。

〇6番(岡林剛也君)

中伊仙は。

〇建設課長(福島隆也君)

中伊仙耳付線は、今の新山さんの隣です。教育社会福祉協議会からちょっと上ったところです。

〇6番(岡林剛也君)

17ページの、無停電電源装置改修工事660万ありますけども、これはどういったものでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、消防の横にある無停電室の電源装置になります。

〇6番(岡林剛也君)

次は、19ページですか、救助工作車購入事業で3,600万とありますけども、この救助工作車というのはどういったものでしょうか。

〇総務課長(久保 等君)

この救助工作車購入費でありますが、徳之島消防本部に常駐する消防時の工作車の購入、3町で購入というふうになっております。

〇6番(岡林剛也君)

工作車とはどういったものですか。

〇総務課長(久保 等君)

平屋ですと普通の消防でできるんですが、最近、高層とか、3階、4階になるとはしご車と、あ と消防署員がその消防に必要な機材とかそういうものを積んで、高所作業もできるような車、消防 車であります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇14番(美島盛秀君)

伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について、質疑をいたします。

21ページ、中ほどの学習支援センター建設事業、32年度に5億円が計画されておりますけども、この事業は行政エリアを一体化しようということで、農高跡地にまとめてやるという計画が当初ありまして、さらにはふるさと納税基金事業で建設を進めるという計画でありましたけれども、それは3月議会だったですか。取り止めにして、新たにこうしてまた5億円が計上されているわけなんですけれども、この経緯とか、あるいは今後の5億の建設費の計画、今年32年度から実施をするのかどうか、あるいは今後この5億について、学習支援センターについての計画の状況をお尋ねいたします。

〇社会教育課長補佐 (松岡由紀君)

ただいまの美島議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の地方創生臨時交付金のことにもちょっと関係するんですけれども、これまで答弁がありま

したとおり、農高の4階部分に学習支援センターという形で開設の予定をしております。今、議員からお話ありましたとおり、当初は新規で学習支援センターをそちらのエリアに建てるという予定があったんですけれども、今回、そちらで措置をして4階部分に開設するということで、今後、確定した後でこちらの計画に関しては変更をかける予定でおります。

〇14番 (美島盛秀君)

ちょっと大きな声でお願いしたいと思います。農高の4階に予定しているということなんですけれども、これ令和2年度、今年にですよね。32年度ですから、の予算で設計とかあるいは変更関係、そういうのを実施するのかどうか。さらに、4階は庁舎を建てるために解体をするということ等がありましたけれども、さらにあそこに学習支援センターを建設するということになります。耐震度の検査とか必要になってくると思いますけれども、そこら辺りきちんと計画を立てて、予算予定を計上したのかどうか、お尋ねします。

〇社会教育課長補佐(松岡由紀君)

今おっしゃられた件に関しては、庁舎の建て替え等完全に関係していきますので、ただ基本的に 今の段階では新規でこのような額で新しく建てるという状況にはありませんので、今後より精査し て必要な経費を変更をかけて、基本的には現存する既存の旧農業高校の校舎を利用して、学習支援 センターを開設していくという方向にいくと考えております。

〇14番(美島盛秀君)

どうも伊仙町の予算執行の状況、計画等、私はいつも申し上げておりますけれども、きちんと説明のできるような、町民が納得できるような計画をしていかないと、庁舎を建てるためにあそこにやると。庁舎にここに、ゲートボール場跡地に造ると。その説明さえもなくて、住民の人が、一般質問でも誰かありましたけども、また4階の庁舎に学習支援センターをするための、今後予定をしていると、実施する計画等を進めていくということになりますと、これは町民無視、私がいつも言っている議会軽視をしているということだと思いますけれども、そういう全体的な計画が農高跡地に立てられた。そして、庁舎がここに移る予定になった。そして、学習支援センターも向こうに、学習支援センターは残る。

だけど、そのものを4階の校舎に計画をすると。こういうことを前もって町民に説明をして、せっかく1千5、6百の金を使って計画を立てた事業ですので、そういうことを町民にしっかりと説明して、その後で理解を示してやっていくのが、私は予算の執行においても、あるいは計画においても必要だと思いますけれども、そこら辺り町民あるいはそういう説明をした経過があるでしょうか。

例えば、農高跡地からここに役場が移りますよとか。それは、委員会ではあったと思いますよ。 しかし、委員会で決定をしたりする前に、住民説明会などをして、その住民説明会などの意見を総 合して、それで検討委員会に諮って、検討委員会どうですかと、私は検討委員で決めるものではな いと思うんです。 住民の声を聞いて、検討委員に諮って、検討委員でそれはいいと、これはだめですよとか、言うて検討委員から答申をするのが、私は予算の計画においては大事なことじゃないかなと思いますけれども、伊仙町の予算の計画、執行についてはどうも理解のできないようなことが多々ありますので、そこら辺りをしっかり、また説明ができるようにお願いをいたします。

終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇7番(牧 徳久君)

質問というか、未来創生課長にお願いですが、この過疎地域自立促進計画書ですが、時代も31年 に平成から令和に変わっておるわけですので、この過疎計画書においても32年度としなくて、これ は31年度は元年となるわけですから、令和2年度ということにはできないものですか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

今後、そのような対応をしていきたいと思います。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第37号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は可決することに決定しました。

△ 日程第2 議案第38号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

〇議長 (明石秀雄君)

日程第2 議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、議題といたします。 補足説明があれば、これを許します。

〇未来創生課長(松田博樹君)

議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について、補足説明をいたします。

1ページから3ページにかけて、変更計画を示しております。上段に括弧書きのあるものが今回の変更となっております。

ご審議賜りますようよろしくお願いします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第38号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第38号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は原案のとおり可 決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第39号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

〇議長 (明石秀雄君)

日程第3 議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、議題といたします。 補足説明があれば、これを許します。

〇くらし支援課長(名古健二君)

議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

主なものとして、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける納税者等について、固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定め、徴収猶予の特例を設けるものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第39号について、質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第39号、伊仙町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可 決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第40号 伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ○議長(明石秀雄君)

日程第4 議案第40号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇子育て支援課長(稲泉喜博君)

議案第40号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、補足 説明をいたします。

伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条第4項中の名称、控除対象配偶者を同一生計 配偶者に改めるものでございます。この条例の一部改正は、鹿児島県の条例改正を受け、本町にお いても整備するものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第40号について、質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第41号 伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

〇議長 (明石秀雄君)

日程第5 議案第41号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

議案第41号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

改正理由といたしまして、後期高齢者の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方を保障するものであり、伊仙町後期高齢者に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第2条中「第8号」を「第9号」とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に(2)広域連合条例第3条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものです。

支給要件といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために働くことができず、3日間仕事を休んだ後、4日目以降の所得補償を行うものです。支給額については、直近3か月の平均額、1日分の給与を算出し、その3分の2が支給されるものです。期間といたしましては、令和2年1月1日から9月30日としております。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6か月となっております。

以上、審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第41号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第41号、伊仙町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第42号 伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例

〇議長 (明石秀雄君)

日程第6 議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。 改正理由については、先ほどの後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と同じく、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の、所得補償を行うものです。支給要件、支給額、適用機関についても、後期高齢者医療に関する条例の一部改正と同じく、国民健康保険条例の一部を改正するものです。

以上、審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第42号について、質疑を行います。

〇6番(岡林剛也君)

議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。 2ページ目、第5条の4の2ですか、伊仙町が支給した金額は当該被保険者を使用する事業所の 事業主から徴収するとありますが、これはどういったことでしょうか。

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

先ほどの岡林議員の質問に対してお答えいたします。

事業主から徴収するというふうにあるんですけれども、この傷病手当金で役場のほうで一度申請者のほうに支給をいたします。いわゆる立て替えるという形になるんですけれども、その分をその後に精算をして事業主さんのほうから、役場のほうから金額を徴収するという形になっております。

〇6番(岡林剛也君)

国保の加入者は大体、事業主ですけども、事業主は大体、パートやら雇用形態はいろいろあるんですけど、出勤した日数に応じて大体給料を支払っていると思うんですが、コロナにかかった場合、入院してしまったりしたら、その分、出勤していないのに多分それを町が立て替えるということになると思うんですけども、結局はそれを事業主に請求するということと思われるんですけども、そうなった場合、やっぱ事業主もそうコロナ騒動で厳しいときに、5条の4の2っていう、それぐらいはもう事業主にも請求しないで、この条項は削除はできないものなのでしょうか。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

持ち帰って担当のほうと検討したいところなんですけども、この条例については県から示されているもので、各市町村そして県から一律同じ条例となっております。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第42号、伊仙町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案 のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第43号 伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〇議長 (明石秀雄君)

日程第7 議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議題といた します。

補足説明があれば、これを許します。

〇くらし支援課長(名古健二君)

議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明をいたします。

まず、第26条の(1)災害等の文言が、「災害や天災、その他の特別の事情等」に改正されます。 主な内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場 合の、保険料の減免であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第43号について、質疑を行います。

〇6番(岡林剛也君)

議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

「災害や天災、その他特別の事情等」に改めるということで、コロナウイルスが入ってきたわけですけども、災害や天災、コロナウイルスとかで収入が減った場合、減免を受けることができると。 今までそういった請求は、これありますか。

〇くらし支援課長(名古健二君)

何年前かの竜巻災害のときに、こちらのほうから減免ができますよということで、住民税とあと 保険税のほうの減免をいたしたことがあります。

〇6番(岡林剛也君)

私も勉強不足で今、今回初めて分かったんですけども、そういう減免を受けることができるということを、多分町民誰も知らないと思いますので、こういうこともなるべく周知徹底するようにお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第43号、伊仙町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原 案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第8 議案第44号 伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例

〇議長 (明石秀雄君)

日程第8 議案第44号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

議案第44号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をいたします。

令和元年度10月の消費税率引上げに伴い、令和元年度においては完全実施までの2分の1の減額幅の基準を定めていましたが、令和2年度からは低所得者の保険料軽減を完全実施とすることとなったため、当該減額に係る基準を定め、条例の一部を改正するものです。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。同条第2項中「平成31年度」を「令和2年度」に、「27,900円」を「22,320円」に改め、同項第1号中「46,500円」を「37,200円」に改め、同項第2号中「53,940円」を「52,080円」に改めるものです。

以上、審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第44号について、質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第44号、伊仙町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のと おり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第45号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)

〇議長 (明石秀雄君)

日程第9 議案第45号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について、議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

ここで、10分休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇総務課長(久保 等君)

それでは、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について、補足説明いたします。 予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額67億3,731万1,000円に、歳入歳出それぞれ2億406万円を増額 し、歳入歳出予算の総額を69億4,137万1,000円とするものであります。

予算書5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、まず歳入について説明いたします。

歳入の詳細については、予算書7ページから9ページにかけて記載していますのでご参照ください。

10款地方交付税、補正前の額31億5,800万9,000円から239万6,000円を減額し、31億5,561万3,000円とするものであります。

この減額につきましては、第1号補正時に計上したコロナウイルス対策関係の予算を、地方創生 臨時交付金の事業に、歳入の予算組み替えによるものであります。

14款国庫支出金、補正前の額14億8, 472万9, 000円に3, 873万2, 000円を増額し、15億2, 346万1, 000円とするものであります。

主なものとして、国庫負担金において幼稚園費負担金の子供のための教育、保育給付負担金301万2,000円増、国庫補助金において総務費国庫補助金のシステム改修補助金708万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金7,210万6,000円の増、防災安全社会資本整備事業交付金の橋梁整備事業交付金6,510万円の減、集落活性化推進事業補助金の集落活性化事業費補助金2,076万3,000円の増額等が、主な要因であります。

15款県支出金、補正前の額 5 億2,514万7,000円に7,130万9,000円を増額し、5 億9,645万6,000円とするものであります。

主なものとして、県負担金において幼稚園負担金の子供のための教育保育給付負担金259万8,000 円の増、県補助金において商工費補助金のマイナポイント事業補助金237万1,000円の増、消防費県 補助金の奄美群島防災関連施設整備事業補助金4,800万円の増、県委託金において社会教育費委託金 の第二面縄2期地区本調査事業費の1,737万9,000円の増額等が、主な要因であります。

18款繰入金、補正前の額 2 億564万9,000円に5,570万3,000円を増額し、2 億6,135万2,000円とするものであります。

主なものとして、特別会計繰入金において後期高齢者保健医療特別会計繰入金の193万3,000円の減、これにつきましては予防重視一体的事業のスタートのずれ込みによる人件費の減によるものであります。基金繰入金において、財政調整基金繰入金5,636万6,000円の増、きばらでえ伊仙応援基金繰入金127万円の増額等が主な要因であります。

20款諸収入、補正前の額2,698万5,000円に811万2,000円を増額し、3,509万7,000円とするものであります。

主なものとして、雑収入において総務費管理雑入の一般コミュニティ助成金250万円の増、市町村 振興協会交付金316万2,000円の増、消防費雑入のコミュニティ助成事業補助金180万円の増額が主な 要因であります。

21款町債、補正前の額 6 億2,894万6,000円に3,260万円を増額し、6 億6,154万6,000円とするものであります。

主なものとして、町債において総務債の集落活性化事業2,220万円の増、農林水産業者への東伊仙地区排水路事業5,130万円の減、土木債の防災安全社会資本整備交付金事業費2,860万円の減、公営住宅建設事業費350万円の増、消防債の耐震性町水槽整備事業費3,400万円の増、緊急自然災害防止対策事業債の東伊仙地区排水路事業5,270万円の増額等が、主な要因であります。

歳入合計、補正前の額67億3,731万1,000円に2億406万円を増額し、69億4,137万1,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書6ページをお開きください。

2 款総務費、補正前の額 9 億8,684万9,000円に7,718万8,000円を増額し、10億6,403万7,000円とするものであります。

主なものとして、企画費においてコミュニティ助成事業補助金250万円の増、地方創生推進事業費において調査委託料200万円の減、集落多世代交流づくり事業補助金200万円の増、長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業、これはコロナウイルスの地方創生臨時交付金の予算であります。において、システム導入委託料462万円の増、工事請負費1,185万2,000円の増、備品購入費508万6,000円の増、集落活性化推進事業において委託料800万円の増、工事請負費3,500万円の増、戸籍住民基本台帳費においてシステム改修負担金708万4,000円の増額等が主な要因であります。

3款民生費、補正前の額22億1,453万3,000円に903万円を増額し、22億2,356万3,000円とするものであります。

主なものとして、社会福祉費において後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 139万2,000円の増、障害者福祉費において過年度分国庫支出金超過受入返還金421万8,000円の増、 過年度分県支出金超過受入返還金210万9,000円の増、児童福祉費において児童福祉総務費の修繕費 120万円の増額等が、主な要因であります。

4 款衛生費、補正前の額 5 億9, 235万円に623万7,000円を増額し、5 億9, 858万7,000円とするものであります。

主なものとして、保健衛生費において、これが先ほども申し上げましたコロナの地方創生臨時交付金の活用であります。予防費の衛生費消耗品321万5,000円の増、公用車購入費150万円の増額等が主な要因であります。

6 款農林水産業費、補正前の額7億886万円に3,455万円を増額し、7億4,341万円とするものであります。

主なものとして、農業費において糖業振興費、これも地方創生臨時交付金対象でございます。サトウキビ生産継続支援事業給付金2,500万円の増、有機物供給センター管理運営費の修繕費103万6,000円の増、家畜振興費の損失補償費130万円の増、鳥獣被害対策費業費の有害鳥獣報償費330万円の増、水産業費において漁港管理費の修繕費200万円の増額が、主な要因であります。

7款商工費、補正前の額6,514万9,000円に237万1,000円を増額し、6,752万円とするものであります。

主なものとして、商工費において商工振興費の会計年度任用職員報酬127万3,000円の増額が、主な要因であります。

8 款土木費、補正前の額 5 億5,080万4,000円から7,645万円を減額し、4 億7,435万4,000円とする ものであります。

主なものとして、土木管理費において土木総務費の用地交渉委託金100万円の増、道路橋梁費において過疎対策事業費の工作物補償費95万円の増、道路維持費の修繕費350万円の増、登記手数料100万円の増、草刈り委託料100万円の減、道路維持修繕委託料350万円の減、道路補修材料費150万円の

増、備品購入費120万円の増、防災安全社会資本整備交付金事業の設計委託料3,100万円の減、工事請負費5,900万円の減、港湾費において港湾管理費の修繕費150万円の増、補修材料費150万円の増、住宅費において公営住宅建設事業費の用地購入費400万円の増額等が、主な要因であります。

9 款消防費、補正前の額 1 億7,725万3,000円に9,205万4,000円を増額し、2 億6,930万7,000円と するものであります。

主なものとして、消防費において非常勤消防費の国土強靭化地域計画策定業務委託料675万4,000 円の増、コミュニティ助成事業補助金180万円の増、防災まちづくり事業費の設計委託料200万円の 増、工事請負費8,150万円の増額等が、主な要因であります。

10款教育費、補正前の額4億7,896万4,000円に5,908万円を増額し、5億3,804万4,000円とするものであります。

主なものとして、教育総務費において学力向上プログラム機器リース料92万4,000円の増、小学校費において学校管理費の修繕費110万1,000円の増、教員用教科書指導書代159万5,000円の増、測量業務委託料200万円の減、計画策定委託料335万円の増、教育振興費の準要保護児童生徒給食費補助金167万9,000円の増、幼稚園費において幼稚園管理費のわかば認定こども園運営負担金820万9,000円の増、社会教育費において社会教育体育備品購入費127万円の増、公民館費の耐震診断業務委託料505万円の増、図書室運営費、これもコロナウイルスの地方創生臨時交付金対象事業です。図書購入費100万円の増、移動図書館車両購入費800万円の増、歴史民俗資料館費、これも同じく臨時交付金の対象事業費です。システム構築手数料200万円の増、映像製作委託料200万円の増、資料デジタル化委託料100万円の増、県補助金委託文化財調査等事業費の会計年度任用職員報酬1,199万6,000円の増、会計年度任用職員期末手当112万7,000円の増、車借り上げ料117万円の増、機器リース料196万2,000円の増、重機借り上げ料147万6,000円の増、保健体育費において給食センター運営費の会計年度任用職員報酬129万9,000円の増、設計委託料200万円の増、準要保護児童生徒給食費補助金310万5,000円の減額等が、主な要因であります。

歳出合計、補正前の額67億3,731万1,000円に2億406万円を増額し、69億4,137万1,000円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。

次に、第2表町債の補正についてご説明いたします。

1、過疎対策事業債、限度額3億9,080万円を3億3,400万円と改めるものであります。辺地対策事業債、限度額4,090万円を4,010万円と改めるものであります。公営住宅施設整備事業債、限度額1,150万円を1,500万円と改めるものであります。緊急防災減災事業債、限度額ゼロ円を3,400万円と改めるものであります。緊急自然災害防止対策事業債、限度額ゼロ円を5,270万円と改めるものであります。補正前の限度額合計6億2,894万6,000円を、補正後の限度額合計6億6,154万6,000円と改めるものであります。なお、いずれの事業債においても、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について、補足説明いたしました。 ご審議賜り、承認くださいますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第45号について、質疑を行います。

〇5番(清 平二君)

ページ8ページ、繰入金、特別会計繰入金193万3,000円の三角があります。これが、ページ11ページ、後期高齢者医療費繰出金が139万7,000円と、この繰入金の三角とか、繰出金とがありますけども、この辺の説明をお願いします。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

ただいまの清議員の質問に対してご説明いたします。

8ページ、18款繰入金1項1目後期高齢者保健医療特別会計繰入金でございますけれども、こちらは4月1日から、今年度から新たに一体的事業として事業を行う予定でありましたけれども、その中で企画調整監を立ち上げなければいけないというふうな事業の交付要件がありまして、当初こちらで予定をしておりました企画調整監が病気療養のために、事業の開始が遅れたことが理由となっております。

11ページの3款民生費1項4目後期高齢者医療費の歳出については、こちらのほうは後期高齢者 医療事務費の繰出金で、また企画調整監とは別に会計年度職員を雇用しております。その方に対す る賃金等の繰出金となってございます。

〇5番(清 平二君)

ページ8ページ、諸収入の款20項3の雑入、消防費の雑入がありますけど、コミュニティ助成費とありますけども、これはどこからの助成費なのか。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

これは、用途が違いまして、一般コミュニティ助成金250万円と同様、宝くじの助成事業であります。

〇5番(清 平二君)

ということは、歳出の10ページのコミュニティ助成事業に来るわけですかね。これはどこに。

〇総務課長(久保 等君)

これと違います。

〇5番(清 平二君)

これと違います。

〇総務課長(久保 等君)

消防のほうじゃないですか。17ページです。この歳出につきましては17ページ、コミュニティ助成地域防災育成事業補助金180万円であります。これにつきましては、自主防災組織のふるさと集落

の防災用具を整備する費用となっております。

〇5番(清 平二君)

ページ10ページ、18負担金及び交付金の企画費ですか、コミュニティ助成事業補助金とありますけれども、これはどこのコミュニティなのか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、馬根中山地区のほうに助成する金額になっております。

〇5番(清 平二君)

馬根中山地区に250万とありますけども、どういう補助金でしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、馬根中山集落に椅子、机、空調設備等を整備するために助成する助成事業となっております。

〇5番(清 平二君)

その下に、地方創生推進事業200万、集落多世代交流拠点づくり事業とありますけども、これはどこでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、阿三地区と検福地区になっております。

〇5番(清 平二君)

阿三と検福ですけども、これはどういう補助事業でしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、昨年度その上のほう調整委託料というのがありますけど、昨年、阿三地区と検福地区に 調査が入りまして、その中で調査したことに対して、今年は実施のほうをしていただくということ で、阿三地区の計画したものに対してと、あと検福地区で調査した結果に基づく実施用の費用とな っております。

〇5番(清 平二君)

ちょっと、具体的にどういうあれなのか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

阿三地区においては幼稚園、旧幼稚園、あそこを活用した集落の事業で、そちらでわくわくじゃないですけど、預かりとかそういったことを実施するということなので、そういった事業のほうで使ってもらうということです。検福地区にしまして、検福の公民館を活用して、いろんな事業をしていくということで、そちらのほうに助成することになっております。

〇5番(清 平二君)

どういう、具体的にどういうものか。検福地区で。

〇未来創生課長(松田博樹君)

集落で。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇未来創生課長(松田博樹君)

清議員の質問にお答えします。

昨年、検福地区、阿三地区で調査をし、各種両集落においてまちづくり計画というのを策定しております。そのまちづくり計画に沿って、集落に事業計画等を出してもらい、補助金申請をしてもらいます。その申請に対して上限100万円で補助をするという形です。これは、あくまでも集落の自主性をもってどういった計画で来るというのでして、こちらで何を買いなさいとか、そういった費用ではありません。

〇5番(清 平二君)

これは、これ年度で終了ですか。来年からもそういう計画が各集落がありますか。

〇議長 (明石秀雄君)

清議員、話題を変えて。

〇5番(清 平二君)

これは、計画的に来年からもどこか他の集落もあるのかどうか。今年だけで終わるのかどうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

来年以降も続けれたら続けたいとは思いますが、である場合は来年度はまた調査のほうに入って いくと思います。

〇5番(清 平二君)

どこの集落とは分からない。

次に、その下の長寿と子宝の町でサテライトオフィス事業ということで、これは全額コロナのほうでやっているんですけども、これ工事請負費と、これはどこで工事をするのか、集落とか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

この場所につきましては、旧農業高校の空き教室を利用しようと考えております。

〇5番(清 平二君)

旧農高の空き教室。そこで大体どういう、インターネットとこれはあるんですけども、具体的に何か工事とかそういうのが、どういう方法でやるのかは分からない。

〇未来創生課長(松田博樹君)

教室を仕切ったり、トイレの改修と、あとクーラー設備等を取り付けたりします。

〇5番(清 平二君)

次に、その集落活性化推進事業3,500万組んでありますけども、これはどこの集落なのか、教えていただきたいと思います。

〇未来創生課長(松田博樹君)

これは、阿権集落の前里屋敷のほうの改修になります。

〇5番(清 平二君)

12ページ、民生費の地域包括支援センターと、その他から一般財源に組み替えられていますが、 その組み替えの理由を教えていただきたい。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

ただいまの質問にお答えいたします。

その他で193万3,000円計上していたんですけれども、これも先ほど説明しております事業の開始、 後期高齢者医療の特別会計からの支出を予定していたんですけれども、一般財源からの支出という ことで、財源の組み替えを行っております。

〇5番(清 平二君)

ということは、ページ8ページに193万3,000円という繰入金と一緒にあるんですけども、これですか。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

はい。そのとおりでございます。

〇5番(清 平二君)

そのとおり。

〇議長 (明石秀雄君)

そのとおり。

〇5番(清 平二君)

ちょっと、この繰入金のページ8ページにありますけども、これは後期高齢者医療特別会費ということしてあるんだけども、これは地域包括支援センターの、この8ページのこれと繰入金と、これは繰出金の後期高齢者医療の予算が出てくるんですけども、この中にも193万3,000円というのを、こっち193万3,000円というのがあって、ちょっとその辺のところが、後期高齢者までまだいってないんだけども、後期高齢者のページ7ページですか。

後期高齢者医療特別会計のページ 7 ページに、27の繰出金193万3,000円、一般会計への繰り出し、 三角とあります。それにもあるし、今言ったこっちにも193万3,000円がある。 1、2、3、3 つあ るわけなんですよ。この辺のところ、また後で教えてください。

じゃあ、今、分かれば。

〇議長 (明石秀雄君)

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

すみません、一体的事業で減額になっているところなんですけれども、金額に関しては包括ケアシステムの199万円、これに関してちょっと細かいことはあれなんですけれども、一体的事業で4月実施が8月スタートになりまして、この間4月から7月までの人件費、歯科衛生士賃金、会計年度任用職員の看護師賃金、その辺の減額が出てきまして。これに伴う一体的事業のほうが、後期高齢の保険事業なんですけど、これを実施するに当たって、包括の看護師、保健センターの保健師等、3課が絡んでおりまして、これに伴う予算の減額ですけれども。この包括支援センターに関しましては、また後ほど精査してご説明をさせていただきたいと思います。

〇5番(清 平二君)

その下にある衛生費、保健衛生費の予防費の中の87万9,000円、弁護士裁判委託料とありますけど、 これは何の弁護士委託料でしょうか。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

12番委託料、弁護士裁判委託料87万9,000円の説明ですが、令和元年6月27日付けのA業者からB業者への一般廃棄物の収集及び運搬業の許可取り消し請求事件の委任契約料弁護士費用となっております。

それと、平成31年3月20日付けの許可取り消し請求事件の委任契約料を当初予算で消費税抜きの 金額で計上していたため、今回の補正予算で消費税分6万5,000円を計上しております。

次に、平成28年3月16日付けの国家賠償請求事件の委任契約料を当初予算で消費税抜きの金額で 計上していたため、今回の補正予算で消費税分9万9,000円を計上いたしております。

〇5番(清 平二君)

以上です。

あまりA業者とB業者とやって、役場が負担するのがちょっと私には理解しにくいんだけれども。 その下のほうに、予防費の1,034万8,000円というのが、これは備品公用車と衛生費組んで、一般財源を三角で落とし、コロナでこれ持ってきたんですか、1,034万8,000円というのは。12ページです。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

予防費の中の三角になっているのは、先ほどの単独で補正予算で計上した分が今回の地方創生臨 時交付金で財源になったということで、歳入の組み替えであります。

〇5番(清 平二君)

13ページの衛生費の清掃費の委託料12万1,000円、ごみ収集委託料とありますけど、これはどこのごみでしょうか。

〇きゅらまち観光課長(久保修次君)

13ページ、12委託料、ごみ収集委託料の12万1,000円につきましては、当初予算で粗大ごみの収集 委託料、年2回8月、12月の収集の予定ですが、当初予算のほうで1回分のみ計上しており、今回 の補正予算で12万1,000円を計上するものであります。

〇5番(清 平二君)

当初予算で粗大ごみの収集が1回しか組んでいなくて、今回2回粗大ごみということで組んであるということで、よろしいですね。

その下に畜産振興がありますけれども、130万。損失補償というのがありますけど。損失補償費ですか、130万。

〇経済課長 (仲島正敏君)

130万の損失補償費について説明をさせていただきます。

こちら、去る5月の実施をいたしました登録検査におきまして乳頭欠損ということで登録ができないという事案がありました。それに伴いまして、JAと生産農家、役場で協議をした結果、この牛を昨年7月に競りに出した場合の値段、またそれからこの約1年間の飼育料、この牛がお腹の中に赤ちゃんがいるということで、それを入れた金額を農協と役場で損失補填とすることで計上させていただいている金額でございます。

〇5番(清 平二君)

ちょっと登録検査で事故かなにか。じゃなくて。

〇総務課長(久保 等君)

競り市に出す前に注射を打ちに行くんですが、そのときにその競りに自家保留する予定の牛が、 乳頭が普通は4つあるべきものが3つしかなかったと。それを予防注射時にそれを見つけることが できなかったと。そこでミスが起きているわけなんですが、それに対しまして種を注入して今妊娠 中であるんですが、それを登録検査に出しても黒毛和牛という登録ができないということが判明し まして。それを、例えばそのときに見つけていれば普通に売っていられたものを、ずっと持ってい た支出とそのときに競り市にかけて売るということができたもののあれなんですが。次の競り市で その牛をまた競りにかけて、その値段が、例えば70万とか50万とかそういうふうになった場合に、 残りの80万、それを農協と町でその担当者がお互いに行っているわけですので、半分ずつ損失を補 填するという形で130万円計上しています。これ、全て130万になるか若干減るっていうことは次の 競りで決まってきますので、最高額を計上しているというところでございます。

〇5番(清 平二君)

何か役場と農協が補償しなければならないわけですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

総務課長からありましたように、農協と役場が一緒に注射等を行っているわけでございますので、 そのときに本来ならば見つかるべきであったが、見つからなかったということで保留するというこ とで登録検査を受けるということになりましたので、農協と役場でその分を補償しようということ でございます。

〇5番(清 平二君)

例年こういうのがあるんですかね。役場と農協がこれやるというのは。何かそういう。

〇経済課長 (仲島正敏君)

私が聞いている範囲では初めての事例だということでございます。

〇5番(清 平二君)

次、14ページ、農地借り上げ代60万、修繕費として草刈り委託料というのの組み替えになっていますけれども、これはどこの草刈りにやるのかどうか。14ページ。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

清議員のご質問にお答えをいたします。

これは当初、今年から賃金科目がなくなったものですから、全額修繕費として計上してあったわけでございますが、修繕費では草刈り作業等の発注ができないということで、草刈り、伊仙町中草を刈るところがございますので、一部組み替えをして、草刈り委託料を計上して、今行っているのは1番上の横線今現在刈って、順次五ラン線とかの草刈りを行っていこうということで、そういう形で組み替えをさせていただきました。

〇5番(清 平二君)

1人幾らで何日分ぐらい。

〇耕地課長 (穂 浩一君)

1人幾らとか、何日分とか特に細かい計算していないんですけど、当面のこの夏の間で1回目の草刈り委託料として60万を組んでございますが、1人当たりは8,000円足すビーバー代ということになります。その予算がまた全額なくなった場合は、また再度計上させていただきたいと考えております。

〇5番(清 平二君)

15ページ、8 款 8 項 1 の用地交渉委託料100万となっていますけど、これは誰に用地交渉をして委託するのか。分かればその用地交渉場所も教えていただきたいと思います。

〇建設課長(福島隆也君)

この用地交渉費は今、社会資本整備交付金事業で行っている阿権・馬根線と第二西下線の2か所を予定しております。この用地交渉人は地元に精通した地元の用地を推進してくれる方の委託料として計上しております。

〇5番(清 平二君)

委託料、100万もかかるんですか。どういう計算でやっているのか分からないけれども。

〇総務課長(久保 等君)

ただいま、建設課長のほうから伊仙・馬根線と第二西下線というふうに紹介があったんですが、 今両路線で難航しているところとあるので、これ1人分でこうというわけじゃなくて2地区でそこ の用地交渉できる方に、賃金というものがないので、委託ですので、100万全部使うというわけじゃ なくて、用地の交渉が困難しているところでありますので、このような計上になっております。そ れが、件数が増えると委託料この100万ということになると思いますが、その難航している交渉が少 なければこれより若干落ちてくるという試算であります。

〇5番(清 平二君)

16ページ、土木費の2目3の、その前か、その上に備品購入とありますが、これ何を購入するのか。17備品購入費。

〇建設課長(福島隆也君)

この備品購入費に関しましては、今、倒木等が年々増えてきていますので、その倒木を処理する 破砕機、木を細かく粉砕する機械の購入を予定しております。

〇5番(清 平二君)

同じ16ページ、款8項4の住宅費の用地購入費とついでに耕作物補償費とありますけれども、480万の説明をお願いします。

〇建設課長(福島隆也君)

この用地購入費は伊仙中学校横の大久保団地、今取り壊している団地の中に民有地が200m²ぐらいありますので、その購入費に充てる予定です。この耕作物補償費はそこの入口が大変狭いということで、そこの地権者の入口のちょっと圃場して、道を広げて住宅に入る道路を補償するものであります。

〇5番(清 平二君)

17ページ、9 款消防の防災まちづくりの中で、設計委託料と工事8,150万ありますけど、これはどこでどういうあれをするのか。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

これは奄振を活用した災害時の水の確保の事業でありまして、義名山地区に防災タンクの200 t型。 それと、ほーらい館に40 t型のタンクを計画しているものであります。それの設計委託料として200 万を計上しているところであります。

〇5番(清 平二君)

17ページの教育費、小学校の教育ありますけど、準要保護児童生徒給食補助金というのがあります。18ページにも準要保護補助金というのがあります。さらに、20ページのほうでは、三角で落ち

ています。何かこの辺、この関係を教えていただきたいと思います。

〇教委総務課長(上木正人君)

清議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

こちらのほうは3月の議会のほうで給食費の生徒さんそれぞれの徴収の額が違うというふうなことで、そちらのほうを是正したものでございます。小学校、中学校にそれぞれ準要保護のお子さんがいらっしゃるところをそちらのほうの調整でございます。

〇5番(清 平二君)

20ページの、じゃあこの給食センターの準要保護310万5,000円落として、小学校のほうに同じ準要保護で組み替えということですか。

〇学給センター所長(水本 斉君)

これまでは準要保護の補助金のほうは直接給食センターが納入していただいておりましたが、今後は給食センターといたしましては、生徒児童、準要保護関わらず、一律同額を徴収していただき、各学期末に支給される就学援助費の中で保護者の皆さんに補償するということで、教育委員会と話をいたしまして今回の予算を計上いたしました。

○5番(清 平二君)

18ページ、款10の社会教育費の中に備品購入が127万入っています。ちょっと説明していただきたいと思います。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

こちらは空手道の競技用マットの購入になります。

〇5番(清 平二君)

図書館運営費の中で、これもコロナ対策の中ですかね。900万。図書購入が100万、備品購入が移動図書館車両ということで800万、900万組んでありますけど、これの目的と、それから時代に沿ったといえば語弊になるか分かりませんけど、コロナ対策でこういう具合にしなきゃいけないのか。お願いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

こちらは移動図書館車両による屋外での貸し出しや返却を可能にすることで、学校や地域に読書 推進をしていけるものだと思っております。

〇5番(清 平二君)

どのぐらい効果があるのかちょっと分からないんですけれども、これは今後やはり賃金も出てくるだろうし、燃料費も出てくるだろうし、この中でまた検査とか故障とかそういうのが出てくるんですけれども、それの効果はどのくらいか分からないんですけども、どうかなと私は思います。そういうところは一応検討してやって計上したと思います。

その次に、歴史民俗資料館の中に500万という、これもコロナですかね、組んであるんですけど、 どういうのを。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

こちらは今、伊仙町では国指定の史跡や天然記念物、3か所あります。また、その他にもいろい ろ今まで調査してきたもの等を映像化して、あと景勝地や観光資源も映像化してネットで誰でも見 れるようなシステム構築するものであります。

○5番(清 平二君)

次に、給食センターのほう、20ページ。ここにパート会計年度任用職員ということでありますけれども、当初予算、6月始まったばっかりでまたここに出てきているわけであります。これと、それから、ひょっとしたらコロナ関係で給食センター関係の方々が休んでいて、いてそうなのか。その下のほうもついでに、委託料200万ありますけれども、これ何の設計委託料なのか。お願いします。

〇学給センター所長(水本 斉君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

パートタイム会計年度任用職員のパン加工職員の報酬ですが、本年4月の異動でパン工場に入っていた方が異動になりまして、そしてその1名会計年度任用職員を採用しなければならないということで今回この報酬を計上させていただきました。あとその委託料でございますが、200万、これは今現在調理室、 $300\,\mathrm{m}^2$ くらいございますが、そこはクーラーがついておりません。夏場になると窯とかガスを使いますので、すごく高温になります。衛生面のほうから窓も開けられない状態で中の職員はかなり汗をかいたり、かなり体力的に消耗しますので、そのクーラー設置の設計委託料でございます。

〇5番(清 平二君)

ずっとこう質問をしてきましたけれども、コロナ関係で交付金が出ています。そして、備品購入費ですか、移動図書とか。こういうのが出てきていますけれども、これは補助金申請というか事業計画を出して、全部認められたのかどうか。県のほうで認められてこれが出ているのかお尋ねします。

〇未来創生課長(松田博樹君)

現在申請中であります。申請中。

〇5番(清 平二君)

これは申請中ということであれば、これが100%認められるかどうか、分からないということですか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

分からないと言われたら100%出ますとは言えないんですけど、この申請に関しましては、町として自信を持って申請しているところでありますので必ず通ってくるものだろうと思っております。

〇5番(清 平二君)

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金制度要項というのがありますけれども、やはり他の市町村では町民の感染拡大防止の影響を受けて、地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的としていますけども。この目的にこれが全部沿っているのかどうか。もし、今、地方創生のこれでコロナ対策でやっているんだけれども、これの事業計画は確か5月の29日が一次締め切りだったと思うんですけど、これの二次締め切りがあってそれまでに計画変更というのができるということですけれども、その辺のところ計画変更なんかするあれがあるのかどうか。もう二次以降は、変更はきかないということを総務省は言っているんですけど、この辺のところをしっかり精査してやっているのかどうか。

そして、100%通るかどうかということでありますけど、やはり私は住民に寄り添った、住民に分かるようなこの交付金であってもらいたいと思うんですけれども。やはり新聞を見たら、他の市町村は、一般質問で私がしましたように、天城町はやはり商品券をしたり、事業者にあげたり、それからプレミアム券ですか、こういうことをして住民の経済や住民生活の支援をしてきているんですけれども、本当にこれが通るのかどうか。何%くらい、それも分からないのかな。ちょっとその辺のところを詳しく。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

この新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金なんですが、新しい生活様式に変わっていかなければコロナとうまく共存できていけないという中で、伊仙町でこういう対策をすれば図書館等、3 密にならないように自宅で学習を進めるときに移動図書館、そういうものが巡回してきたほうが学習面にもいい。それから、観光目的とした社会教育課の歴史民俗資料館なんですが、今、観光客が来ない中で伊仙町の魅力を発信するためにこれがないと、あと、伊仙町の情報発信とか観光面における情報発信、そのところが継続してできなければこのコロナ禍が終わった後、また観光客も来てもらえないと。そういうものに関して、施策をとっているわけでありまして。他の町がどうしているっていうこと等もあるかもしれないんですけど、伊仙町としての施策。予算、その辺も鑑みてこのような計画を検証しているところであります。今のところ、一次に挙げて、これがどれぐらいっていう、100%の答弁はできないんですが、今この中の文言の修正がよければ通るんじゃないかっていうことの話も来ていますので、これが全て当てはまらないっていうことはないと考えております。

〇5番(清 平二君)

もろもろここに出してありますけども、この中じゃなくて、この要綱の中に、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業補助金とありますけど、やはりこういうのを活用して各小中学校のほうにしたほうがいいのかなというふうに思いますけれども。やはりこの移動図書、それから歴史民俗資料館ですか。やはりこういう子供たちの教育のためにこれどうにかできないのかなと思うんですけれども。二次の申請までには受け付けられるということですけれども、その辺も変更する可能性

というか、あるのかないのか。

〇総務課長(久保 等君)

学校施設関係にしては、今まで補助率のよい事業等を取り入れて、他の他市町村と比べても伊仙町としては環境を充実させているところだと私は考えております。今回の申請を二次で変えるという方向性じゃなくて、二次補正、次の補正が出た場合にいろいろこれからの二波、三波、その辺を考慮した形で新しい事業を申請していくと。そういうふうな形を考えております。

〇5番(清 平二君)

もう質問は終わりますけれども、やはり伊仙町はどうしても子供たちの学力が低いと言われていますので、こういう予算を使って、まだまだ整備してほしいというのがあると思うんですけど、各課打ち合わせてこの交付金関係はしっかりと100%もらえる予算だと思いますので、これが国のほうで認められないということがないように、細心の注意を払っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇2番(牧本和英君)

令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について、質疑いたします。

13ページ、農林水産業費の款6目5の特殊病害虫防除対策費の節の17備品購入、この25万は何に使われるのかお尋ねいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

ただいまの質問にお答えをいたします。

特殊病害虫、こちらCG調査のための調査をした際に採取いたしましたサンプルを保管するための業務用の冷蔵庫の購入費用でございます。

〇2番(牧本和英君)

ありがとうございます。

この病害虫の問題で昨年、ちょっとこの予算から外れるんですけど、飼料作物のトウモロコシに ツマジロクサヨトウという外来種の虫が発生したんですけど。去年は結構、役場職員一生懸命になって暑い中、畑を回って調査したんですけど、今年はその調査してその防除策とかは考えておられるのかをお伺いいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

議員が今ありましたように、ツマジロクサヨトウ、昨年特に飼料用トウモロコシにおいて被害が 出ております。幸いまだ徳之島においてはサトウキビには出ていないんですけど。ということで、 定点的に毎月1回は関係機関でツマジロクサヨトウの調査はいたしております。ただし、この年ち ょっとまた飼料用のトウモロコシに発生しているというふうには連絡を聞いております。

〇2番(牧本和英君)

これどんな虫かなと思いながら結構調べて、自分なんかも努力して防除しているんですが、本当1匹から2,000億。繁殖力がものすごく強い虫だそうです。ですので、トウモロコシですので、1mぐらいのトウモロコシであれば自分で防除できるけど、1m20、30となれば防除がとにかく難しいので、やっぱりこういうのを今のうちにドローン等とかで薬剤散布等をしていかないと、もう手に負えなくなてからではもう遅いのではないかと、サトウキビの中に入った場合。もうとにかくこれは早急に予算化して防除をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちらもまた県の担当課のほうにも話をつなぎたいと思います。

〇2番(牧本和英君)

同ページの目6の糖業振興費、一般質問等であった負担金及び交付金2,500万の中で一般質問の中でハーベスターは出すけど、手刈りは検討中という答えだったと思うんですが、是非手刈りの方にも配布していただきたい。本当個人製糖業者さんも伊仙町にはありますので、とにかくそういうのをしていただきたいなと思います。これはもう要望でいいですが。

14ページの款6農業水産業費、目の3漁業管理費の需用費が200万組まれているが、これはどこのあれなのかお伺いいたします。

〇建設課長(福島隆也君)

これは前泊漁協の船揚げ場の修繕費になります。

〇2番(牧本和英君)

またちょっと話しはそれるんですが、昨日も同僚から、先輩議員から畜産というか子牛の値段が下がっているということを出されて自分は本当嬉しく思うところだったんですが、平均で今回は8万円上がったとか、前々回は18万から20万下がった。あれは1頭当たりの平均ですので、やはりもうそれは月に約600頭ぐらい出荷されるわけで、20万の600頭となれば億余る外貨がやっぱり島にはおりない。やっぱりそういうこともありますので、担当課はセリ市場行って、やっぱり農家の指導等。そして、また、町長から三役にしては前言っていたトップセールみたいな購買者へのとにかく誘致をしていただきたいと思います。これは要望ですので、すみません、よろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇4番(佐田 元君)

令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について質問いたします。

まず、予算のほうですけど、7ページの歳入のほう。この中の款14項2目1の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これを先ほどから清議員やらが、また昨日からの一般質問等でやっておりますが、今、いろいろ事業内容とかいろいろお聞きして、本当に計画的にすばらしい計

画ではあるんじゃないかなという思いもします。しかし、やっぱり町民あっての伊仙町ではないのかという思いがします。この計画の中に若干サトウキビの問題とか生産農家のほうにあることはありますけど、しかし、住民サービス、これを第一に考えて、こういう地方創生臨時、コロナに対しての臨時交付金ですので、やっぱりこの事業を今話しを聞いてみますと、何かコロナと関係ないような事業が申請されているような気がいたします。先ほど清議員のほうからもあったとおり、他の市町村、お隣の天城町さんやら和泊、こういうような商品券とかこういうあれをやっぱり考えて、先ほどもありましたが、できるところを修正等などをして。また再申請とかそういうことは考えていないでしょうか。お伺いします。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

先ほど清議員のほうにもお答えしたように、今、このこういった事業がきた場合にコロナに関する事業費、どういったものがいいかということで前もって計画も立てているわけなんですが、その中で今現在この計画を出した中でこの計画を変えて、またこの中から外してまた新たな事業を入れるということは考えていません。ですから、次の二次補正からして、今回のこのような、地方創生の臨時交付金が出た場合には、その感染の状況を見ながら、また町民の声も聞きながらこのコロナニ次補正に関する施策も打っていかないというふうに考えていますので、この計画を変えるんじゃなくて次の臨時交付金が出た場合にいろいろな状況を鑑みて計画を立てるという方向性を考えております。

〇4番(佐田 元君)

今の話ではこの予算では修正はしないと。二次補正が出たときに考えるということですが、その 二次補正のときにもし、どれぐらいの交付金があるか分かりませんが、そのときには今言われた住 民サービス、そういうのを取り入れる考えはありますか。

〇総務課長(久保 等君)

町民へのサービスはもちろんのことですので、そういった要望にも応えていく考えはあります。

〇4番(佐田 元君)

続いて、10ページの長寿と子宝のまちのこの工事請負費。先ほどいろいろ話を伺っていますと、情報を発信していくという話ですが、私が思うのはこの情報を発信するのは確かにすばらしいと思います。しかし、やっぱり今現在はコロナで人の動きがない。しかし、これが収束された時点でやっぱりこれから先、世界遺産登録とかそういうあれでやっぱりこの我が町に訪れてくる人がたくさん出てくると思います。しかし、これを事前に自然の遺跡やらすばらしい景観やら前もって周知するのも結構かとは思いますが、私はこれちょっと逆の発想で、やっぱりこういうあれをみんなが行ってみたい、来てみたい、見てみたいというそういうあれを作らないと、前もってばんばん伊仙町を宣伝したらこれが逆効果になるんじゃないかなという思いがいたしますが、そういうところはどうでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

サテライトオフィス事業なんですけど、この中にテレワークという部分も入っておりまして、都会の自分の孫等が都会で運動会します。そのときに携帯電話で撮影して、それを直接サテライトオフィス、そのテレワークセンターができればそれを観戦できるようなシステムを持っていく予定なので、ただ発信だけではなく、向こうの情報も取り入れた方法でこの計画を立てていますので、よろしくお願いいたします。

〇4番(佐田 元君)

今のお話しでは、向こうの情報を取り入れる、孫の運動会とかそういうのを取り入れるということですが、その取り入れた画像はどうするわけですか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

そのオフィスのほうにテレビも設置して、そのテレビで見れるということです。その時点で撮影をしたらそことネットを回線して、そこで見れますよという形です。

〇4番(佐田 元君)

今の話を聞いてみますと、それをわざわざそこに行かないと見れないということですよね、その場所に。それちょっと。今、私なんかもよく孫と携帯やらパソコンでテレビ電話したりするんですけど、そこまで行って孫の運動会見るとか、それはちょっとどうかなという思いがしますが。それはそれでそういう計画であれば結構でしょう。

それでは、続いて(発言する者あり)

〇総務課長(久保 等君)

このサテライトオフィス事業においては、働き方改革、今3密になるので会社に出勤しないで、 自宅でテレワーク等、そういうものも都会ではやっております。しかしながら、今回幸いなことに 徳之島でコロナウイルスの感染者が発生しなかった。こういう島に行って、テレワークで仕事がで きればなっていう声も多くなる可能性が強いので、ここで受け入れを準備しておく。環境がよくて、 伊仙のよさをアピールできる、こういう中で自然の中で仕事をしてみませんかっていう宣伝もこう いう施設があればできるわけですので、それもこのコロナウイルスの対策に乗じてこの徳之島でテ レワーク、仕事ができますということを周知とそういう施設を宣伝していくっていうことを目指し ております。

〇4番(佐田 元君)

分かりました。

それでは、14ページの款 6 項 4、この水産振興費節18の個人向けコロナ対策協力給付金 3 万1,000 円計上されておりますが、これの説明をお願いしたいと思います。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちらは町の単独になるんですが、徳之島漁港から要請を受けまして、この外出自粛期間中に水 揚げをされた、徳之島漁協に競りに出した方に対しまして、3町に補償、こういう給付金を出して もらえないかなという要請がありまして、3町のほうで各々予算を計上させてもらっているところ でございます。

〇議長 (明石秀雄君)

佐田議員、ちょっと待って。長くかかる。今から沢山する。

〇4番(佐田 元君)

いや、あと、これのあと1つは。

漁協されている人に個人割3万1,000円ずつということでよろしいです。

それでは、次の、ごめんなさい、15ページの下の道路維持費の修繕費350万円。そして、登記手数料、これを100万円計上してありますが、これの説明をお願いいたしたいと思います。

〇建設課長(福島隆也君)

佐田議員の質問にお答えします。

修繕費、これは委託料からの組み替えであります。修繕費にした理由は、委託料にしますと委託 契約等が時間を要しますので、軽微な修繕、道路の側溝が壊れたとか、道路補修、迅速に対応する ために修繕費として組み替えしました。

〇4番(佐田 元君)

以上で終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 2時06分 ______

再開 午後 2時21分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

〇7番(牧 徳久君)

令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について質疑をいたします。

ページ数14ページお願いします。

6農林水産業費の中で目鳥獣被害対策事業費、7の報償費は分かりますが、19の負担金、補助及び交付金、鳥獣被害対策補助金推進事業と10万円ありますが、これはどういった形の事業ですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちら今年度徳之島で免許の講習会があるということで、免許のそれを取るための助成でございます。

〇7番(牧 徳久君)

そうしますと、当初予算で6万円含まれているわけですが、それにプラス10万円で、これ1人幾 らぐらいずつですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今のところ1人1万円を助成する予定にしております。

〇7番(牧 徳久君)

猟友会も非常に高齢化で少なくなっているような気がしますが、16名分含まれると16名増えるわけですが、これ講習費用としては全額で幾らぐらいかかる予定なんですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちらのほう、担当のほうから1万円というふうに聞いておるんですけれども、こちらはあくまでも新しく取る人のためにと考えております。

〇7番(牧 徳久君)

恐らく講習含めて3万前後だと思いますが、そのうち1万円補助ということはありがたいことでありますし、鳥獣、猟友会が増えるということは若者が増えてますます活気になると思いますので、 ぜひ推進していただきたいと思います。

それから、その下の同じページの、先ほど牧本議員からもありましたが、6農林水産業費の中で 目3漁港管理費の需用費、修繕費ですが、前泊漁港の船揚場の整備ということで先ほど答弁してい たようですが、我々議員がこの前そこ、前泊視察行きまして、台風被害で壊れた船がいっぱいあっ たんですが、それは撤去済みでしょうか。

〇建設課長(福島隆也君)

一応去年のうちに撤去はしております。

〇7番(牧 徳久君)

そこを、ガードレールとか非常に危険な状態があって、カードレールとか要望したんですが、そこを整備するということですか。

〇建設課長(福島隆也君)

はい、そのとおりであります。

〇7番(牧 徳久君)

そのガードレールとかそこ整備しながら、前建設課長が上のほうに、氷屋の上のほうに造成というか敷地を調査しまして、新しく確保しなければ2階も船が破損しているということで、そこは危ないということで造成したと思うんですが、その件についてどうしますか。

〇建設課長(福島降也君)

その辺につきましては、以前測量した箇所がまだ被災受ける箇所であったため、こないだ漁業組合と話し合った結果、氷屋の前、あれ氷屋というんですかね、氷を作る建屋の前に計画しております。一応測量設計は入れております。

〇7番(牧 徳久君)

そこの工事は、そうしますとこの200万とは別に予算計上されるわけですか。

〇建設課長(福島隆也君)

その辺についてはまだ漁協区域なもんでまた県との打合せ等しながら検討していきたいと思って おります。

〇7番(牧 徳久君)

今年も台風シーズンがもうすぐ来るわけですので、なるべく早急に安全な船揚場の確保をお願い したいと思います。

これで終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇6番(岡林剛也君)

令和2年度補正予算(第2号)について質疑をいたします。

歳出10ページの目14長寿と子宝のまちでサテライトオフィス事業、これ当初予算で610万ぐらいですかね、組んでお試し金を、お試しオフィスをしてもらうというようなたしか説明で600万ぐらいあったんですけども、今回2,200万で工事とあと備品購入とありますけども、先ほど工事請負で農高の空き教室、トイレ改修、エアコン設置とありましたけども、この備品購入の500万は一体何を購入するんでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

そのオフィスに設置するテーブル、また椅子、パーティション、スマートキー、それからネット 環境の通信機器を整備する予定にしております。

〇6番(岡林剛也君)

あそこ教室一つはそんなおっきくないと思うんですけども、幾つの教室を使って工事、この改修を行うのか。それとまた、多分お試しサテライトオフィスはたしか今まで喜念のロッジを使っていたと思うんですけども、そこも使いながらここも使うのか。また、その後テレワークとかもそこでやると言っていましたけども、特に新しいオフィスがここにきて、もうここで開設するということにはならないんでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

一応教室は3教室ぐらいを使ってしようと考えております。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

先ほどもテレワークの話が出たんですが、こちらに移って、企業が移ってそこを利用するという 考えじゃなくて、こういった環境の中で仕事をすることによってまた伊仙町の魅力を発信するとい うことも考えられますので、観光、それから例えば長期滞在とか、その辺の方がこういう場所を使 ってテレワークで仕事をしてもらう、そういう目的もこの中に入っております。

〇6番(岡林剛也君)

はい、分かりました。

次は13ページ、このさとうきび生産継続支援事業給付金なんですけども、これで当初予算と合わせて5,000万ぐらいになって、トン1,000円の助成ができると思うんですけども、何かこないだの質問の答弁では全額現金で農協から振り込むとありましたけども、これはこの給付金の目的は地域経済の復興というかそういう効用みたいなところもありますんで、これを各サトウキビ生産農家、出荷している方々が多分今1,000ちょっとですかね、1,000軒ぐらい、1,000軒以上ちょっとあるみたいなんですけども、一律1万円ぐらいをそのうちの、商品券にして残りを現金にするとか、そうするとサトウキビを生産していない商店街の方々もその恩恵を受けれるわけですので、一粒で二度おいしいという、そういうことにもなるかと思いますんで、そういう方向は考えられないでしょうか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

こちら、先般の一般質問の中でもちょっと話をさせていただいたんですけれども、ちょうど7月から薬剤の購入補助や夏植え用の種苗の受付、またビレットプランター等の夏植え作業の助成というの始まりますけれども、こちらが現金での前払いということでございますので、今回はできればそれは現金でできないかなと思っております。

〇6番(岡林剛也君)

だけど、やっぱり今回の目的が地域経済の高揚みたいな利用目途が一番うたわれていますんで、 そうすると地域経済も一律1万円、1,000軒あったら1,000万円分ぐらいで済む話なんですけども、 どうでしょうか。まだ支払いされていないわけですよね。今からなら何とかまだ対応できると思う んですけども。

〇経済課長 (仲島正敏君)

先ほど議員のほうからも1,000名ほど、農家、個人・法人入れて1,000強の方が出荷されているんですけれども、その出している量も一件一件今違うということもありまして、一律というのはどうなのかなという思いをしているところではございます。

〇6番(岡林剛也君)

何とか考えていただけないかなあと思います。

次は、14ページの農地総務費、公有財産購入費55万7,000円とありますけども、これの説明をお願いします。

〇耕地課長(穂 浩一君)

岡林議員のご質問にお答えをいたします。

この用地の購入費につきましては、東伊仙の排水路の用地購入でございます。今回は暗渠を埋め立てる形になりますので、地上権の設定ということで不動産鑑定士の算出した金額と面積でこの金額を算出しております。

〇6番(岡林剛也君)

地上権の設定ということですね。はい、分かりました。

すいません、ちょっと戻って13ページの先ほどのこの畜産振興費の損失補償費ですけども、登録 検査のときに町と農協が見逃したと。見逃したためにその分を半分ずつ補償しなければいけないと いうことで130万出ていると言いましたけども、それはちゃんとそういう町が補償しなければならな いという、そういう根拠があっての計上ですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

発覚したのが登録検査のときということでございまして、約1年前の競りの注射のときに本来ならば確認ができていれば、もしその場で分かっていれば、自家保留せずに競りに出荷をしていたんですけれども、競り注射のときに確認ができなかったということで農家さんは自家保留にしてそのまま牛を育てまして、また今回おなかの中にもいるということでこのような金額になっております。ですので、その競り注射を行ったのが役場を主体に農協、協力してやったということで、農家からしたらやはりそのときに発見できなかったところに問題があるのではないかなということでございます。

○6番(岡林剛也君)

ということは、特に根拠とかはなくて、あくまでも町と農協は自主的にその農家から言われて出 すということですか。

〇経済課長 (仲島正敏君)

今のところ根拠的なものはないんですけれども、登録検査が5月にあったんですけども、その場に農協の関係、課長以下集まり、私たち役場も集まって再度確認をし、農家の話も聞いた中で、先ほど答弁しましたようにこういう事例今までなかったことでございます。それで今後につきましては、再発防止ということで防災無線等で依頼主が場にいなかったら注射しませんよということをやっているんですけれども、これに関しましては、今後のことも含めましても畜産振興という点もありますので、今回については話合いの中で農協と役場で補償しようということになりました。

〇6番(岡林剛也君)

これからもこういうことがもし出てくるかもしれないので、やっぱりそういう決まりというかそういうのをつくる予定とかそういうのはあるんでしょうか。

〇総務課長(久保 等君)

ただいまの質問にお答えします。

岡林議員のおっしゃるとおり、こういうときはこうするという根拠がなければならないんですが、 その自家保留に当たる前に、予防注射のときに農協と役場の担当者が接種するときにチェックをしなければならないということがあったんですけど、それを見落としたという観点があります。ですから先ほど経済課長も言ったように、畜産振興を目指す町ですので、これから今までできていなかった根拠、それも作成し、さらにこういったミスが起きないように、チェック項目、そういうもの を完全にできるような形でこれから先のこういった事故が起きないためにもそういった対応を取っていきたいと考えております。

〇6番(岡林剛也君)

分かりました。その辺はしっかりやってほしいと思います。

次に、16ページの先ほども質問のあった備品購入費120万円ですか、何かチッパーシュレッダーを買って木を粉砕するとか言っていましたけども、これもし今町民もいろいろ災害とかで木が倒れたりして切って、結局処分する場所も焼く場所もない。あと捨てるのもお金がかかる。そういうときにもし役場とか使っていない場合、こういうものは貸してもらえたりはするんでしょうか。

〇建設課長(福島降也君)

貸出しのほうは状況によってできると思っております。

〇6番(岡林剛也君)

状況によって、じゃあ貸出しする場合もあるということですか。

〇建設課長(福島隆也君)

そうですね、ボランティア活動とかそういう場では使ってもいいんじゃないかなと思っております。

〇6番(岡林剛也君)

ぜひ町民もそういう困っている方結構いるみたいなので、臨機応変に貸し出してほしいと思います。

次その下の、先ほどもあった用地購入費400万円、大久保団地内の民有地を購入とありましたけれども、これは何 \mathbf{m}^2 で単価は幾らぐらいなんでしょうか。

〇建設課長(福島隆也君)

まだ交渉の段階なので、あまりこれをまた公表しますと地権者との交渉にトラブルが出ると思いますので、今回は控えさせてもらいます。

〇6番(岡林剛也君)

これ、あそこは何かもう面積が広くて住宅が建てれないということでたしか東伊仙に造ったという経緯もあるんですけども、じゃあ逆にこの土地を民間に売るとか、そういうことは考えられないのか。また購入した場合、そこはどうするつもりなのか。

〇建設課長(福島降也君)

公営住宅法で造る場合は制限とか結構かかりますので、民間を使ったPPP・PFIとそういう 事業ではできると思っております。その際、崖の分、そこにはL型擁壁でも造れば安全じゃないか なと思っております。

〇6番(岡林剛也君)

分かりました。

次は、18ページ、社会教育費の移動図書館ですけども、100万円で図書購入とあるんですが、どう

いう対象年齢の本を買うのか。また何冊ほど購入を予定しているのか、お伺いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

図書購入費ですが、書籍としましてこの移動車両に積めるのが約450冊を予定しております。(「何歳から何歳ぐらいまで」と呼ぶ者あり)子供から大人までジャンルの幅広い本を準備する予定であります。

〇6番(岡林剛也君)

ジャンルの幅広い450冊ですね。これ買った場合、一応コロナ対策で買うというふうになっていますけども、買ったら、別にコロナ発生していないんですが、宣言が出されていない普通のもう、ちょっと落ち着いてから平時でも運用するのか。例えば土日とか、土日だけとか。平日回っても多分誰も借りにも来ないと思うんですけども、またそういうときに職員がこれを運転するのかとか、そういう計画とかはちゃんとできていますか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

今のところ計画しているところでございます。それで、今遠いところの学校とか集落からの利用が少ないため、そういった集落、学校に出向いて巡回することで読書活動が推進されると思っています。

〇6番(岡林剛也君)

買って回った最初は、みんな物珍しがって多分来ると思うんですけども、だんだんみんなもう近 寄らなくなって無用の長物にならないように、ちゃんと運営するようお願いいたします。

以上です。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇14番(美島盛秀君)

令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)について質疑をいたします。

1点だけお願いします。

皆さんから質疑等もありましたけれども、13ページ、糖業振興費のさとうきび生産継続支援事業交付金の2,500万ですけれども、実はこの件に関して、今私はハーベスター事業をやっているもんですからお尋ねをしたいと思いますけれども、この事業については今年度が大体5万tということで当初予算で2,500万、今回2,500万補正がなされましたけれども、これは今年度だけなのか。来年度もずっと継続をしてやるのかが1点。

それから、今ハーベスター事業をするにおいて、大体5,500円で統一でほとんど事業を進めている と思われます。そういう中で、この5,500円がトン当たりハーベスターの事業をしている人に入るか というとそうじゃないです。これからトラッシュ率というのがあります。このトラッシュ率を引き ますと、大体天気の悪い日とか、あるいは圃場の悪いところの刈取りした場合は、トラッシュ率が非常に高いです。悪いところになりますと30%というときもあります。そうしますと、5,500円が全部入るということじゃなくて、4千7、8百円入るときもあります。そういうことを会社や糖業振興会あるいは南西糖業あたりでしっかりと調査をして、各農家が取っているお金、あるいはハーベスター事業やっている人のお金等、そういうことを計算すると決してA、B、C、Dとランクがありますけれども、その分でハーベスター事業者に入るということじゃないです。そういうこと等を勘案しまして、今年の1月に3町でハーベスター補助の奄振交付金事業から半額の2,500円を補助していただこうというアンケート調査を実施して、実は私が行って、区長会のときにお願いをしたところなんですけれども、コロナウイルス等があって回収とかあるいはその話合いもまだ進んでいないような状況なんですけれども、天城町ではもうまとまって、回収はできて準備が進んでいると。その回収をした結果等分かっていましたら報告をお願いいたします。もしできていなかったら、今後またそういうアンケート調査などを取って、そして3町が足並みをそろえて、そして今後の奄振予算陳情等に生かせるような方向づけが必要だと思いますので、その辺りの流れについてお尋ねをいたします。

〇経済課長 (仲島正敏君)

次年度以降もこのハーベスター利用料を継続するのかという件につきましては、やはり多額のお 金がかかりますので、今この場でできますとは担当課長として言えませんけれども、やはり努力を してまいりたいと思います。

あと、先ほどのアンケートの件につきましては、また細かい数字はちょっとまた後もって正しい数字を教えさせていただくんですけれども、回収いたしまして1,620名ほどあるのですが、アンケートの請願書の回答をいただいておりまして、今後、今月にさとうきび生産対策本部の総会がございますので、その総会以降にまた改めて伊仙町のほうに生産対策本部のほうが移ってまいりますので、まずは大島支庁のほうにとか要請活動をやれればなあと思っております。

〇14番(美島盛秀君)

来年度以降のトン当たりの1,000円、これについて、町長、今後どう考えているのか、町長の意見 を聞きたいと思います。

そしてまた、今言ったアンケートの件は、コロナ対策等で3町の議員大会もできなくて、あるいは全郡の議員大会もできなくて、そういう全体的な話合いをする機会がなくてなかなか進まなかったわけでありますけれども、今後3町の議会の役員会等あたりでもそういう話をしようという話になっておりますので、これからもこの活動は続けて、1,600ぐらいですかね、じゃなくて伊仙町の町民の半分ぐらい、4,000、5,000人ぐらいの、また徳之島3町では1万人ぐらいの署名は取らないと、陳情する目的が達成できないんじゃないかなと思っておりますので、お互い今後ともこのアンケート調査の、また陳情が目的を達成できるような方向づけをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今後、来年以降のサトウキビのトン当たりの補助金というのができるのかどうか、町長にお尋ね をいたします。

〇町長 (大久保明君)

この前の答弁の中で、サトウキビは奄美群島にとって、特に奄美群島にとって重要な産物である、種子島も、それから沖縄も含めた形での連携を取った交付金要請活動ができるために、まず伊仙町からやるということでの今回の合計トン当たり1,000円の補助ということです。これは1回だけで終わるんだったら、1回の花火を打ち上げるだけでは効果はないわけでありますので、だから今この費用対効果、今アンケートという話もありましたけれども、アンケート調査をしながら、そして農家の方々がこの1回目だけでは効果は不十分だと思いますので、これをもっともっと継続してほしいと。そして今キビに関わる新規就農者がほとんど少ない状況ですので、畜産がメインですけれども、畜産だけじゃなくて、キビをやれば本当にいい生活ができると、これを継続していけるというふうな気持ちを若い農業青年が持つようになると思います。それは今既に、自分はキビだけで頑張っていくという若い青年を数名私は知っております。徳之島町に天城町もそういう方々がいますので、そうした場合に重要なことは規模を大規模、1人で喜界町とか3,000 t、5,000 t 農家を推進しています。しかしそれは、1人の人があまりにも大きい土地を占有しますと人口の増加と逆行しますので、サトウキビを作りながら畜産もしながら、複合農業をして多くの若者が就農できるようなシステムをつくっていくということが最終的な大きな目的ですから、そのために今回このような事業を。

しかもこのタイミングよかったと思います。コロナ禍ということでコロナ後の時代がどうなっていくかということを多くの方々が心配しています。先ほどサテライトの話もありましたけれども、この前も言いましたけれども、東京からもう地方に戻りたいちゅう若者が8割近くいますので、そこで豊かな土地を活用した、この伊仙町で農業をやっていくと。その中心はサトウキビだろうと。そしていろいろ地元の野菜、地産地消も含めながら、多角的な複合農業経営を担っていくということが重要であり、そこにはこの前から話している障害のある方々も、いろんな方々が農業に加わっていくと、そういう今政策を取っておりますので、そういうふうな農福連携という、これは農水省でも厚労省でもそのことをこれからの地方創生の柱に掲げておりますので、そういった農業をしていくという、10年先、20年先のことを考えたときに、このサトウキビの魅力をやってみたいと思うことが最も重要ではないかと考えておりますので、恐らくそういう若者がどんどん増えてこれるように、また補助金以外のことも対応していかなければならないし、この前メリクローンの視察に行ったときも、やはり農業支援センターの重要性を改めて痛感しましたので、そういったことでやっていくための第一歩だと考えております。

〇14番(美島盛秀君)

来年からも事業の重要性を重視していきたいというお考えのようでありますので、期待をしたい と思っております。 サトウキビはこの島の基幹産業ということで、徳之島の農業から外して考えることにはいかないと。今東京辺りから若者が帰ってくるという話もありますけれども、なかなかこのサトウキビというのは長年の経験、そういうことがないとできる作物じゃないと私は思っております。実はサトウキビの反収アップということでずっといろんな補助金等を入れてやっているわけでありますけれども、私が考えるには2町歩ぐらいあれば、しっかりしたちゃんと基本的にやれば2町歩ぐらいあれば、2町歩といいますと200haですよね。(発言する者あり)200 a か。そういうことで、きちっとし……(「2ha」と呼ぶ者あり)、2町歩ね、2町歩は。そういうことできちんとしたことを、圃場管理、徹底管理、そういう計画的な農業をやれば、私は十分やっていける可能性がある。

それでこれからだんだん高齢化が進んで、お年寄りができない、農業ができないところはもうどんどん増えてきます。そういうことで、集積事業などがあるわけなんですけれども、私もハーベスター事業やっているということで、お年寄りがここ1年で2軒引き上げていきまして、1町歩ぐらい、何とかしてくれと。土地改良はしていないんですけど、もう私断りましたけど土地改良していなくて、しかし断るわけにもいかないだろうということでよそのところ2か所受託をしました。そうしますと、もう土地改良もしていないからいろかる金もかかります。そういうようなことを計画的にきちんと行政が農家との連携を取りながら、方向性を示していけば私は2町歩ぐらいでは十分、都会から来て子供を育てるんじゃなくて、もう60、定年退職してきた人が生活するぐらいは十分やっていける、サトウキビ農家ができるんじゃないかなと。あるいはそれの間にジャガイモとか、あるいは畜産とかいろんな複合経営を含めてやれば、私はすばらしい徳之島の農業振興につながるんじゃないかなと思っておりますので、農業委員会あるいは経済課あるいは農協、南西糖業、もう一丸となって取り組んでいける体制づくりをぜひ経済課を中心にやっていただきたいということをお願いをして終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他にございませんか。

〇3番(西 彦二君)

先ほど岡林議員からもありましたが、今回のサトウキビ補助がでましたけど、また町民向けの補助、2次予算が出たら考えてもらえるというというんですけど、いかがですかね。

〇総務課長(久保 等君)

先ほどからの地方創生臨時交付金のことだと思うんですが、今のこの計画を変更するということではなくて、次の2次のこの事業の申請ができるときにいろいろ施策を考えていきたいと思っています。その中でこれからの環境、例えば徳之島に感染者が出た場合ということも考えた上でいろいろな施策を取らざるを得ませんので、その辺のことを考慮して予算化していきたいと考えております。

〇3番(西 彦二君)

ぜひよろしくお願いいたします。終わります。

〇13番(樺山 一君)

令和2年度一般会計補正予算(第2号)について質疑をします。

歳出の10ページ、先ほど岡林議員からも質疑がありました。目14長寿子宝のまちでサテライトオフィス事業について。これはオフィスをつくってどこかに委託するのか、また委託しないで町で運営するのか、伺います。

〇未来創生課長(松田博樹君)

今現在町のほうで運営をする予定にしております。

〇13番(樺山 一君)

職員を配置して、そこに常駐して運営すると理解してよろしいでしょうか。

〇未来創生課長(松田博樹君)

常駐というより、申込みを受けて配置しますので、申込みがあったときにそちらに行くような形になります。

〇13番(樺山 一君)

サテライトオフィスをつくってテレワークの準備をして、利用するのを待つと理解すればよろしいですね。

〇未来創生課長(松田博樹君)

はい。

〇13番(樺山 一君)

続きまして、12ページ、款4衛生費、目4予防費、コロナ対策で1,030万8,000円、一般財源の組替えと需用費の321万5,000円、そして備品購入費150万円が組まれています。この需用費、備品購入費について、詳細な説明をお願いいたします。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

ただいまの樺山議員のご質問にお答えいたします。

1号補正のほうで衛生用品を当初上げていまして、それを今回のコロナ対策事業費で組替えも入っておりますけど、それに追加して今回321万5,000円の衛生用品と公用車購入費として150万を計上しております。

前回の衛生用品に関しましては、特に4月5月、4月当初、5月入って、コロナの感染者が、陽性者が出たらどうしようかということで、対策を講じますのに1次療養所という形で、喜念浜のバンガローでしたりとか義名山の体育館のほうに関する衛生用品、例えば段ボールベッドでしたりとかマスクでしたりとか、ゴーグル、防護服等々衛生用品を購入いたしました。住民マスクに関しましてこちらのほうでも計上させております。

今回に関しましては、それぞれで衛生用品も上げておりますけども、ほーらい館に関します、今回健康増進課としましては計上してございまして、コロナ対策の避難所、療養所としては喜念浜バンガローと義名山でありますけれども、これから台風シーズンも来ます。一般の避難所に関しまし

ても、3密回避でしたりとか感染対策を十分に講じなければならず、それに対します衛生用品としまして、ほーらい館が一時避難所になりますので、そういった感染対策を取りますためのパーティションでしたりとか衛生用品等々を今回計上させてあります。

軽トラックを備品購入に関しましては購入予定でありますけれども、もし万が一コロナ感染者が出ましたりした場合には、公共施設の消毒等は町のほうで実施になります。ですので、その消毒作業でしたりとかそういう衛生用品の運搬でしたりとか、それに関しましてのトラックを購入しまして、通常であればほーらい館のほうの清掃作業とかそういったものにも使わせていただきたいと思っていますけれども、感染が起こりました場合のごみの収集とか、そういったものも町のほうでしなければならなくなりますので、そういった対策を講じるために今回計上させてあります。

〇13番(樺山 一君)

10の需用費に関しては衛生用品ということで、当初予算でもコロナ対策で、避難した場合段ボールベッドを購入するとかそういう話もおっしゃっていましたけども、それをまずはほーらい館、そしてまずそれから喜念のロッジ、そして義名山の体育館、そして地域の生活館ですかね、そういうところに避難していくわけですが、台風とコロナが重なった場合、また台風、台風で避難する可能性が十分あるわけですので、この徳之島は、ぜひ各集落に避難所を設けて、近くに設けて、大体何人ぐらいが来るか想定をして、そこに密にならないような配備等の計画等は考えておりますか。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

ただいまの質問ですけれども、まず一般の方はほーらい館、または今年から東部・西部公民館も避難所になりますので、そちらのほうにいらっしゃった際にまず検温とかの健康状態を確認しまして、そこで感染の可能性がある方はまた別の対応をしないといけないんですけれども、そういったことをこれから構築していかなければいけませんので、来週ですけれども、先週ですか、一回そういった会議を持っていますけれども、これからそういうシーズンに向けまして体制を取れるようにしていきたいと思っています。また保健所とも連携を取っていまして、そういう避難所の間隔をどれぐらい空けるかでしたりとか、そういうお熱がある方に関してどういうふうな……。24号の台風のときのように風がひどい状況の中で病院にも行けないようなときにその施設内で発熱者、症状がある方をどういうふうに隔離するとか、そういった対策を講じるような避難所の運営方法につきましても、早急に保健所とも連携を取りながら研修等をこれから行う予定でおります。

〇13番(樺山 一君)

ぜひ避難所にどれくらいの方が、台風のシーズンで避難してくるのか想定をして、段ボールのベッドと、そして仕切りのパーティション等民間のがありますのでぜひ活用して、避難した方が快適とは言えないかもしれませんが、心苦しく思わないような形を進めていってもらいたいと思います。この備品購入については軽トラックと消毒用の噴霧を購入するということですか。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

噴霧器に関しましては、衛生用品、消耗品のほうに入れさせていただいて、150万は軽トラックの

購入でお願いしたいと思っています。

〇13番(樺山 一君)

そういうごみが出たり、その清掃作業、いろいろほーらい館の清掃作業を使ったりするということですが、これはコロナに関して使うのか、まだ普通にも使うのか、限定して使うのか、常時使うのか。そして、これ使うんだ……、これ私ちょっと勘違いをして環境衛生費の各ごみステーションの清掃には使えないかと思いましたけど、課が違ってこれは予防費ですが、そこ辺りでは使おうと思えば使えるんですかね。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

今、実際ほ一らい館の清掃できゅらまちの車を借りているようなところでして、多分(「そうですか」と呼ぶ者あり)、はい。日頃のそういう清掃活動にも使わせていただきたいというふうに思っております。

〇13番(樺山 一君)

それと、最後にこの予防費に関して、きゅらまち観光課に伺いますけども、ごみステーションの 清掃をさせてくださいと、きれいにさせてくださいと。特に民有地の中にあるところはきれいにさ せてくださいという要望をして、私ごみを収集しとる業者にお願いしてさせたりもしました。ごみ ステーションが汚い、そこをぜひ1週間一遍ぐらいは掃除をしていただきたい。もちろんごみの出 し方が悪いのも分かります。しかしそれを放置すればもう見苦しいですよ。そこを1週間一遍、で きなかったら1か月一遍でも、やはり清掃していただきたい。この衛生に関してはこれで終わりま す。

それと、今さっき美島議員からも質疑があった糖業振興費2,500万円です。そして今予算が通れば出していくわけですよ。これを、そのハーベスター料金として1,000円ずつぐらい出していくわけですが、それを20%ぐらいはどうにか商品券で出せないか。町内で使用できる商品券で。そして商品券を作ろうに金もかかると思いますよ、それは。印刷したり。そうすることによって、キビを作っていない方々の理解も私は得られると思うんですよ。これキビ作っている人はいいですよ。1 t 当たり1,000円もらえるわけだから。しかし、キビを作っていない方々の理解を得るためにも、ぜひ20%ぐらいは町内で使用できる商品券を出していただきたい。要望しときます。できるかどうか、じゃあちょっと聞いてみましょうかね。

〇総務課長(久保 等君)

先ほど岡林議員からの話の中でもあったんですが、トン数が多い方はそうできると考えるんですが、少ない方でも何%か。少ないとということは20 t ぐらい出す人もいるでしょうし、そうなれば4,000円とかそういう値段になるわけなんですが、それもやっぱり地域の経済の活性化を考えると何%かという方法も考えられると思いますので、これから1人ずつのトン数が幾らだったのかということが数字的に出てくると思われるので、その辺のことがまたちょっと不足分に関してはまた総務のほうで考えて、足りない分補正してでもそういった対応ができるように考慮して考えていきた

いと考えております。

○13番(樺山 一君)

ぜひ、サトウキビを作っていない方々の理解も得られるような形、そして町内の商店街が活性化できる形で、ぜひそういう方向性でもっていっていただきたいと思います。

それと、18ページ、款10教育費、目1社会教育総務費、負担金及び交付金、地域女性連合協議会補助金15万円出ています。当初予算で35万円組まれて、今現在いろいろ活動も制限されているときに、まだ何で15万円なのか、お伺いします。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

こちらは、10月3日に開催予定であります鹿児島国体の開会式に地域女性の方がマスゲームで参加するための補助金になります。(「いつ決まった」と呼ぶ者あり)

〇13番(樺山 一君)

鹿児島国体は何かできますか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

県知事のほうが年内の開催はもう難しいと宣言していますけど、スポーツ庁のほうがまだそれを 中止とは断定していない状況であります。

〇13番(樺山 一君)

状況を見て、これ何人ぐらいが参加するんですか。この15万円で。参加する予定ですか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

地域女性連の方10名で参加する予定でございます。

〇13番(樺山 一君)

分かりました。

それと、教育費で先ほど清議員から質疑がありました準要保護の生徒の補助金、当初は給食センターに行って予算化して、そして補正で中学校、小学校に振り分けていますけど、当初から小学校費、中学校費に組むことはできないもんですか。

〇学給センター所長(水本 斉君)

ただいまの質問にお答えいたします。

令和2年度の予算は、本年の2月で確定しておりまして、例年どおり予算を計上いたしました。 そこで3月議会でご質問の中でそういうふうな子供の格差が気になるお子さんがいるということで 今回組替えをいたした次第です。次年度からはもう当初で予算計上していきたいと思っております。

〇13番(樺山 一君)

これで給食センター費で310万5,000円。そして各中学校費、小学校費のほうに組まれて金額がちょこっと下がっているんですが、これはなぜですか。

〇学給センター所長(水本 斉君)

当初では例年の概算を基に、予算不足が生じないように多少多めに組んである次第です。今回組 替えいたしたときに、4月でもう準要保護の人数は決まっていますので、その実績に合わせて今回 組み直しました。

〇13番(樺山 一君)

分かりました。

令和2年度の当初予算組まれて、我々議会も郡の議員大会、いろいろやはり鹿児島の研修会中止になっております。その費用弁償等やはり浮いておると思います。それから、もちろん一番大きいのは町長の出張旅費ですよね。相当、私浮いておると思います。そして交際費もですね。それから、社会教育課の鹿児島の県民大会の地区大会、それも中止になりました。相当の予算が浮いていると思いますので、ぜひ精査して補正予算で組み替えて、有効な予算を使っていただきたいと思います。以上で終わります。

〇議長 (明石秀雄君)

他に質疑ありませんか。

〇1番(杉山 肇君)

予算書の19ページ、一番上の、先ほどから何件か質問が入っているんですけど、この移動図書車 両購入費、この車両というのは移動図書館用の車両になっているんですかね。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

ただいまの質問にお答えします。

車両は購入して、その車両をまた(「改造」と呼ぶ者あり)図書用に本棚をつけたり、設備する 計画であります。

〇1番(杉山 肇君)

これは、移動図書館というのはアメリカとかヨーロッパのほうでブックモバイルという形でかなり前から始まっていることなんですけど、日本の自治体が数か所か取り入れて実際に稼働しているところあるはずなんですが、本の寿命というのが普通冷暗所とかその辺に保管している場合は200年ぐらい、和紙の状態、和紙を使った本とかは200年ぐらい寿命があるといわれているんですけど、過酷な状況になった場合本一冊一冊の寿命というのが限りなく1年を切ってしまうと。そういうところの措置とかは何か考えられているでしょうか。

〇社会教育課長 (伊藤晋吾君)

今のところ考えていなかったんですけど、今後計画していかないといけないと思っております。

〇1番(杉山 肇君)

その450冊の本にも命がやっぱりあると思いますので、ちゃんと延命措置を考えながら、よろしくお願いいたします。

終わります。

他にございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

これで質疑を終わります。

これから、議案第45号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第45号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算(第2号)は、原 案のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度伊仙町国民健康保険……。しばらく休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時38分

〇議長 (明石秀雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、執行部から修正の申出が ありますので、正誤表をもって修正したいと思います。よろしくお願いします。

△ 日程第10 議案第46号 令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長 (明石秀雄君)

日程第10 議案第46号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について議

題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

議案第46号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について補足説明をいたします。

補足説明の前に、一部修正がございました。正誤表を皆様にお配りしていると思います。

歳出の4ページ、財源内訳、国庫支出金「34万7,000円」を「1万7,000円」と改めます。一般財源「33万円」減となるものを「ゼロ円」と改めます。歳出合計、国県支出金「178万2,000円」を「145万2,000円」に改めます。一般財源「33万」円減を「ゼロ」に改めるものです。

続きまして6ページの歳出です。

こちらも財源内訳のほうになるんですけれども、1 款 1 項 1 目国県支出金「34 万7,000円」を「1 万7,000円」に改めます。一般財源「ゼロ円」を「33 万円」に改めます。合計、国県支出金「34 万7,000円」を「1 万7,000円」、一般財源「33 万円」を「ゼロ円」と改めるものです。

訂正してお詫びいたします。申し訳ありませんでした。

引き続き補足説明に参りたいと思います。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を補正前の額11億3,877万1,000円から147万円増額し、歳入歳出予算の 総額を11億4,024万1,000円とするものです。

5ページをお開きください。

歳入につきまして、6款県支出金1項1目保険給付費等交付金について、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の新設に伴い、145万2,000円増額し、補正後の額を9億2,442万9,000円とするものです。

10款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、会計年度任用職員の通勤手当として1万 8,000円を増額し、補正後の額9,621万4,000円とするものです。

続きまして、歳出6ページになります。

1款総務費1項1目一般管理費につきまして、先ほどもありましたが会計年度任用職員の通勤手当に係る費用として3万5,000円を増額し、補正後の額を1,022万7,000円とするものです。

2 款保険給付費 7 項 1 目傷病手当費について、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金として新たに133万4,000円計上するものです。

6款1項3目医療費適正化対策経費、主に健康増進課保健センターでの頸部エコー検査助成等健 診の案内に係る年間フォローに対する通信費、切手代等であります。10万1,000円増額し、補正後の 額1,074万3,000円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議案第46号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから、議案第46号について討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第46号、令和2年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第47号 令和2年度伊仙町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

〇議長 (明石秀雄君)

日程第11 議案第47号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について 議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇地域福祉課長(大山 拳君)

議案第47号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額1億9,970万6,000円に歳入歳出それぞれ171万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,799万円とするものです。

歳入につきまして、5ページをお開きください。

3 款繰入金1項1目事務費繰入金について、補正前の額96万円から139万2,000円増額し、補正後の額を235万2,000円とするものです。同項4目保険事業費繰入金5,000円増額し、補正後の額133万8,000円とするものです。いずれも、今年度より開始する予定であった一体的事業実施の開始遅れに伴うものです。

5款諸収入4項5目予防重視一体的事業収入について、補正前の額974万9,000円から323万8,000

円減額し、651万1,000円とするものです。同項6目訪問指導事業収入について、一体的事業にて訪問指導事業を行う予定で予算を計上しておりませんでしたが、事業開始の遅れに伴い12万5,000円増額するものであります。

次に、歳出について説明いたします。6ページになります。

1 款総務費1項1目一般管理費について、補正前の額51万1,000円に139万2,000円増額し、190万3,000円とするものです。

3 款保険事業費1項4目訪問指導事業費13万円予算計上し、同款2項1目予防重視一体的事業収入323万8,000円減額し、補正後の額を651万1,000円とするものです。こちらも一体的事業の開始の遅れに伴うものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第47号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから、議案第47号について討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、令和2年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第47号、令和2年度伊仙町後期高齢者特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△ 日程第12 議案第48号 令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号) ○議長(明石秀雄君)

日程第12 議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号) について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

〇健康増進課長 (澤佐和子君)

議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号)について

補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

予算書1ページ、歳入歳出予算補正をお開きください。

歳出予算内の組替えであり、歳入歳出の予算の増減はございません。

予算書3ページをお開きください。

歳出におきまして、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節報償費におきまして、フリーインストラクター報償費6万円を減額し、2款1項1目健康増進事業費7節報償費を6万円増額とする組替えを行うものであります。

今年度、今回の新型コロナウイルス感染症対策としまして、4月1日から5月14日に鹿児島県の緊急事態宣言が解除されるまでの1か月半、ほーらい館を休業いたしました。15日から再開するに当たり、感染対策としてご利用いただく皆様の健康チェックを強化し、送迎バスの中や館内においての感染対策として検温や体調チェックを行う必要があり、送迎バスの乗車前の検温などを15日から31日までの16日間実施いたしました。休業中のヨガなどフリーインストラクターの報償費減額分を体調チェックを依頼した健康運動インストラクターの報償費として組替えをさせていただくものであります。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長 (明石秀雄君)

議案第48号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第48号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号) を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、議案第48号、令和2年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 陳情第3号 陳情審査委員長報告

△ 日程第14 陳情第4号 陳情審査委員長報告

〇議長 (明石秀雄君)

日程第13 陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情、日程第14 陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について、2件一括して議題といたします。

陳情第3号の結果について、経済建設常任委員長より報告を求めます。

〇経済建設常任委員長 (美島盛秀君)

経済建設常任委員会、委員長報告をいたします。

陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情について。

陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情についての審査報告を行います。

去る3月10日、令和2年度一般会計外後、特別会計当初予算審査特別委員会による現地調査終了後、議会委員会室において、委員7名、事務局1名の下、慎重に審査を行いました。

同陳情は、町道木之香糸木名線として、特に木之香集落民の方々にとっては、亀徳港の利用や買い物で亀津方面に出向くとき、あるいは徳之島空港を利用するために天城方面へ出向くときには、必ず通らなければならない極めて重要な生活道路であるとのことでありました。しかしながら、同路線は狭隘なために離合が難しく、急カーブも多いために、危険を感じざるを得ない状況であります。また、同沿線には町内唯一のゴルフ場練習があり、町内外から多くの方が練習のために行き来する道路ともなっており、早期に道路改良の計画及び着工を願うという趣旨でありました。

当委員会においては、集落住民による交通の利便性などを図るため、地権者への土地の提供協力を呼びかけていただき、過疎並びに辺地計画に盛り込んだ上で、工事の着工に向けて取り組まれるべきとの意見に達し、審査の結果、陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定 に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

令和2年6月12日、経済建設常任委員会委員長、美島盛秀。

〇議長 (明石秀雄君)

これから、陳情第3号の委員長報告に対する質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから、陳情第3号について討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情を採決します。この採決は起立 によって行います。この陳情第3号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、陳情第3号、町道木之香糸木名線の改良に関する陳情は採択するものと決定しました。

陳情第4号の結果について、総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

〇総務文教厚生常任委員長(牧 徳久君)

総務文教厚生常任委員会、委員長報告を行います。

陳情第4号の審査結果について報告いたします。

去る6月11日本会議終了後、議会委員会室において、委員7名、教育委員会総務課長、事務局1名 出席の下、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育国庫費負担制度2分の1復元を図るための2021 年度政府予算に係る陳情書類採択の要請についてを慎重に審査いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、4月 以降も再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入るなど、学校現場では学びの保証や心の ケア、感染症対策など、教職員が不断の努力を続けております。本町においても、国県の要請を受 けまして、9日間の臨時休業を行い、感染拡大防止に努めてまいりました。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校などの解決すべく課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や、授業準備の時間を十分確保することが困難な状況となっております。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置ではなく抜本的な定数改善計画に基づく教員定数改善が不可欠であります。これらのことから、子供たちの豊かな学びを保障するため、義務教育費国庫負担制度2分の1復元は不可欠との結論に達しました。

よって、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021 年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、採択されるべきものと決定し、議員発議として 意見書を関係省庁へ送付することになりました。

令和2年6月12日、総務文教常任委員長、牧 徳久。

〇議長 (明石秀雄君)

これから、陳情第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから、陳情第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021 年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。この採決は起立によって行います。 この陳情第4号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長 (明石秀雄君)

起立多数です。したがって、陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択するものと決定しました。

△ 日程第15 発議第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書 ○議長(明石秀雄君)

日程第15 発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書を議題とします。

提出者より意見書について趣旨説明を求めます。

〇総務文教厚生常任委員長(牧 徳久君)

議員発議、先ほど採択されました陳情第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担金制度の2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、皆さんにお配りしてあります意見書を、地方自治法第99条の規定に基づき関係する省庁へ意見書を送付することといたしました。

令和2年6月12日、総務文教厚生常任委員長、牧 徳久。

〇議長 (明石秀雄君)

これから、発議第1号について質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 (明石秀雄君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021 年度政府予算に係る意見書を採決します。

お諮りします。発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2021年度政府予算に係る意見書は、原案のとおり決定いたしました。

なお、ただいま原案可決された意見書については、地方自治法第99号の規定により、本日付で関係各省庁へ送付いたしますので、ご報告申し上げます。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

〇議長 (明石秀雄君)

日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75号の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会議日程 等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに 決定しました。

△ 日程第17 各常任委員会の閉会中の継続審査・調査の件について

〇議長 (明石秀雄君)

日程第17 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

総務文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則75条の規定によって、 お手元にお配りしました所掌事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (明石秀雄君)

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに決 定しました。 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回伊仙町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 美島盛秀

伊仙町議会議員 岡林剛也

伊仙町議会議員 牧 徳 久